

平成 20 年 旭市議会第 2 回定例会会議録目次

第 1 号 （6月10日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	3
開 会	4
人事の紹介	4
議長報告事項	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案上程	6
議案第 1 号 旭市名誉市民条例の制定について	
議案第 2 号 工事委託契約の締結について	
議案第 3 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
議案第 4 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
議案第 5 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	
議案第 6 号 専決処分の承認について （旭市税条例の一部を改正する条例）	
議案第 7 号 専決処分の承認について （旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）	
議案第 8 号 専決処分の承認について （旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	
議案第 9 号 専決処分の承認について （旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例）	
議案第 10 号 専決処分の承認について （旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例）	

報告第 1 号 平成 19 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について	
報告第 2 号 平成 19 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について	
報告第 3 号 平成 19 年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について	
報告第 4 号 平成 19 年度旭市病院事業会計予算繰越計算書について	
報告第 5 号 平成 19 年度旭市国民宿舎事業会計継続費繰越計算書について	
報告第 6 号 旭市土地開発公社の事業経営状況について	
報告第 7 号 財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について	
報告第 8 号 専決処分の報告について	
提案理由の説明並びに政務報告	7
議案の補足説明及び報告の説明	16
議案上程	38
議案第 11 号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
提案理由の説明	38
議案の補足説明	39
散 会	40

第 2 号 （6月12日）

議事日程	41
本日の会議に付した事件	41
出席議員	41
欠席議員	42
説明のため出席した者	42
事務局職員出席者	42
開 議	43
議案質疑	43
議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 11 号直接審議（先議）	58
常任委員会議案付託	59
常任委員会請願付託	59
常任委員会陳情付託	60
散 会	61

第 3 号 (6月13日)

議事日程	6 3
本日の会議に付した事件	6 3
出席議員	6 3
欠席議員	6 3
説明のため出席した者	6 3
事務局職員出席者	6 4
開 議	6 5
一般質問	6 5
5 番 林 七 巳	6 5
8 番 滑 川 公 英	7 3
4 番 伊 藤 房 代	9 2
2 1 番 高 橋 利 彦	9 9
散 会	1 2 2

第 4 号 (6月16日)

議事日程	1 2 3
本日の会議に付した事件	1 2 3
出席議員	1 2 3
欠席議員	1 2 3
説明のため出席した者	1 2 3
事務局職員出席者	1 2 4
開 議	1 2 5
一般質問	1 2 5
1 番 伊 藤 保	1 2 5
1 1 番 木 内 欽 市	1 3 1
1 3 番 日 下 昭 治	1 4 9
散 会	1 7 1

第 5 号 (6月25日)

議事日程	173
本日の会議に付した事件	173
出席議員	174
欠席議員	174
説明のため出席した者	174
事務局職員出席者	175
開 議	176
常任委員長報告	176
質疑、討論、採決	179
常任委員長請願報告	181
質疑、討論、採決	182
常任委員長陳情報告	183
質疑、討論、採決	185
発議案上程	187
発議第1号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について	
提案理由の説明	188
質疑、討論、採決	189
議案上程	189
議案第12号 旭市名誉市民の決定につき同意を求めることについて	
提案理由の説明	189
議案の補足説明	191
質疑、討論、採決	191
旭市農業委員会委員の推薦	192
議員派遣の件	193
事務報告	194
閉 会	194

平成20年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成20年6月10日(火曜日) 午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 人事の紹介
 - 第 3 議長報告事項
 - 第 4 会議録署名議員の指名
 - 第 5 会期の決定
 - 第 6 議案上程
 - 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 人事の紹介
 - 日程第 3 議長報告事項
 - 日程第 4 会議録署名議員の指名
 - 日程第 5 会期の決定
 - 日程第 6 議案上程
 - 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明
 - 追加日程第 1 議案上程
 - 追加日程第 2 提案理由の説明
 - 追加日程第 3 議案の補足説明
-

出席議員(24名)

1 番 伊 藤 保
3 番 平 野 忠 作

2 番 島 田 和 雄
4 番 伊 藤 房 代

5番 林 七 巳
 7番 景 山 岩三郎
 9番 嶋 田 哲 純
 11番 木 内 欽 市
 13番 日 下 昭 治
 15番 林 俊 介
 17番 林 一 雄
 19番 嶋 田 茂 樹
 21番 高 橋 利 彦
 24番 神 子 功

6番 向 後 悦 世
 8番 滑 川 公 英
 10番 柴 田 徹 也
 12番 佐久間 茂 樹
 14番 平 野 浩
 16番 明 智 忠 直
 18番 高 木 武 雄
 20番 向 後 和 夫
 22番 林 正一郎
 26番 林 一 哉

欠席議員（1名）

25番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 病院事務部長 伊 藤 敬 典
 秘書広報課長 加 瀬 寿 一
 財 政 課 長 平 野 哲 也
 市 民 課 長 木 内 國 利
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課長 在 田 豊
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 中 野 博 之
 消 防 長 菅 谷 衛 一
 庶 務 課 長 浪 川 敏 夫
 生涯学習課長 花 香 寛 源

副 市 長 鈴 木 正 美
 病 院 事 業 者 吉 田 象 二
 管 理 者
 総 務 課 長 高 埜 英 俊
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 野 口 徳 和
 環 境 課 長 平 野 修 司
 健康管理課長 小長谷 博
 高 齢 者 横 山 秀 喜
 福 祉 課 長
 農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 会 計 管 理 者 渡 辺 輝 明
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 及 川 博
 国体推進室長 高 野 晃 雄

林	久	男
野	口	國男
鐺	木	友孝

小 田 雄 治
鈴 木 清 武

事務局長 宮本英一

事務局次長 石 毛 健 一

開会 午前 10時 0分

○議長（明智忠直） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市勢要覧及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（明智忠直） ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより平成20年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（明智忠直） 日程第2、人事の紹介。

去る4月1日の異動による人事の紹介をいたします。

菅谷衛一消防長。

渡辺輝明会計管理者。

高野晃雄国体推進室長。

なお、このほかの異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書によりご了承願います。

◎日程第3 議長報告事項

○議長（明智忠直） 日程第3、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承をいただきたいと思います。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（明智忠直） 日程第4、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。26番、林一哉議員、1番、伊藤保議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第5 会期の決定

○議長（明智忠直） 日程第5、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第2回定例会の会期は、本日から6月25日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月25日までの16日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（明智忠直） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第10号までの10議案と、報告第1号から報告第8号までの報告8件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第6 議案上程

○議長（明智忠直） 日程第6、議案上程。

議案第1号から議案第10号までの10議案と報告第1号から報告第8号までの報告8件を一括上程いたします。

議案第 1号 旭市名誉市民条例の制定について

議案第 2号 工事委託契約の締結について

議案第 3号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 4号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 5号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 6号 専決処分の承認について

（旭市税条例の一部を改正する条例）

議案第 7号 専決処分の承認について

（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第 8号 専決処分の承認について

（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第 9号 専決処分の承認について

（旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例）

議案第10号 専決処分の承認について

（旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例）

報告第 1号 平成19年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 2号 平成19年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 3号 平成19年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について

報告第 4号 平成19年度旭市病院事業会計予算繰越計算書について

報告第 5号 平成19年度旭市国民宿舎事業会計継続費繰越計算書について

報告第 6 号 旭市土地開発公社の事業経営状況について

報告第 7 号 財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について

報告第 8 号 専決処分の報告について

◎日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（明智忠直） 日程第 7、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成20年旭市議会第 2 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第 1 号は、旭市名誉市民条例の制定についてでありまして、市の振興発展に寄与し、その功績が卓抜であり市民のひとしく敬愛する方に対して、旭市名誉市民の称号を贈り、顕彰することを目的として条例を制定するものであります。

議案第 2 号は、工事委託契約の締結についてでありまして、旭市公共下水道浄化センターの増設に係る建設工事等を日本下水道事業団へ委託するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第 3 号から議案第 5 号までの 3 議案は、いずれも旭市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありまして、現委員の任期が来る 8 月 18 日をもって満了となるため、後任の委員を選任するにあたり議会の同意を求めるものであります。

私は、高根雅人氏、若林昭一氏、高埜一衛氏が適任であり、再度お願いしたいと考え提案するものであります。

なお、現在の委員は 4 名となっておりますが、これは旭市税条例附則第 2 条の 8 による合併時の特例であり、今般、同条例第 78 条の本則に基づいて 3 名の委員を選任するものであります。

議案第 6 号から議案第 10 号までは、専決処分の承認についてでありまして、いずれも急施を要したため、専決処分したものであります。

議案第6号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、専決処分したものであります。

議案第9号は、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、健康保険法に定める診療報酬が改定されたことに伴い、専決処分したものであります。

報告第1号は、平成19年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、平成19年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、平成19年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について、報告第4号は、平成19年度旭市病院事業会計予算繰越計算書について、報告第5号は、平成19年度旭市国民宿舎事業会計継続費繰越計算書について、報告第6号は、旭市土地開発公社の事業経営状況について、報告第7号は、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について、報告第8号は、議会の指定した専決処分について、それぞれ報告するものであります。

次に、平成19年度の一般会計並びに各特別会計の執行結果についてその概要を申し上げます。

平成19年度の一般会計並びに各特別会計は、5月31日に出納を閉鎖し、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営にあたっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、平成19年度の一般会計は、概算で歳入総額263億3,200万円、歳出総額254億4,900万円となり、繰越財源を差し引いた実質収支額は8億400万円が見込まれるものであります。また、各特別会計においても、概ね順調な決算となる見込みであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

はじめに、消防行政について申し上げます。

平成19年中の消防活動の状況は、火災発生41件、救急出場2,654件、救助出場34件となり、火災発生件数は減少しているものの、救急出場及び救助出場はともに増加しております。

救急出場の近年の特徴としては、旭中央病院から管外の病院への転院搬送が増加していることから、消防本部では、旭中央病院と連携し、救急救命士に定期的な病院研修を受講させ

るなど、救急隊員の資質向上に努めております。

また、消防体制の更なる充実を図るため、本年4月1日から消防団組織を再編したところであり、今後も、市民の安全で安心な生活を確保するために努力してまいります。

次に、生活環境について申し上げます。

清潔で住みよい生活環境づくりについては、「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様のご協力をいただきながら、環境保全ときれいなまちづくりを目指して、各種の事業を実施しているところであります。

なお、例年実施している春のゴミゼロ運動については、雨天のため中止となりましたが、この運動は地域社会に定着していることから、今後も、この運動を継続し、環境美化に対する市民意識の高揚に努めてまいります。

次に、本年度から新たな取り組みとして、資源ごみを地域で集団回収するリサイクル運動を進めております。この事業は、区や自治会、子ども会、老人クラブなどが自主的に各家庭から出る資源ごみを集団回収するものであり、新たなリサイクル活動として市民の間に定着することを期待しているところであります。

また、去る5月22日に静岡市で開催された全国海岸大会において、昨年に引き続き、本市から三川小学校が海岸功労者として表彰されました。同校は、昭和33年から49年間、海水浴のシーズン前に三川浜周辺の清掃活動を行ってきており、長年にわたる環境美化活動への貢献が認められたものであります。今後も、このような活動が継続していくことを期待するものであります。

次に、あさひ健康福祉センターについて申し上げます。

あさひパークゴルフ場が来る7月から供用開始となりますので、これに合わせて、あさひ健康福祉センターにおいても、7月からは年中無休で運営いたします。今後も、市民の健康増進施設として、パークゴルフ場との相乗効果を期待しております。

次に、旭市山の家について申し上げます。

山の家については、市民の保養施設として、今年も7月1日から10月末まで開設いたします。この施設は、昭和52年に建設したものであり、以来、30年を経過する中、利用者は横ばいの状況にありますが、近年、市内の各地域からの利用者も見受けられることから、今後も、多くの市民の皆様に利用していただけるようPRに努めてまいります。

なお、施設の一部に経年劣化が見られることから、今後は、利用者の動向等を勘案しながら、施設のあり方についても検討したいと考えております。

次に、児童福祉について申し上げます。

干潟保育所については、学校法人旭鈴木学園が指定管理者となり、本年4月から新たな保育体制が開始されました。

当初は、保護者の不安等も心配されましたが、順調に運営されておりますので、今後も、保護者からのご意見等をしっかりと取り入れていただき、公設民営の保育所として適切に運営されることを期待しております。

次に、公立保育所の耐震化について申し上げます。

保育所施設については、平成19年度に実施した耐震診断の結果に基づき、本年度中に整備計画を策定することとしており、耐震補強工事や改築等の計画立案にあたっては、保護者をはじめ、地域の皆様のご意見等をいただきながら進めてまいります。

次に、障害者福祉について申し上げます。

現行の障害福祉計画は、本年度が最終年度となることから、計画の見直しを行うこととしており、見直しに当たっては、より障害者の皆様の実情を考慮した計画とするため、第1期計画の実績を検証するとともに、地域自立支援協議会等のご意見をいただきながら、平成23年度までの第2期の計画を策定してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育法及び教育職員免許法が改正されるなど、教職員の資質向上が強く求められる中、子ども達の健やかな成長と学力の向上を願い、本年度から市独自に研修会等を開催するなど、教職員の指導力等の向上に努めてまいります。

また、児童生徒へのきめ細かな指導を行うため、市の単独事業として、小学校に9名、中学校に2名の教諭補助員を配置するとともに、適応指導教室指導員2名を配置し、不登校児童・生徒の指導に努めているところであります。

放課後児童健全育成事業については、本年度は14か所で開設し、417名の児童が学童保育を利用していることから、今後も、入所児童の安全確保と指導内容の充実に努めてまいります。

また、沖縄交流事業は7月23日から3日間、市内小学生20名が沖縄県中城村を訪問し、児童相互の友好関係を深めることとしており、この事業を通じ、子どもたちがより広い視野を持てることを期待しているところであります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第二中学校校舎改築工事については、3階部分の躯体工事に着手し、本年10月の完成に向

けて工事は順調に進捗しております。

なお、校舎の完成後は、連絡通路・部室等の改築、旧校舎等の解体、屋外運動場の整備へと順次、工事を進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

心豊かで生きがいのある生活の目標に向け、新年度の各種講座が5月から始まっており、社会教育施設においては、幅広い年齢層から大勢の参加をいただいております。

去る6月1日には、海上公民館において「第28回海上公民館まつり」が開催され、各種講座やサークル等の学習成果の発表を行ったところであり、今後も、多様化する市民の学習意欲に対応した新しい知識や技術を身につけるための講座等を企画してまいります。

次に、文化振興について申し上げます。

市民参加型事業としての市民ミュージカルについては、去る5月10日に応募団員41名による結団式を行ったところであり、来る10月の公演開催に向け、精一杯、練習に取り組まれることを期待しております。

次に、農業について申し上げます。

水田農業については、米の生産調整の新たな手法として、これまで市内の畜産農家と連携した飼料用米の取り組みを進めてきたところであり、その結果、現在、約41ヘクタールに上る飼料用米の申し込みがありました。

これは、県内では最大の取り組みとなり、県をはじめ各方面で大きな関心をいただいているところでもあります。

野菜の生産振興については、本年度も県の「園芸王国ちば」強化支援事業を積極的に活用し、園芸用ハウスや生産管理用機械の整備に対する支援を行っているところでもあります。

また、昨年度はトマト黄化葉巻病防除対策として市単独で0.4ミリメートル目合いの防虫ネットに対して助成をいたしましたが、本年度は県事業として新規に補助制度が設けられたことから、今後も、施設園芸に対して市単独事業と併せて支援してまいります。

畜産については、近年、消費者の食に対するニーズが多様化する中、食の安全が強く求められてきており、これらに対応しながら安定的に出荷できることが経営の課題となっております。

去る3月17日には、農林水産省の職員を迎え、家畜疾病対策や畜産物の販路開拓の取り組みをテーマとした「畜産シンポジウム」を開催し、4月24日には「食肉流通市場の動向とそれに対応する販売戦略、防疫対策の強化による安定した出荷」と題して、養豚経営安定講習

会を開催したところであります。

また、養豚経営者から疾病対策として強い要望のあった豚サーコワクチンの使用については、昨年7月に本市で行った現地検討会等の働きかけもあり、この3月に異例の速さで認可されました。

現時点では、正確な成果は把握できておりませんが、幼齢での死亡頭数は著しく減少しているとの報告を受けているところであります。

飯岡西部地区の基盤整備事業については、現在、大利根土地改良区と連携して予定地区の現地調査を実施しているところであり、今後も、県事業としての早期採択に向けて取り組んでまいります。

次に、水産まつりについて申し上げます。

去る5月25日に、飯岡漁港内において、新鮮な魚や加工品並びに市内の様々な農産物を集めた、第2回「旭市いいおか港・水産まつり2008」を開催いたしました。

当日は、雨天にもかかわらず大勢の来場者で賑わいを見せ、大盛況の中で、無事終了することができました。

今後も、水産まつりを通じて、来場者等との交流による消費者の信頼確保と販路の拡大を図るなど、本市の農水産業の活力ある発展につながるイベントにしていきたいと考えております。

次に、交流事業について申し上げます。

昨年、住民協働の組織として立ち上げられた都市農漁村交流協議会では、多くの交流イベントを実施しており、去る5月には「幽学の里で米づくり交流事業」や「花の交流事業」を開催し、消費者団体や都市住民などを交える中、大勢の方々に農業や郷土料理を体験していただくことができました。

また、5月24日には、江戸川区の中学生とのスポーツ交流事業の野球大会を開催いたしました。

当日は、江戸川区から2校70人、本市からは5校172人の生徒が参加して熱戦を繰り広げたところであり、試合後は宿泊先の海上キャンプ場において、市特産の肉や野菜、魚介類を堪能するとともに、翌日は、大原幽学記念館やいいおか港水産まつり等を見学していただき、無事終了することができました。

9月には卓球大会も予定されており、これらの各種交流事業を通じて、旭市の魅力を市内外に積極的にPRするとともに、より理解を深めていただくことが、本市の産業振興につな

がるものと期待しているところであります。

次に、商業振興について申し上げます。

旭市商業振興連合会では、既存商店会等の振興策として、プレミアム付き共通商品券の発行に取り組んでおります。

今年も12,000セット、総額1億3,200万円の発行を予定しており、6月22日には6,000セット、6,600万円分を販売いたします。市としても、これらのイベントに対して中心市街地や商店街等の活性化が図られるよう支援してまいります。

次に、観光について申し上げます。

今年も袋公園において、去る4月1日から5月5日まで桜まつりを開催し、併せて鯉のぼりの掲流を行いました。

4月5日には、袋公園美化推進協議会主催による子供ゲーム大会、お囃子、カラオケ大会などと合わせ、商工会主催のわくわく市場も同時開催され、当日は1万3,000人余りの親子連れで賑わいを見たところであります。

次に、夏期観光について申し上げます。

海水浴場については、7月19日から8月24日までの37日間、飯岡海水浴場と矢指ヶ浦海水浴場を開設する予定であり、観光協会をはじめ関係機関のご協力をいただきながら、来遊者が安全で楽しく過ごしていただけるよう準備を進めているところであります。

期間中、「あさひ砂の彫刻美術展」は7月20日に、「いいおかYOU・遊フェスティバル2008」は7月26日と27日に、「サマーフェスタイン矢指ヶ浦2008」は8月2日に、第54回「旭市七夕市民まつり」は8月6日と7日に開催することとしており、それぞれのイベントに多くの観光客を迎えられるよう、各実行委員会を中心に検討が行われているところであります。

また、長熊スポーツ公園整備事業については、平成21年3月の完成を目指し、現在、契約等の準備を進めているところであります。

次に、国民宿舎について申し上げます。

平成19年度から実施しております施設の改修工事は、レストランをはじめラウンジ工事、耐震補強工事など、一階部分の工事は完了し、現在、客室の改修工事を行っているところであります。

7月10日には東館の客室工事が完了し、供用を開始いたしますが、西館については9月から工事に着手することとしており、来る12月10日には、全館リニューアルとなった「食彩の

宿いおか」として生まれ変わります。

今後も、本市の旬の素材を活かした食の提供を基本に、観光交流の拠点施設としてその役割を担えるよう、しっかりと経営改善対策に取り組んでまいります。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めており、現在、11件の工事を発注したところであります。

また、国の補助事業については、旭中央病院アクセス道整備事業、十日市場地区及び西野地区の排水路整備事業、1級2号線歩道整備事業並びに埴新町の道路改良工事について、まちづくり交付金や地方道路整備臨時交付金、防衛省補助金などの有利な財源を活用することとしており、5月末までに、すべての事業について補助金等の内示を受けておりますので、今後は、関係機関と協議を進めながら早期に着工できるよう準備を進めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道の供用区域については、認可区域の約76パーセントにあたる153.7ヘクタールの区域で使用が可能となります。

現在、対象世帯1,934世帯のうち1,151世帯で使用され、日量約1,000立方メートルの汚水を適正に処理しております。

また、面整備工事については、本年度は袋地先の約2.6ヘクタールの整備を予定しており、地元説明会を開催するなど早期に発注できるよう準備を進めているところであります。

なお、目標年次の平成23年度までには、供用開始区域の拡大に伴い、汚水流入量の増加が見込まれることから、浄化センターの増設工事を4か年計画で実施することとしており、今般、当該工事等を日本下水道事業団に委託するにあたり、今議会に関連する議案を上程したところであります。

次に、病院事業について申し上げます。

旭中央病院は、地域の基幹病院として高度医療や救急などの不採算医療を受け持ちながら、健全経営を維持しております。

病院の再整備事業については、実施設計の作業中であり、現在、建物の仕様などの詳細部分について、検討を行っているところであります。

次に、地域資源価値創造事業について申し上げます。

潜在的な文化・観光資源を掘り起こし、全国へ向けての情報発信を試みるこの事業は、現在、漫画家の「ちばてつや先生」のご協力をいただきながら準備を進めているところであり

ます。

第1弾として、6月14日から22日まで、商工会館において、ちばてつや先生の原画展を開催することとしており、期間中は、様々なイベントを開催する中、先生にも協力をいただけると伺っております。

初日となる14日には、中央商店街において各商店会の売り出しや地元の農水産物などの展示即売を行うなど、地元の農家の皆様にも参加していただく中、初めての試みとなる「食の市」が開催されます。当日は、スタンプラリーと併せて中央商店街へ人の流れを誘導するとともに、翌15日には、ちば先生のサイン会や講演会などを予定しているところであり、大勢の市民の方々に感銘をいただけるものと期待しております。

また、21日、22日には、スタンプラリーの参加者向けに、原画展から中央商店街、そして大原幽学記念館、飯岡駅、刑部岬などを巡るバスツアーを運行することとしており、この原画展を契機に来訪者へのPRに努めてまいります。

第2弾は、7月1日にオープンするパークゴルフ場の活用であります。パークゴルフ場は、市民の健康増進はもとより、本市の新たな観光施設として大きな期待を持てる施設であり、来る6月29日のオープン記念イベントには、ちば先生にも参加していただき記念式典を執り行うこととしております。

なお、スコアカードやパンフレット等には、ちば先生の漫画キャラクターである「あした天気になあれ」の「向太陽」を使用させていただくこととしており、これらの活動を通じて、本市の観光振興に新たな話題を提供できるものと考えております。

最後に、子ども議会について申し上げます。

昨年に引き続き、来る7月29日に市内小中学校20校の児童・生徒を対象に子ども議会を開催することいたしました。

小学校から各1名、中学校から各2名、合計25名の子ども議員の参加を予定しているところであり、地方自治制度や議会制度などを実際の議場で体験することにより、市の行政運営について少しでも理解を深めてもらえたらと考えております。

当日は、子どもの視点から市政に対する率直な意見が出てくることを期待するものであり、実りある議論が展開できることを楽しみにしております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者からご説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜り

ますようお願い申し上げます。

○議長（明智忠直） 提案理由の説明及び政務報告は終わりました。

◎日程第8 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（明智忠直） 日程第8、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第5号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

○総務課長（高埜英俊） 議案第1号及び議案第3号から議案第5号までについて補足説明をいたします。

議案第1号は、旭市名誉市民条例の制定についてであります。

第1条は目的で、市民又は市に縁故の深い方であって、市の振興発展に寄与し、その功績が卓抜であり、市民のひとしく敬愛する方に「旭市名誉市民」の称号を贈り、顕彰することを定めております。

第2条は決定で、市長が議会の同意を得て行うことを定めます。

第3条は顕彰で、称号を贈り、広報で事績を公表し、名誉市民は終身その名誉を保有する旨の規定でございます。

第4条は待遇について、第5条は委任について、それぞれ規定するものでございます。

続いて、議案第3号から議案第5号までは、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

現委員の任期が、来る8月18日に満了となるため、後任を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により、あらかじめ議会の同意をいただくものでございます。

議案第3号により選任したい方は、旭市口の1240番地にお住まいの高根雅人氏、昭和40年10月17日生まれの方でございます。

議案第4号により選任したい方は、旭市後草1855番地にお住まいの若林昭一氏、昭和15年5月11日生まれの方でございます。

議案第5号により選任したい方は、旭市三川8345番地にお住まいの高埜一衛氏、昭和16年

1月7日生まれの方でございます。

以上で、議案第1号及び議案第3号から第5号までの補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 中野博之 登壇）

○下水道課長（中野博之） 議案第2号、工事委託契約の締結について補足説明を申し上げます。

本議案は、旭市公共下水道旭市浄化センターの建設工事の委託契約について、議会の議決をお願いするものであります。

それでは、議案内容についてご説明申し上げます。

1点目の件名は、旭市公共下水道旭市浄化センターの建設工事の委託契約であります。

2点目の契約の方法は、随意契約であります。

3点目の契約の金額は、9億8,600万円であります。

4点目の契約の相手方は、東京都新宿区四谷三丁目3番1号、日本下水道事業団であります。

次に、契約内容について申し上げます。

まず、契約の手法としては、事業費、事業年度、整備施設の概要等を定め、これを基本協定として契約締結することとなります。

建設年度は、平成20年度から平成23年度までの4か年であります。

工事の委託内容は、現事業認可の目標年次である平成23年度末に供用開始区域の拡大等により汚水流入量の増加が見込まれるため、これに必要な高段ポンプ棟、水処理施設等の土木・建築施設と機械・電気設備を整備するものであります。

平成20年度から23年度までの年度別事業費につきましては、平成20年度は9,000万円、平成21年度は3億7,600万円、平成22年度は3億3,400万円、平成23年度は1億8,600万円を見込んでおります。

なお、年度別契約については、それぞれの年度ごとに実施協定を締結することとなります。

今後のスケジュールにつきましては、本議会において議決をいただいた後に、日本下水道事業団と平成20年度の実施協定を締結することとしております。

その後、日本下水道事業団において入札手続きが行われることとなります。

工事着手の時期としては、9月下旬から10月初旬ころになるかと思われます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（明智忠直） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号、議案第7号、議案第8号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 野口徳和 登壇）

○税務課長（野口徳和） 議案第6号、旭市税条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、平成20年度税制改正に係る地方税法等の改正により、個人住民税の寄附金税制の抜本的改正、公的個人年金からの個人住民税の特別徴収の開始、省エネ改修住宅に係る固定資産税の減免措置の整備などが行われたことに伴い、国の準則により所要の改正を行ったものであります。

それでは、お手元の条文の順にご説明いたします。

第19条の改正は、延滞金の適用について、新たに追加された年金からの特別徴収の納期を定めた第47条の4第1項の規定を追加するものであります。

次に、第23条第1項の改正は、公益法人改革に伴う制度改正に伴い、一般社団・財団法人化されたものについては法人とみなして法人市民税が課されるため、市民税の均等割のみの区分から外れるため、削除するものであります。また、同条第3項は文言の整備であります。

次に、31条第2項本文の改正は、「法人等」を「法人」に文言を整備するものであります。また、同項の表については、全部改正により、旧均等割区分1号から9号の順番を逆にし、均等割額5万円の法人を第1号に改め、以下順番を修正するものであります。資本金等の額及び従業員数の区分に対する均等割額の変更はございませんが、文言整理を行い、対象となる法人の区分を追加するものであります。

飛びまして、3ページをお願いします。

第31条第3項は、根拠条文の削除による文言整理であります。

次の第33条から第36条の2第4項までの改正は、寄附金税額控除関係の改正となります。

第33条第3項及び第5項の改正は、引用条文の条ずれによる文言整理であります。

次に、第34条の2の改正は、寄附金控除が所得控除から外れたための文言整理であります。

次に、第34条の8及び第34条の7の改正は、寄附金税額控除を追加するため、1条ずつずれるとともに、引用条文の条ずれにあわせて文言を整理するものであります。

次に、第34条の7を加える改正は、税制改正に伴う個人住民税に係る寄附金控除について条文を整備するものであります。

次に、4ページをご覧ください。

第1項は、個人住民税の寄附金に係る控除方式が、従来の所得控除方式から税額控除方式に変更され、また、控除額の上限が総所得金額等の30%に引き上げられるとともに、適用下限額が5,000円に引き下げられたものです。

控除の対象となる額は、賦課期日の属する年の前年中に行った寄附金の5,000円を超えた部分の6%となります。対象となる寄附金は、都道府県又は市町村に対する寄附（第1号）並びに共同募金会、赤十字社に対する寄附（第2号）を規定いたします。

中段になります。

第2項は、市町村等に対する寄附の場合に加算される特別控除額を規定いたします。特例控除額は、ふるさと納税の制度趣旨から、都道府県、市町村に対する寄附金税制を促進するため、当該地方公共団体に対する寄附を行った場合に加算されるもので、寄附金中5,000円を超えた部分に、各号に定める区分に応じた割合を乗じて得た金額の5分の3が対象となります。

5ページの下段をご覧ください。第36条の2は文言整理であります。

次は、6ページをご覧ください。

第38条から第47条の6の改正までは、公的年金に係る特別徴収関係の改正となります。

第38条、第41条、第44条から第47条の改正は、公的年金に係る特別徴収関係規定の追加による文言整理であります。

第47条の2の改正は、今年度税制改正に伴う公的年金に係る特別徴収について規定するもので、65歳以上の方の老齢基礎年金から個人住民税を天引きするものであり、平成21年10月以後適用されるものであります。

第1項は、前年の年金所得に係る市民税の所得割と均等割の合算額の2分の1を特別徴収額として、10月1日から翌年3月31日までの間に支払われる年金から特別徴収する旨を規定したものであります。

7ページの中段をご覧ください。

第2項は、年金以外の所得がある場合は加算して特別徴収する旨を規定したものであります。

第3項は、初めて年金から特別徴収される場合、特別徴収される税額以外の税額を普通徴収によって徴収する旨を規定したものであります。

8ページをご覧ください。

第47条の3は、特別徴収義務者を年金保険者とする旨を規定したものであります。

次に、第47条の4は、1回に特別徴収する額を、前2条に定める額を10月1日から翌年3月31日までの間の年金の支払い回数で除して得た額と定め、納入時期を徴収した月の翌月10日までと規定したものであります。

次に、第47条の5は仮特別徴収について定めるもので、第1項は、前年度の10月から3月まで年金の特別徴収をされていた方が4月から9月まで特別徴収対象年金を受給する場合は、前年度の10月から3月までに特別徴収されていた額を仮特別徴収税額として特別徴収する旨を規定したものであります。

9ページをご覧ください。

第2項並びに第3項は、仮特別徴収を行った場合の読み替えを規定したものであります。

次に、第47条の6第1項は、特別徴収非該当となった場合に、普通徴収によって徴収する旨を規定したものであります。

第2項は、特別徴収されなくなった方に係る既に特別徴収された額が、徴収すべき税額を超えていた場合の規定で、その方に未納の徴収金があるときは充当する旨を規定したものであります。

10ページの中段をご覧ください。

第48条から第131条までの改正は、公益法人制度改革により、従来の公益法人が非課税の公益社団・財団法人とそれ以外の一般社団・財団法人に分類されたため、所要の改正を行ったものであります。

第48条、第50条、第51条第1項第4号並びに第56条の改正は、文言整理であります。

次に、第54条第5項並びに第131条第4項の改正は、独立行政法人緑資源機構の廃止に伴う文言整理であります。本則の改正は以上となります。

次に、11ページをご覧ください。

続いて、附則の改正となります。

附則第4条の2は、公益法人等に係る市民税の課税の特例を規定するもので、通常、国等に対する贈与又は遺贈のように公益目的事業に対して贈与等を行った場合は、贈与等の額は所得に算入されませんが、公益法人制度改革により公益目的事業に対する贈与等の承認を取り消された場合、贈与等を受けた法人を贈与者とみなして市民税の所得割を課税する旨を規定するものであります。

附則第5条第3項、附則第6条第3項及び附則第7条第2項の改正は、引用条文の追加等

による文言整理であります。

次に、附則第7条の3第2項の改正は、引用条文の追加等による文言整理と、市民税住宅借入金等特別控除を通知書の送達までに申請できない場合の特例を追加するものであります。

次に、12ページをご覧ください。

附則第7条の4は、寄附金控除の特例控除額の特例を規定するものであり、各号列記の区分の2以上に該当するときは、割合の低いものを適用し、第34条の7第2項の計算を行う旨の規定であります。

下段になります。

附則第8条の改正は、肉用牛の免税特例期間を平成21年から平成24年に3年間延長し、適用される頭数を2,000頭までに制限を加える改正のほか、引用条文の追加による文言整理であります。

13ページの中段をご覧ください。

附則第10条の2第1項から第5項までの改正は、根拠条文の条ずれ等による文言整理であります。

続いて、附則第10条の2第6項の改正は、次項の熱損失防止改修住宅と区分するため、改修工事を居住安全改修工事に改めるほか、根拠条文の条ずれによる文言整理であります。

下段になります。

附則第10条の2第7項は、熱損失防止改修住宅、いわゆる省エネ住宅に係る固定資産税の減免措置が整備されたことに伴う申告書の整備のための改正であります。

14ページをご覧ください。6号の下になります。

附則第10条の3の改正は文言整理であります。

附則第16条の3第1項の改正は、上場株式に係る分離課税を規定し、併せて税率を100分の3とする旨の規定であります。

15ページをご覧ください。

附則第16条の3第2項の改正は、配当所得を総所得として算入する場合は、第1項の適用除外とする旨の規定であります。

次に附則第16条の3第3項の改正は、分離課税の適用を受けた場合の読み替え規定の文言整理であります。

16ページをご覧ください。

附則第16条の4、中段の附則第17条、次に17ページになります、附則第19条の2の改正は、

引用条文の追加に伴う文言整理であります。

附則第19条の3の改正は、上場株譲渡特例の廃止に伴い、条文を削除するものであります。

次に、附則第19条の5の改正は、上場株式等に係る譲渡損失を配当所得から控除する規定並びに引用条文等の条ずれ等に伴う文言整理であります。

飛びまして、19ページをご覧ください。

附則第19条の5を加える改正は、源泉徴収選択口座内配当等を他の配当所得を区分して計算する旨を規定するものであります。

下段になります。

附則第20条の改正は、引用条文等の条ずれ等に伴う文言整理を行った上で、特定口座の関連規定である第7項及び第8項を削る旨の規定であります。

20ページをご覧ください。

附則第20条の2、附則第20条の4並びに、21ページの中段になります、附則第20条の5の改正は、引用条文等の条ずれ等に伴う文言整理であります。

次に、附則第21条は、一般財団・社団法人化した法人も、最大5年間、公益財団・社団法人とみなされるため、読み替え規定を整備するものであります。

以上が本文附則に係る改正となります。

続いて、今回改正条例の附則となります。22ページをご覧ください。

第1条は、施行期日に関する規定であり、各号列記部分以外の規定については、4月30日の公布の日から施行する旨の規定であります。

なお、各号部分については、第1号で、附則第20条の4ほかの条約適用利子等関係の改正規定の施行日を平成21年1月1日とし、第2号で、第19条ほかの年金特別徴収関係、第34条の7ほかの寄附金税額控除関係並びに附則第8条第2項の免税牛関係規定の一部の施行日を平成21年4月1日とし、第3号で、附則第8条の残りの免税牛関係規定、附則第16条の3ほかの上場株式配当関係の一部の施行日を平成22年1月1日とするものです。

23ページをご覧ください。

第4号で、附則第19条ほかの上場株式譲渡特例関係規定の施行日を平成22年4月1日とし、第5号で、第51条ほかの公益法人改革関係規定の施行日を一般社団及び一般財団法人に関する法律の施行日とする旨を規定するものであります。

第2条は、個人の市民税に関する経過措置として、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

飛びまして、28ページの下段をご覧ください。

第3条は、法人の市民税に関する経過措置として、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

また飛びまして、30ページの下段をご覧ください。

第4条は、固定資産税に関する経過措置として、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

続いて、議案第7号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の改正に伴い、課税標準等の特例の対象となる施設の廃止等に伴う根拠条文の条ずれに伴い、所要の改正を行ったものであります。

なお、今回の改正については、同一条文で施行時期の異なる改正があるため、3条形式で改正を行ったものであります。

それでは、お手元の条文の順にご説明いたします。

第1条の改正は、旭市都市計画税条例第2条第2項及び附則第14項の改正であります。

条例第2条第2項の改正は、根拠条文の条ずれによる文言整理であります。

条例附則第14項の改正についても同様に、根拠条文の条ずれによる文言整理であります。

第2条の改正は、条例附則第14項の改正であり、新たに加わった法附則第15条第59項の施行時期が第1条の改正の施行時期と異なるため、同項の施行日に合わせて条例の施行日をずらすための改正であります。

第3条の改正も同様に、新たに加わった法附則第15条第61項の施行時期が、第1条及び第2条の改正の施行時期と異なるため、同項の施行日に合わせて条例の施行日をずらすための改正であります。

続いて、本条例の附則の説明をいたします。

附則第1項は、本条例の改正中、第1条の施行期日を公布の日とし、第2条の施行日を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とし、第3条の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日とする旨の規定であります。

附則第2項から、2ページになります、第4項までは、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

続いて、議案第8号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、後期高齢者医療制度の新設に併せ、高齢者の医療の確保に関する法律等の改正により、後期高齢者支援金等が追加されたことに伴う所要の改正を行うとともに、地方税法等の改正により、平成20年10月から開始する公的年金からの国民健康保険税の特別徴収に伴う条文の追加等について、国の準則により所要の改正を行ったものであります。

それでは、お手元の条文の順にご説明いたします。

第2条第1項の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律等の改正により、後期高齢者支援金等が追加されたことに伴う文言整理であります。

第2条第2項の改正は、後期高齢者支援金等が追加されたことに伴い、地方税法施行令で定める基礎課税額の上限が47万円に改められたことに伴い、施行令と同額に改めたものであります。

第2条第3項の改正は、文言を整理した後、同項第2条第4項に改めたものであります。

第2条第3項の追加については、後期高齢者支援金等課税額を加え、算定を所得割と均等割の合算額により、上限を12万円とする旨を規定するものであります。

次に、第3条の改正は、医療分の所得割の税率を8%から6.5%に引き下げるものであります。

第4条の改正は、医療分の資産税割の税率を40%から30%に引き下げるものであります。

第5条の改正は、医療分の均等割額を1万5,000円から1万2,000円に引き下げるものであります。

次に、第5条の2の改正は、世帯別平等割額を改めるものであり、後期高齢者医療制度に移行した者と国民健康保険対象者1名のみで構成される世帯を特定世帯と規定し、2ページになります、当該世帯に係る世帯別平等割額を1万円、その他の世帯を2万円と規定するものであります。

次に、第16条及び第17条の条ずれについては、年金特別徴収関係の条文を追加するため、10条ずつ繰り下げてそれぞれ第26条及び第27条とするものであります。

第15条第1項の改正は、後期高齢者医療制度への移行により、従来扶養されていた方に係る国民健康保険税の減免措置を担保するため、新たに第3号として市長の裁量規定を追加した後、10条繰り下げて第25条とするものであります。

第14条の条ずれについては、年金特別徴収関係の条文を追加するため、10条繰り下げて第

24条とするものであります。

第13条の改正は、基礎課税額の上限の減額、後期高齢者支援金等課税額が追加されたことに伴う文言整理であります。また、第1号の改正については、均等割額の減額並びに特定世帯平等割額の追加に伴う軽減額の減額を規定するものであり、第2号の改正については、減免判定に特定同一世帯所属者を加えて判定する旨の規定を追加したほかは、均等割額の減額並びに特定世帯平等割額の追加に伴う軽減額の減額を規定するものであります。これらについて文言整理を行った後、10条繰り下げて第23条とするものであります。

3ページをご覧ください。

第12条の改正は、引用条文の条ずれによる文言整理を行った後、10条繰り下げて第22条とするものであります。

次に、第11条の改正は、第1項中、徴収方法を明記する文言整理を行った後、10条繰り下げて第21条とするものであります。

次に、第14条から第20条までの条文の追加については、公的年金に係る特別徴収関連規定の整備であります。

第14条第1項は、特別徴収対象者の要件を定めるものであり、公的年金受給者である被保険者が年度の初日に65歳以上の場合に、国民健康保険税を特別徴収によって徴収する旨の規定の整備であります。また、第2項については、4月2日から8月1日までの間に65歳となった公的年金受給者についても、特別徴収することができる旨の規定の整備であります。

次に、第15条は、特別徴収の義務者として年金保険者を指定する旨の規定の整備であります。

4ページをご覧ください。

第16条は、特別徴収税額の納入を、徴収した月の翌月の10日までに行う旨の規定の整備であります。

次に、第17条は、死亡、転出などにより被保険者の資格を失った旨の通知を市長から受けた場合の特別徴収義務の喪失と、当該時における資格喪失者に係る徴収実績の報告義務についての規定の整備であります。

次に、第18条は、特別徴収対象者に係る仮徴収についての規定の整備であります。

次に、第19条は、新たに特別徴収の対象になった方に係る仮特別徴収を行う期間について規定するものであります。

5ページをご覧ください。

第20条第1項は、特別徴収非該当になった場合の切り替え規定の整備であります。第1項については、特別徴収されなくなった額を普通徴収によって徴収する旨を、第2項については、剰余額があるときは未納徴収金に充当する旨の規定の整備であります。

次に、第10条第1項の改正は、引用条文の条ずれ等による文言整理の後、3条繰り下げて第13条とするものであります。

6ページをご覧ください。

第9条第1項の改正は、文言整理の後、3条繰り下げて第12条とするものであります。

第11条は、特別徴収に該当する場合以外は従来の普通徴収によって徴収する旨の規定の整備であります。

次に、第6条から第8条の改正は、文言整理の後、2条繰り下げて旧第6条を第8条に、旧第7条を第9条に、旧第8条を第10条に改めるものであります。

次に、第6条の追加については、後期高齢者支援金の所得割の税率を1.5%とする旨の規定の整備であります。

第7条の追加については、後期高齢者支援金の均等割額を1万2,000円とする旨の規定の整備であります。

次に、附則第4項の改正は、減額判定に特定同一世帯者が加わったこと及び引用条文の条ずれ又は引用箇所の削除による文言整理であります。

次に、附則第5項から附則第8項までは、平成18年度及び平成19年度に係る特例規定のため、今回改正によって削り、以下の条文を4項ずつ繰り上げます。

7ページをご覧ください。

附則第9項から附則第18項までの改正は、減額判定に特定同一世帯者が加わったこと及び引用条文の条ずれ又は追加による文言整理を行った後、4項ずつ繰り上げる規定の整備であります。

次に、本条例の附則についてご説明いたします。

第1項は、施行期日を公布の日、平成20年4月30日とするものであります。

第2項は、仮徴収関係である第19条の改正以外規定を平成20年度分以後の国民健康保険税に適用するものとして、平成19年度分以前については従前の例による旨の規定の整備であります。

8ページをご覧ください。

第3項は、仮徴収関係である第19条の改正を平成21年度分以後の国民健康保険税に適用す

る旨の規定の整備であります。

第4項は、平成19年10月1日において年齢65歳以上で国民健康保険税の納税義務者であった方が、平成20年4月1日から9月30日までの間に特別徴収対象年金の給付を受けた場合は、支払回数割保険税額の見込額を10月1日から特別徴収できる旨の規定の整備であります。

第5項は、第4項の見込額を規定するもので、平成19年度分の国民健康保険税を平成20年における年金の支払回数で除した額とする旨の規定であります。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 議案の補足説明は途中ですが、ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時25分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第9号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 議案第9号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、旭市直営の滝郷診療所の診療報酬の算定方法につきまして、厚生労働省が2年ぶりに改定したことから、所要の改正を行うものであります。

滝郷診療所に係る主な改正内容を申し上げますと、後期高齢者に係る外来継続指導料の新設、あるいは心電図や血液検査に係る診療報酬の一部を引き下げるというものでございます。

また、「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」という文言を「法令等」と改めることによりまして、今後は診療報酬の改正告示がありました場合でも、自動的に適用できることとなります。

次に、施行期日ですが、厚生労働省が本年4月施行で改定したことから、それに従うものでございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、病院事務部長、登壇してください。

(病院事務部長 伊藤敬典 登壇)

○**病院事業部長(伊藤敬典)** 議案第10号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

この改正内容は、議案第9号と同様の趣旨でありまして、厚生労働省が診療報酬の算定方法につきまして改定をしたことから、これに伴っての所要の改正を行うものであります。

さらに、今回の改正によりまして、従前は条例の中に診療報酬の改定のたびに示される国の根拠通知が個々に記載されておりましたけれども、これらを一括して「法令等」に改めたものであります。

以上であります。

○**議長(明智忠直)** 病院事務部長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 平野哲也 登壇)

○**財政課長(平野哲也)** 報告第1号及び報告第2号についてご説明申し上げます。

報告第1号は、平成19年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

本計算書は、一般会計の平成19年度3月補正予算において、繰越明許費として設定した事業について翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰り越した事業は全部で6事業であります。

まず、3款2項老人福祉費の地域密着型サービス拠点等施設整備事業は、小規模特別養護老人ホームの建設に対する補助金3,391万8,000円について、工事期間の延長により繰り越したもので、事業の完了は12月を予定いたしております。

6款1項農業費の畜産環境総合整備統合事業は、家畜のふん尿浄化施設の建設工事費8,027万7,000円について、地元説明に日数を要したことにより契約の締結が遅れたため繰り越したもので、事業の完了は6月下旬を予定いたしております。

また、同じ農業費の食肉等流通体制整備事業は、鶏の卵を選別する施設の建設に対する補助金1億4,775万4,000円について、工事期間の延長により繰り越したもので、事業の完了は8月を予定いたしております。

8款2項道路橋梁費の旭中央病院アクセス道整備事業は、南北線の跨線橋の設計業務委託料2,629万4,900円について、JRとの協議に日数を要したことにより繰り越したもので、事

業の完了は6月下旬を予定いたしております。

3項都市計画費のあさひ健康パーク整備事業は、管理棟の建設工事費など6,613万2,000円について、建築確認が遅れたことにより工事の着工が遅れたため繰り越したもので、事業の完了は6月中旬を予定いたしております。

10款3項中学校費の第二中学校校舎改築事業は、平成19年度と20年度の2か年事業で進めているものですが、最初の入札が取りやめとなり再度入札を実施したことから契約の締結が遅れたため、平成19年度分の事業費の一部を繰り越したものでございます。

なお、繰り越した事業は、平成20年度分の事業と併せて10月の完了を予定いたしております。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

続いて、報告第2号、平成19年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明を申し上げます。

本計算書は、一般会計の平成19年度予算の2事業について翌年度へ事故繰越ししたもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

このうち、8款2項道路橋梁費の道路新設改良事業は、鐺木地先の道路排水整備工事費661万2,650円について、隣接する民有地の構造物を破損しないよう慎重に工事を進めることが必要となり、不測の日数を要したため、繰り越したものであります。

なお、この工事につきましては4月20日に完了いたしております。

また、10款2項小学校費の豊畑小学校大規模改造事業につきましては、同校体育館の監理委託料と改修工事費を合わせた1,986万4,000円について、耐震補強に係る大幅な設計変更が生じたことにより契約の締結が遅れたため、繰り越したものであります。

なお、事業の完了は6月下旬を予定いたしております。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（明智忠直） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号、報告第4号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 報告第3号及び報告第4号についてご説明申し上げます。

地方公営企業法施行令第18条の2の規定により、継続費繰越計算書と地方公営企業法第26条第3項の規定による建設改良費の予算繰越計算書についてであります。

報告第3号、継続費繰越計算書は、平成19年、平成20年度の継続事業であります再整備事

業実施設計料総額 3 億1,395万円で、19年度予算額は 1 億7,440万5,000円のうち、577万5,000円を翌年度へ繰り越すするものであります。

報告第 4 号、予算繰越計算書は、看護師宿舍新築事業でありまして、平成19年 6 月20日付建築基準法の改正を待っての申請により、確認申請許可がずれ込んだためであります。事業の完了は 7 月を予定しております。

以上で、報告第 3 号及び第 4 号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（明智忠直） 病院経理課長の説明は終わりました。

報告第 5 号について、国民宿舍支配人、登壇してください。

（国民宿舍支配人 野口國男 登壇）

○国民宿舍支配人（野口國男） 報告第 5 号、平成19年度旭市国民宿舍事業会計継続費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成19年度から 2 か年にわたる継続事業として予算に定めております旭市国民宿舍事業会計の施設改善事業におきまして、平成19年度に実施いたしましたダイニング工事、ラウンジ工事、車寄せ工事、外壁塗装工事及び耐震補強工事等の支払義務発生額は8,595万8,873円で行いました。

したがって、平成19年度事業予算計上額 1 億894万8,000円に対し、2,298万9,127円を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法施行令第18条の 2 第 1 項の規定により報告するものでございます。

この繰越額に係る財源につきましては、企業債1,730万円、建設改良積立金459万4,407円、損益勘定留保資金109万4,720円を予定いたしました。

なお、今年度予定いたします工事は、2 階及び 3 階の客室改修工事のほか、アスベスト処理工事等で行います。

工期は、東館が今月末、西館が11月末の予定でございます。

以上で、報告第 5 号についての説明を終了させていただきます。

○議長（明智忠直） 国民宿舍支配人の説明は終わりました。

報告第 6 号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 神原房雄 登壇）

○商工観光課長（神原房雄） 報告第 6 号、旭市土地開発公社の事業経営状況について報告いたします。

初めに、平成19年度の事業報告及び決算について説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。まず、平成19年度の事業報告からご説明いたします。

旭市土地開発公社の平成19年度の事業は、1 点目の総括事項に記載のとおり、いずれも旭市からの受託事業にかかわるものであります。

一つは、公有地先行取得事業として取得した扇屋ジャスコ跡地に係る借入金利息を原価に計上いたしました。

二つ目は、都市計画道路 3・4・19号谷丁場遊正線整備事業用地取得事業として1,973.72平方メートルを新たに取得して原価に計上いたしました。

三つ目は、都市計画公園 5・5・1 号旭文化の杜公園整備事業用地取得事業として5,949.18平方メートルを新たに取得して原価に計上いたしました。

四つ目は、日本国有鉄道清算事業団用地取得事業における所有地の一部、287.23平方メートルを処分し、当該事業にかかわる借入金の一部を償還いたしました。

五つ目は、市道H-1-005号線道路改良事業用地取得事業における所有地2,255.72平方メートルすべてを処分し、当該事業にかかわる借入金全額を償還いたしました。

2 点目の経理状況を申し上げます。

収益的収支については、収益合計で7,598万6,904円、費用合計は7,754万5,298円となり、当年度の純損失は155万8,394円となりました。

また、資本的収支につきましては、資本的収入が1 億1,569万7,371円、資本的支出は1 億9,056万4,915円となりました。

2 ページをお願いいたします。

3 点目の行政官庁認可事項につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく手続きであり、4 点目は理事会に関する事項を記載したものでございます。説明は省かせていただきます。

続いて、3 ページは平成19年度の損益計算書であります。

費用及び収益の金額につきましては、先ほど収益的収支で説明したとおりでありまして、収益的収入及び支出の明細は、6 ページから8 ページに記載しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

次に、4 ページをお開きください。平成20年3月31日現在の貸借対照表であります。

左側、資産の部は、流動資産で8 億4,680万2,065円、固定資産で191万2,925円、合計8 億4,871万4,990円となりました。

右側の負債及び資本の部につきましては、固定負債で7 億2,766万981円、資本金は旭市の

全額出資で500万円、準備金といたしまして、特別積立金で6,715万3,943円、前期繰越準備金で5,045万8,460円、当期の純損失額は155万8,394円で、合計8億4,871万4,990円となりました。

次の5ページは、平成20年3月31日現在の財産目録でございます。

資産総額8億4,871万4,990円に対しまして、負債は7億2,766万981円となり、差し引きの正味財産は1億2,105万4,009円となりました。

次の6ページから13ページは決算資料の明細書でございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、少し飛びますが、15ページをお開きください。平成20年度の事業計画、予算及び資金計画についてご説明申し上げます。

初めに、平成20年度の事業計画であります。前年度と同様に旭市からの受託事業でございまして、上から順に申し上げます。

1行目は、公有地先行取得事業に伴う支払利息を計上したものでございます。

2行目、3行目は、都市計画公園「5・5・1号旭文化の杜公園」及び都市計画道路「3・4・19号谷丁場遊正線」にかかわる事業用地の先行取得をそれぞれ予定するものでございます。

4行目は、旭市へ都市計画公園「4・5・1号袋公園」用地の売却を予定しております。

16ページをお開きください。平成20年度の予算でございます。

第2条収益的収入及び支出から説明いたします。

収入のうち、1款1項公有用地取得事業収益については、先ほどの事業計画でご説明いたしましたが、都市計画公園「4・5・1号袋公園」用地の売却収益として1,492万3,000円を予定いたしました。

2項補助金等収益は、旭市からの営業費等の補助金で100万円を計上し、1款事業収益の合計を1,592万3,000円と予定いたしました。

2款事業収益は2万2,000円を予定し、収入合計を1,594万5,000円といたしました。

支出につきましては、1款1項公有用地取得事業原価は、収入の部でご説明いたしました都市計画公園「4・5・1号袋公園」用地の売却収益と同額の1,492万3,000円を計上しました。

2款1項販売費及び一般管理費は493万2,000円を計上し、支出の合計を1,985万5,000円と予定するものであります。

明細につきましては、18ページから20ページの収益的収入及び支出予算明細書に記載してございます。後ほどご確認をいただきたいと思います。

次に、17ページをお願いいたします。第3条は、資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、1款1項の借入金を3億1,633万7,000円予定いたしました。

次に、支出の1款1項公有用地取得事業費3億1,637万9,000円につきましては、公有地・扇屋ジャスコ跡地の借入金利息、谷丁場遊正線事業の用地費、旭文化の杜公園事業の用地費及び袋公園事業の借入金利息でございます。

次の第2項の償還金1,488万1,000円は、「4・5・1号袋公園」事業用地の売却代金を償還金に充てるものでありまして、資本的支出の合計は3億3,126万円となります。

資本的収入額が支出額に対して不足する額1,492万3,000円は、損益勘定留保資金及び繰越準備金で補てんするものであります。

明細につきましては、21ページから22ページの資本的収入及び支出に記載してございます。後ほどご確認をいただきたいと思います。

続いて、第4条は、長期借入金の限度額を10億2,900万円と定め、第5条は、支出予算の流用について定めております。

次は飛びまして、23ページをお願いいたします。予定損益計算書でございます。

表の右側になりますが、収益合計1,594万5,000円に対しまして、左側の費用合計は1,985万5,000円となり、差し引き391万円の当期純損失が予定されます。

次は、24ページになりますが、平成20年度の貸借対照表であります。

左側、資産の部は、1、流動資産として現金及び預金と公有用地を合わせますと11億4,429万6,000円、2の固定資産を合わせて、資産合計を11億4,586万9,000円と予定をいたしました。

右側、負債及び資本の部は、2の固定負債、長期借入金で10億2,864万6,000円、3の資本金は、基本財産で500万円、4の準備金は、特別積立金が6,715万4,000円、前期繰越準備金4,897万9,000円、当期純損失を391万円と見込み、負債及び資本の合計を11億4,586万9,000円と予定いたしました。

最後に25ページをお願いいたします。平成20年度の資金計画であります。

受入資金を4億3,224万9,000円、支払資金を3億3,619万2,000円を予定し、差し引き9,605万7,000円を翌年度に繰り越す予定でございます。

以上で、報告第6号、旭市土地開発公社の事業経営状況についての説明を終わります。

○議長（明智忠直） 商工観光課長の説明は終わりました。

報告第7号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 在田 豊 登壇）

○社会福祉課長（在田 豊） 報告第7号、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況についてご報告いたします。

初めに、19年度の事業報告及び決算状況について申し上げます。1ページをお開きいただきたいと思います。

あさひ健康福祉センターは、高齢者の皆さんの健康づくりと福祉増進を目的に事業を展開し、平成19年度の利用者総数は1万6,625人でございました。

旭市蓼科高原山の家の運営につきましては、例年と同様に7月から10月の季節開設としました。年間の利用者総数は301人でございました。

続いて、決算状況について申し上げます。3ページをお願いします。

収入済額は4,363万21円、支出済額は4,127万4,004円でありまして、収入支出差引額235万6,017円は20年度に繰り越しをいたしました。

4ページをお願いいたします。

収入におきましては、1款健康福祉センター事業収益の収入済額は2,564万8,501円でございます。1項営業収益は448万5,361円で、利用料、売店収入、カラオケ使用料ほかでございます。2項営業外収益は628万5,673円で、高齢者筋力向上トレーニング事業受託収入ほかでございます。3項市委託金は1,487万7,467円で、福祉センターの指定管理委託料でございます。

2款山の家事業収益は193万9,520円で、山の家の宿泊料ほかでございます。

3款補助金1,604万2,000円は、派遣職員人件費及び山の家の運営費に対する市からの補助でございます。

5ページの支出でございますけれども、1款健康福祉センターの事業費用の支出済額は3,602万1,681円でございます。1項営業費用は2,977万2,081円で、人件費、施設の維持管理経費ほかでございます。2項営業外費用は624万9,600円で、健康増進トレーニング業務の委託料でございます。

2款山の家事業費用は525万2,323円で、山の家維持管理経費ほかでございます。

なお、収入支出の詳細につきましては、7ページから16ページの事項別明細書を、後ほどご覧いただきたいと思います。

6 ページは、役職員に関する事項でございます。

17 ページは、19 年度の月ごとの利用状況でございます。18・19 ページは、財産目録でございます。

続きまして、平成20年度の事業計画及び予算について申し上げます。

まず、事業計画から申し上げます。21 ページをお願いいたします。

あさひ健康福祉センター運営事業につきましては、高齢者の皆さんの健康増進のみならず、だれもが集い憩うことにより地域社会のコミュニティの醸成が図れるよう、施設づくりに努めてまいります。パークゴルフ場の営業と併せ、営業日数を拡大することにより、年間利用者数を2万2,227人と見込んでおります。

旭市蓼科高原山の家運営事業につきましては、例年どおり7月から10月までの季節開設により、利用者を410人と見込んでおります。

あさひパークゴルフ場運営事業につきましては、平成20年4月に指定管理者制度によって運営受託した事業でございます。7月7日から原則無休での通常営業を行い、1万5,072人の利用者を見込んでおります。

続いて、20年度予算について申し上げます。23 ページをお願いいたします。

第1条は総則です。第2条では、予算総額を収入支出それぞれ6,823万2,000円とするものです。20年度は、パークゴルフ場の運営が新たに加わることにより、前年度比40.8%の増となっております。

24 ページをお願いいたします。

収入におきましては、1 款健康福祉センター事業収益は3,686万1,000円で、前年度比752万5,000円の増となっております。その主な要因は、2 項営業外収益におきまして、健康増進トレーニングを週4日から週5日にしたことによる181万4,000円の受託料の増及び3 項委託金におきまして、原則無休で営業を行うことによる営業日数拡大に伴う指定管理料539万9,000円の増でございます。

2 款山の家事業収益255万8,000円は、前年度比52万円の減で、利用者の見込み減によるものです。

3 款パークゴルフ場事業収益、1 項営業収益689万4,000円は利用料収入で、2 項委託金520万円は市からの指定管理委託料でございます。

4 款補助金1,671万9,000円は、市派遣職員の人件費及び山の家運営費で、市からの補助金でございます。

支出につきまして申し上げます。25ページをお願いします。

1 款総務費1,079万2,000円は、市からの派遣職員の人件費です。19年度予算におきましては、健康福祉センター事業費用の営業費用に計上してあった派遣職員人件費を、20年度は総務費として新たに款立てをし、計上したことによるものでございます。

2 款健康福祉センター事業費用は3,686万1,000円で、前年度比268万7,000円の減となっておりますが、1 項営業費用で1 款総務費へ移行した人件費と、営業日数の拡大に伴う臨時職員の増に伴う人件費の相殺ほかで450万1,000円の減及び2 項営業外費用で健康増進トレーニングが週4日から5日に拡大されたことによる委託料181万4,000円の増によるものです。

3 款山の家事業費用は748万5,000円で、前年度比42万3,000円の減、これは利用者の減によるものです。

4 款パークゴルフ場事業費用1,209万4,000円は、7月オープンのパークゴルフ場運営経費でございます。

5 款予備費は、前年と同額の100万円でございます。

収入支出の詳細につきましては、27ページから38ページの説明書を、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、報告第7号、財団法人旭市福祉協会の事業報告を終わります。

○議長（明智忠直） 社会福祉課長の説明は終わりました。

報告第8号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

○総務課長（高埜英俊） 報告第8号、専決処分の報告について説明いたします。

当市では市の義務に属する損害賠償の額の決定等で100万円未満のものについては、市長において専決処分することと委任されております。

今回、19年度に専決処分したものについて、一括して議会へ報告するものでございます。

案件1は、江ヶ崎での市有自動車の自動車物損事故で、平成19年4月23日に専決しております。

案件2と3は、有限会社現代興業の工場での市有自動車の建物物損事故で、同年7月19日に専決しております。

案件4は、三川での草刈り作業中の自動車物損事故で、同年7月31日に専決しております。

案件5は、市役所第二庁舎駐車場での市有自動車の作動油噴出による自動車物損事故で、同年9月5日に専決しております。

案件6は、旭愛農生産組合駐車場での市有自動車の自動車物損事故で、同年9月28日に専決しております。

案件7は、新町での草刈り作業中の自動車物損事故で、同年10月16日に専決しております。

案件8は、市内ニでの市有自動車の自動車物損事故で、同年12月3日に専決しております。

案件9は、野中での警戒標識転倒による自動車物損事故で、平成20年2月12日に専決しております。

案件10は、市内ニでの市有自動車の自動車物損事故で、同年3月6日に専決しております。

案件11は、米込での草刈り作業中の自動車物損事故で、同年3月11日に専決しております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 総務課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 零時 3分

再開 午後 零時 8分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第11号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての1議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

ただいま、追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果につきまして、向後委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

向後委員長、ご登壇願います。

（議会運営委員長 向後和夫 登壇）

○議会運営委員長（向後和夫） ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う日程の追加について協議をいたしましたので、その内容について私のほうよりご報告を申し

上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第11号の1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成20年旭市議会第2回定例会議事日程（その2）の本日6月10日火曜日のとおり、この後、追加日程第1、議案第11号を上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、議案の補足説明、補足説明については、総務課長を予定しております。

以上で、追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 向後委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第11号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長（明智忠直） 追加日程第1、議案上程。

議案第11号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（明智忠直） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議いただくことといたしました。

議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第11号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち1名の任期が来る8月18日をもって満了となるため、後任の委員を任命するにあたり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。

私は、高木博幸氏が適任と考え、提案するものであります。

なにとぞ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（明智忠直） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（明智忠直） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第11号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

○総務課長（高埜英俊） 議案第11号について補足説明をいたします。

議案第11号は、旭市教育委員会委員の任命についてでありまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、あらかじめ議会の同意をいただくものでございます。

今回任命したい方は、旭市関戸34番地にお住まいの高木博幸氏で、昭和42年8月27日生まれの方でございます。

4月に同法が改正されまして、委員のうちに保護者である方が含まれることが必要となりましたが、高木氏はこの要件を満たしております。

また、高木氏は、同法第4条第2項に規定する欠格事項及び同法第6条に規定する兼職の禁止並びに地方自治法第180条の5第6項に規定する兼業の禁止については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 総務課長の補足説明は終わりました。

○議長（明智忠直） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は12日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 零時15分

平成20年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成20年6月12日(木曜日) 午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 常任委員会議案付託
 - 第 3 常任委員会請願付託
 - 第 4 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第11号直接審議(先議)

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会請願付託

日程第 4 常任委員会陳情付託

出席議員(24名)

1番	伊 藤 保	2番	島 田 和 雄
3番	平 野 忠 作	4番	伊 藤 房 代
5番	林 七 巳	6番	向 後 悦 世
7番	景 山 岩三郎	8番	滑 川 公 英
9番	嶋 田 哲 純	10番	柴 田 徹 也
11番	木 内 欽 市	12番	佐久間 茂 樹
13番	日 下 昭 治	14番	平 野 浩
15番	林 俊 介	16番	明 智 忠 直
17番	林 一 雄	18番	高 木 武 雄
19番	嶋 田 茂 樹	20番	向 後 和 夫
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正一郎
24番	神 子 功	26番	林 一 哉

欠席議員（1名）

25番 伊藤 鐵

説明のため出席した者

市長	伊藤 忠良	副市長	鈴木 正美
教育長	米本 弥栄子	病院事務部長	伊藤 敬典
総務課長	高埜 英俊	秘書広報課長	加瀬 寿一
企画課長	加瀬 正彦	財政課長	平野 哲也
税務課長	野口 徳和	市民課長	木内 國利
環境課長	平野 修司	保険年金課長	増田 富雄
健康管理課長	小長谷 博	社会福祉課長	在田 豊
高齢者福祉課長	横山 秀喜	商工観光課長	神原 房雄
農水産課長	堀江 隆夫	建設課長	米本 壽一
都市整備課長	島田 和幸	下水道課長	中野 博之
会計管理者	渡辺 輝明	消防長	菅谷 衛一
水道課長	堀川 茂博	庶務課長	浪川 敏夫
学校教育課長	及川 博	生涯学習課長	花香 寛源
国体推進室長	高野 晃雄	生涯学習課長	花香 寛源
農業委員会事務局長	小田 雄治	生涯学習課長	花香 寛源
病院経理課長	鈴木 清武	生涯学習課長	花香 寛源

事務局職員出席者

事務局長	宮本 英一	事務局次長	石毛 健一
------	-------	-------	-------

開議 午前10時00分

○議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（明智忠直） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第11号までの11議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） おはようございます。

それでは、議案第2号、工事委託契約の締結につきましてご質疑申し上げます。

本会議でも説明をいただきました。ダブる点があるかと思いますが、ご質疑を申し上げたいと思います。

今回、工事委託契約の締結についての内容につきましては、旭市公共下水道旭市浄化センター建設工事委託に伴うものでございます。そこで、契約の方法につきましては、随意契約ということになってございます。まず、この随意契約とした理由につきまして、お伺いするのが1点目であります。

次に、契約の金額であります。9億8,600万円で契約の金額というふうになっております。本会議で説明がありましたけれども、20年から23年度までの4年間にわたって、それぞ

れ必要な額的なものが表示をされました。したがって、この9億8,600万円という契約金額の根拠につきまして、もう一度伺いをいたしたいと思います。

3点目ですが、建設工事を必要として今回、この案件が出たわけでありますけれども、現在、浄化センターで処理をしております状況がどのような状況なのかどうか、いわゆる施設の能力につきまして、1日当たりどの辺の処理をしているのかどうか。恐らくそれが将来不足することから建設工事をするということになっていると思いますので、現在の能力につきまして、どの程度に位置づけとして考えられるかどうか。

また、4点目といたしましては、この工事を終了した時点で当然、処理能力がある一定の能力を持つものと思いますけれども、この処理施設について1日どの程度処理ができるものか、それが今現在の考えでいきますと、いつごろまでその処理が可能なような状況になるのかどうか、この辺も併せてお願いしたいと思います。

以上。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） お答え申し上げます。

まず、1点目の契約の方法について、随意契約とした理由はなぜかというご質問でございますが、下水道施設の建設につきましては多種の専門的かつ複雑な技術を要し、その委託先の選定に当たっては、建設事業の遂行能力や施設稼働後の維持管理体制等を十分考慮することが重要でございます。

日本下水道事業団は、地方公共団体共通の利益の実現のために下水道に関する業務について、地方公共団体を支援、代行する機関として地方公共団体が全額出資し、設立された地方共同法人で、下水道事業に関して計画、設計、建設、自己点検、維持管理等、多岐にわたる業務を実施しております。日本下水道事業団は昭和47年11月に発足以来、これまで数多くの施設の設計や建設等を受託してきた経緯がございます、平成19年度末までに全国で1,200か所以上の処理場の受託をしてきたということでございます。

また、新技術や試験研究の成果を活用するなどして、地域特性に合った優れた施設の建設や建設後にスムーズな維持管理ができるとともに、技術職員の増員が避けられ、経費削減が図れる等の利点があるということで、このような団体は日本下水道事業団以外にはないということで随意契約をしたものでございます。

2点目の契約金額9億8,600万円の根拠は何かということでございます。契約金額の根拠

といたしましては、高段ポンプ棟及び最初沈殿池の土木建築工事の事業費として4億8,600万円、水処理設備工事の事業費として2億6,400万円、電気設備工事の事業費として2億3,600万円を予定したものでございます。

3点目の建設工事を必要とする根拠、現状の処理施設能力はどうかというご質問でございますが、当浄化センターの水処理施設の処理能力は初期対応分として今現在、年間1日最大で3,100立方メートルを処理できる能力を有しております。水処理施設等の整備については、計画当初より汚水流入量の増加に合わせて段階的に行っていく計画としておりまして、現事業認可の目標年度である平成23年度末には、供用開始区域の拡大等による汚水流入量の増加が見込まれるため、高段ポンプ棟の建築工事及び水処理施設等の増設工事を平成20年度から4か年事業として行っていくこととしたものでございます。平成23年度末の想定流入量は、一般家庭等からの接続流入量として日最大2,100立方メートル、中央病院から流入量として、日最大1,000立方メートルが見込まれ、3,100立方メートルとなり、水処理施設の現有能力で容量に余裕が無くなるということでございまして、増設工事を行うものでございます。また、浄化センターの汚水は、初期対応としてマンホールポンプによりポンプアップしておりますが、23年度末の流入汚水量は時間最大で毎分3.48立方メートルが見込まれ、既存のマンホールポンプの容量が毎分2.5立方メートルでございますので、不足をしてしまうということでございますので、増設をしたいということでございます。

それと、4点目の建設工事を行うことによって、処理施設として処理能力がどのようになるのかというご質問でございます。建設工事を行うことによりまして、処理施設としての処理能力は現状の3,100立方メートルに対しまして、6,200立方メートルということになります。また、ポンプ容量毎分2.5立方メートルのものにつきましては、毎分5.0立方メートルとなります。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 神子功議員。

○24番（神子 功） ご説明ありがとうございました。

一番初めに課長のほうからお話をいただきました。いわゆる今回発注をする工事委託先の日本下水道事業団というご説明をいただきました。トータル的にはいろいろな所をやっておりまして、19年度までには1,200か所受託をしてきたという歴史もあるというそういうことと、地方自治体については、そういった意味では安心ができるという維持管理も含めてのご説明をいただきました。経費削減についてもというお話をいただきましたが、仮にこの随意

契約として今回、議案として出ておりますけれども、仮に違う所に委託をしようかなというふうにお考えになった場合には、この金額的には同じような状況を考え、そしてまた、工事をお願いする場合には格差というか、金額的にはかなり差があるものではないでしょうか。その辺は検討されたものかどうか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） お答えいたします。

議員の仮に違う所に委託をした場合の経費の違いはどうかというご質問でございます。これにつきましては、下水道事業団につきまして、通常の委託工事契約等の違いというものはこの協定によりまして、委託団体が施工するようなものをすべてを代行していただけるということでございます。ということで、市のこの増設工事等に係る市の職員の増員等が不要であるというようなことがございます。それで、発注に当たりましては、金額としての差はございませんけれども、この工事に当たる市の職員を雇用する金額の部分を事業団に委託することによって、その工事のみの増員を図らなくて済むというようなところでございます。

（「他社とはどうですか」の声あり）

○下水道課長（中野博之） それと、他社との比較ということでございますよね。

他社というのが、このような委託形態をとれる団体がほかにはないということでございまして、比較というのではなく……

（「差が……」の声あり）

○下水道課長（中野博之） 差が出るかどうかということでございますね。ですからその辺が職員の増員等が不要であるというところの部分がメリットとなるということでございます。

○議長（明智忠直） 神子功議員。

○24番（神子 功） 今回、建設工事の委託についての随意契約の内容については、ご説明をいただいておりますように基本協定を結ぶための金額というふうに伺っております。今、課長のほうから説明がありましたように、特殊な、恐らく工事だということの中から答弁をいただいたと思うのですがけれども、仮にということについては、要は、人件費については普通頼む場合には人件費分が無くなるから、このぐらいは経費の削減ができるのだよということについては、やはり分かっているとお示しをいただいたほうが本会議ですので、十分認識は持てると思います。ただ、専門的な建設工事の基本的な協定ということでございますので、これから工事を、これが通りますと建設工事については、日本下水道事業団が責任を持って

入札をしながら進めていくということになろうかと思います。

そこで、やっぱり今の状況、時代を考えますと、なるべく費用対効果ということを自治体は考えなくてはいけない、そういったことからすると随意契約が本当にいいのかどうかということは、市民からも考え方としては出てくるような状況もあろうかと思います。そういった意味で、本会議の中でその辺を明らかにして、なるほどなというようなことでスタートを切ったほうがいいのかなどということは恐らく市民の方も考えていると思いますし、議員の皆さんも考えているということから、どの辺の差があるのかなということでも伺ったことでございますので、ご答弁いただければありがたいと思います。

○議長（明智忠直） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 事業団に委託を仮にしない場合におきましては、今現在、下水道課の職員のみでは職種等も不足してございまして、その者たちの増員を図らなければならないということで、今現在、下水道課としましては電気職の職員は1名おりますけれども、それ以外の建築職、機械職という者が増員の必要が出てくると。そういった職員の雇用を不要とするというところでもございまして、なおかつ下水道事業団の施工後は2年間の点検、それから、15年後の最終点検というようなアフターケアも十分なされているというようなところでございまして、その辺も加味した中で委託をいたしたということでございます。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番(神子 功) 議案第6号、専決処分につきまして、内容的には、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したことについてであります。

市税条例の改正につきましては、内容的に6点ほどあるというふうに伺っております。

一つは、個人住民税における寄附金税制の改正、二つ目は証券税制の改正、三つ目は公益法人制度改革に伴う改正、四つ目は肉用牛の免税特例の改正、五つ目は個人住民税の公的年金からの特別徴収、最後に六つ目といたしまして、住宅税制の改正という内容というふうに承っております。

それで、本会議でも説明をいただきましたが、条文の内容でございますのでよく分かりません。したがって、この今、申し上げましたように六つから成るこの改正の点につきまして、特に、主として財政的に関係する内容について、当然、裏を返せば市民にも影響するような状況もございますので、この改正の内容について、大枠で市の財政的にどのような影響額が今回の改正によって出るのかどうか、それによって市民が影響とされる額について、どのようにこれまでの税制からどう変わるのかどうか、こういった方向付けについてぜひお示しをいただきたいというふうに思います。

さらに、この改正される内容が本市として対象人数というのはどのように変化をしていくのかどうか、この辺も併せて試算されておりましたら、お示しをいただきたいと思います。

以上です。

○議長(明智忠直) 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長(野口徳和) それでは、財政的な方向付けという件でございますけれども、今回の市税条例につきましては税率変更はございませんし、基礎控除とかそういう変更もございません。特にそういう大きな税の変更はありません。

その中で今、ご指摘の6点の関係ですけれども、ちょっとご説明いたしますけれども、まず、寄附金税制の改正でございますけれども、これは本会議でもご説明しましたように、今までの寄附金制度の拡充ということで、これにつきましては税額控除になったということな

のですけれども、どのくらい見込めるかというのは見当もつきませんし、もしあっても少ないのではないかと考えております。ただこれ、旭市の納税者の方が出身のふるさとへ納税されますと、ふるさと納税とっておりますけれども、市のほうの住民税が減少するとそういうことになります。

次に、2点目の証券税制の改正ですけれども、これについては課税ベースでもって520万円程度と、対象者が82人程度ですので、これも経過措置が設けられておりますし、ほとんど影響ないと。

それから、3点目の公益法人制度改革の改正でございますけれども、現在、本市では該当ございませんし、もしあったとしても5年間の経過措置がありますので影響なしと。

次に、4点目の肉用牛の免税特例の改正ですけれども、これも対象者は38人ほどいます。これも免税の期間の延長ということで影響ないと。

次に、5点目の個人住民税の公的年金からの特別徴収。これは平成21年度から始まるわけなのですけれども、これは65歳以上の年金受給者ということで、課税対象と見込んでおりますのは4,300人程度ではないかなと考えております。これについては、徴収の仕方の変更というふうに受け止めておりますので、いろいろと今、年金からの天引きで問題になっておりますけれども、これは徴収の仕方の変更ということで利便性を考えたやり方だなと考えております。

次に、6点目の住宅税制の改正ですけれども、これについては新築住宅の軽減の延長ということで、20年度の課税ベースでだいたい310戸ほど対象になっております。そのくらいの数が今度は延長となっているということでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○**24番（神子 功）** 議案第8号、専決処分につきまして、内容的には、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分をすることについてであります。

この内容につきましても、何点かあるというふうに伺っております。

まず一つには、後期高齢者支援金等の追加ということがあります。二つ目には医療分税制の修正、3点目が公的年金からの特別徴収、4点目が減税規定に特定世帯分を追加するという内容、最後に5点目ですが、条例減免の整備ということの内容が改正の点だというふうに承っております。

そこで、ただいま市税条例の関係でも質疑させていただきましたが、この改正を行うことによりまして市の財政的なことについての影響、さらに裏を返しましたら市民、いわゆる被保険者への影響というものはどういうことになるのかどうかということについて、お伺いをしたいと思います。さらに、この改正される内容につきまして、ただいま5点ほど申し上げましたけれども、この内容について対象となる人数的なものを把握されておりましたら、それも含めてお願いをしたいと思います。

以上です。

○**議長（明智忠直）** 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○**税務課長（野口徳和）** それではお答えをいたします。

まず、国民健康保険税については税率改正しましたので、これは3月議会のほうでも予算的な面で言いましたけれども、今回の課税、実際には納税通知書を16日に出すのですけども、概算で1世帯当たりの調定額について、これは約20万4,000円ということで、前年比較で1万7,000円の増となっています。それで、世帯数ですけども平成20年が1万3,000世帯、平成19年が約1万5,000世帯ということで、約2,000世帯の減と。人数につきましては、平成20年が2万9,800人、平成19年が約3万7,500人ですので、人数的には7,700人の減となっております。負担増につきましては、先ほどのご質問にありました後期高齢者支援金と、これが加わったことと、それと限度額の引き上げ、それによるものでございます。

それから、公的年金からの特別徴収につきましては、平成20年10月から開始予定となっております。対象者につきましては、65歳以上の年金受給者で約1,400人を見込んでおります。

それから、条例減免の関係ですけども、今回、一つは特別事由ということで市長の裁量規定を整備しました。これは後期高齢者の支援金について、そういう関係もございまして、

いろいろと出てくるだろうということで、特殊な事情があるものということで規定を整備したということでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第9号、専決処分につきまして、内容的には、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分をする内容でございます。

本会議でもご説明をいただきましたし、内容的には若干伺っておりますが、今回、この条例の一部を改正することによりまして、診療報酬の算定方法が法令通りに改めるということになっておりますが、具体的にご説明いただいている内容は、外来については引き下げということと、算定方式については高齢者等の云々というご説明もあったわけですが、具体的なものについて、もしもお示しできれば、現在こうだけれどもこういうふうになるんだというのが分かれば、ぜひ本会議でお示しをいただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、お答えいたします。

滝郷診療所におけます今回の改定につきましては、その変更内容を申し上げますと、滝郷診療所は外来診療のみということで、実際に該当するものは幾つもございません。

その主なものを申し上げますと、診察においては血液化学検査というものがございます。これについては、総医療費で10円ないし20円安くなるものでございます。次に、心電図検査ですが、これにつきましては総医療費で200円ほど安くなります。続きまして、後期高齢者外来継続指導料というものがございますが、これはほかの医療機関へ入院した後期高齢者が退院後に再び外来に来られた最初の日に算定されるもので、これは新設されたものでございまして、総医療費で2,000円が加算されるものでございます。そのほかにつきましては、かかりつけ医としての後期高齢者診療料というものがございますが、これは診療計画書を定期

的に作成し、それに基づく診察を続けた場合に月6,000円の医療費がいただけることになっております。

続きまして、今回の改正によりまして市民への影響はどうかということでございますが、平成19年度の受診数から算出しますと、血液化学検査につきましては280件ほどありまして、1割負担の方の場合は1円もしくは2円、3割負担の方の場合では3円もしくは6円、患者さんの一部負担金が安くなることとなります。心電図検査につきましては、昨年度は20人ほどございましたが、1割負担の場合ですと20円、3割負担の場合ですと60円安くなることとなります。また、後期高齢者外来継続指導料につきましては、1割負担の方で200円、3割負担の方で600円の負担増となりますが、昨年度を見ますとほとんど該当者がございませんでした。最後に、かかりつけ医にかかわる後期高齢者診療料につきましては、あくまでも後期高齢者一人ひとりに対しまして診療計画書を定期的に策定しなければならないとなっております。滝郷診療所では今、対応はしない考えでおります。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第10号、専決処分について、内容的には、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分をする内容についてであります。

ただいま、9号で質疑を申し上げました内容と同じことでございます。

今回の改正することによってのいわゆる条例の内容が書かれておりますが、法令等に改めるという内容でございますが、恐らく項目がいっぱいあると思うのですが、概略的に中央病院に対する影響額といいますか、それから、いわゆる被保険者に対する今の第9号でもお話をいただきましたけれども、若干安くなるというお話をいただきましたが、病院にとってそれがどう影響してくるのかどうか、そしてまた、被保険者については安くなるべきものがあるのか、あるいは高くなる方法があるのかどうか、恐らく項目がいっぱいあると思いますけれども、それらを含めて概要的にお願いできればありがたいと思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今、ご質疑をいただきましたけれども、ちょっと繰り返しますが、今回の改正はまず、国の診療報酬が4月1日から変わったことによりまして、それをベースに置きかえるということが1点であります。

それからもう1点は、今までは国、根拠が国のいろいろな数字が幾つか、5本ぐらい個々に書いてありましたけれども、それを一括して法令等というふうに改めて、今後の改正の手間を省くというふうなことがありまして、それでご質問は今回の診療報酬の改定によってどういうふうな市民にとって、あるいは病院にとって影響があるのかということでございますが、これは国からの算定方法というこれが1冊本になっていますけれども、これだけ厚いものがありまして、とても一口に申し上げることはできません。

それであと、病院にとってどうかということでもありますけれども、ごく概括的に申し上げますと、今回の診療報酬の改正内容は診療報酬そのものはプラスの0.38%であります。しかし、薬価等でマイナスの1.2%でありますので、診療報酬そのものはプラスの0.38%です。ただ、薬価等でマイナスの1.2%となっておりますので、合わせると全体ではマイナスの0.82%のマイナスというのが今回の診療報酬の改定の大まかなくくりでありまして、これがどう影響するかということになりますけれども、病院にとってはたまたま4月からDPCに移行しておりますので、その辺のところも合わせて見なければいけませんので、まだ、実ははっきりした推移がつかめていない、三月くらいたたないとその辺の傾向が出てこないということで、まだ何とも大きなくくりでは申し上げることができない状況であります。

以上であります。

○議長（明智忠直） 以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

柴田徹也議員。

○10番（柴田徹也） 議案第11号、旭市教育委員会委員の任命について質疑をさせていただきます。

教育三法改正の中で教育委員への保護者の選任が義務化されました。それを受けて、今回

市長より提案されております、関戸の高木博幸氏、私は同郷でございまして、以前からよく存じ上げております。まさに適任でございまして、本当に素晴らしい方でございます。

私は、今回の人選に異を唱えるものではありません。お尋ねしたいのは、今後の教育委員の人選をどのような観点からされるのかということでございます。

ご承知のとおり、教育委員の定員は現在5名でございます。それぞれ任期が違います。今年8月で任期を迎えられます干潟の伊藤龍芳委員に代わりまして、今回、法で改正になりました保護者代表として高木博幸氏が今、候補に上がっているわけでございます。来年8月に2人の方がまた任期を迎えられます。その次の年に1人、その次の年に1人という形で順次任期を迎えられます。その都度その都度、その流れの中だけでこの人選をしまいりますと、やっぱりいろいろな問題点もあろうかと思えます。地域のバランスを考えながら、しかもその中で、保護者の代表というものを一時も欠かすことができないわけでございます。そのような観点から、長期的にどのような選任の仕方をお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 柴田徹也議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、教育委員の問題ですから私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

この保護者の代表1名を加えるということが、たまたま今年の4月から義務化をされたものですから、ちょうどこの8月で任期を迎える伊藤委員に代わって高木委員にお願いをさせていただくべく、今回、ご提案をさせていただいているわけでありますけれども、この後の保護者の代表の選考に当たりましては、学校側の各地区にこうあるものでございますから、各地区順序よく回していきたい、そのように考えております。ただ、その場合に1年ダブるような形になるだろうと思えますけれども、その辺はご勘弁をいただきまして、各地区をこう回すような形で選考したいなとそのように個人的には考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 柴田徹也議員。

○10番（柴田徹也） 了解いたしました。

今回、法で保護者の代表を教育委員の中に入れるようにと、これは義務化ですから完全に入れられないわけにはいかないと思うのです。優秀な保護者の方、これは大勢いらっしゃるわけですが、いろいろな条件が全部重ならないとなかなかこの教育委員は務められないのかなと。やっぱりPTAの活動にも参加をされて活躍をしている、そして、その伺うところ

ろによると、教育委員になりますと年間30日とか40日とか、何か大変な日数を割かれるというところをお聞きしております。

そのような点から考えて、やはりぱっと、たまたまこの地区に回ってきたからその中で選んでというのではなくて、ぜひこれは政府の方針で、保護者の意見を十分に取り入れられるようにということでこういった法の改正があると思います。ですから、ぜひその人選に当たって、もうちょっと前から人選はしていただいて、素晴らしい方を送り込んでいただきたいと思います。何も資源を持たない日本でございまして、よく教育は国家の百年の大計だなんて言われます。全くそのとおりだと思いますので、その教育を指導していく立場の教育委員の任命でございまして、その点改めてよろしくお願いしまして質問を終わります。

○議長（明智忠直） 柴田徹也議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第11号、旭市教育委員会委員の任命について同意を求めることについてのご質疑を申し上げます。

ただいま、柴田議員のほうから質疑がありましたが、関連いたしますけれども、また違った角度からご質疑を申し上げます。

たまたま今回、8月18日に任期を迎えられる方というのは、今、柴田議員が発言されたことで知ったわけですが、8月18日をもって任期満了を迎える方はどなたでしょうか。もう一度確認をさせていただきます、これが1点目。

それから、今回、保護者の代表から1名ということで任命をするという、これは法が変わったということでの位置づけのもとに任命をするということでございます。柴田議員からは適格な方といえますか、見合った方というお話をいただきましたが、市長のほうから各地区に回すというお話もされました。

そこで、この保護者の定義ということをここで一度確認をさせていただきたいと思います。と申しますのは、教育委員会からちょっと資料を私、いただいて見させてもらいました。ここでは4月1日から保護者の方がいないところについては、改正から初めての委員を任命する時に保護者を入れなさいという、そういう内容になっております。それで仮に、その方が保護者ではなくなった時には、さらに委員の任命の時に保護者を入れなさいというふうにごでなっているようでございます。

そうしますと、ただいまの質疑の内容、市長の答弁からしますと、地区を考えるということなのですが、これから回ってくる方については今現在、任命をされる方については、保護

者という位置づけがいつまであるのでしょうか。これがよく分かりません。というのは、保護者というのは未成年ということであってしまえば20歳未満を抱える保護者です。それで、今回の改正については保護者というのは一般的に市の教育委員会から考えますと、義務教育、要は小学生・中学生ではないかなという考える人もいるでしょうし、いや高校生までだよ、いや大学生までそうなんだということが考えられると思います。ここでいう保護者というのは、まず基本的に何を指すのかどうかということの確認をぜひお願いしたいと思います。この辺からちょっと、まず2点だけ伺いたいと思います。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、私のほうから少し伊藤龍芳さんでございすけれども、まず、萬歳の161番地にお住いの方でございまして、この8月18日まで任期がございす。それはもうお分かりをいただけたと思います。

それと今回の任命に当たって、私自身も教育委員のその任務の大きさから、責任の大きさから見れば単純に地域を回せばいい、そういった考えで考えているわけでは決してありませんで、特に高木さん、ご覧になっていただければ分かると思うのですが、初めて保護者の代表として出ていただくという上からはもう最適の人であろう、そのように思います。そういった意味では、ほかの4人の教育委員にまじってしっかりと保護者の立場を、意見を申し上げていただける立場として選ばせていただいておりますので、そのような意味では、単純に伊藤龍芳さんの後というだけでしかる地域から選んだわけではございせんので、その辺、誤解のないようお願いをしたいと思います。

それから、この3月まで萬歳小学校のPTA会長を務めていただいております、中学校でまだ3年、子どもさんの在籍がございす。そのような意味でして、詳しい保護者の立場というのは私は詳しいことは分かりませんから、後は教育長にお任せをしますけれども、そのような意味では最適な方を推薦をしてございすので、よろしくをお願いをしたいと思います。

私からは以上です。

○議長（明智忠直） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、保護者についてお答えいたします。

保護者とは、親権を行う者及び未成年後見人を指しますということに法律でなっております。それで、親権を行う者というのは成年に達しない子の父母ですから、子どもの監護及び

教育をする権利を持っている者、義務を負う者ということになります。それから、未成年後見人というのは、未成年者に対して親権を行う者がいない時などに後見の義務を行う者ということになっております。そういうことで、要するに、未成年の者の監護及び教育をする義務を負う者ということが基本でございます。そういうことでございますので、これは小・中学校に在学している者ということではないわけです。未成年の子どもを持っている者であればいいということになります。それから、必ずしも当該教育委員会のその学校で教育を受けている子どもの保護者でなくてもいいという、そういうことでございます。ですから高校生であっても、また、先ほどご質問にありましたように、大学生であってもいいということになります。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 神子功議員。

○24番（神子 功） 分かりました。これも議論しておかないとやはりまずいと思います。ということで、内容的にそういうことは知っておりましたけれども、確認のために、やはり本会議ですから一番初めに選ばれるということからすると大事なことのものですから、伺わせていただきました。そうしますと、今回任命される方については、中学校がいる云々という市長から話がありましたけれども、それではなくてさらに任期的にはある方だという判断がつきます。それで、そうしますと今後、柴田議員のほうからも話がありましたように、今後任期を迎えられる当面の方というのは、来年が2名、その次が1名というその繰り返し繰り返し任命をしなければいけないような状況がありますけれども、そういったところまではまだ間があるのかなというふうに伺えるわけでございます。

そういった意味でもう一つ伺いたいのは、地域性の問題という今、お話がありましたけれども、今後、合併しましてから市全体からふさわしい方をということは市民の方々も望むところだと思いますけれども、それをもう一度市長のほうから、どういう選定に当たってどのようなお考えかどうか確認をしたいと思います。

○議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 教育委員のその責任というものから見ても、本来であれば地域にとらわれないで市全体から選んでいくというのが一番の筋であろうと思いますけれども、かといひましても学校そのものも地域全体にこう分散をしているわけですから、そういった意味で、ある程度地域の代表のような方を選考していく必要があるだろう、そのように考えて

おります。そういった意味では、現在バランスよく各地区から教育委員に出ていただいて活動していただいているわけですが、そういったことをある程度、踏襲をしていきたいなどそのように考えています。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程 議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第11号直

接審議（先議）

○議長（明智忠直） おはかりいたします。議案第3号から議案第5号までの3議案と議案第11号の1議案については、人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第5号までの3議案と議案第11号の1議案については、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第3号から議案第5号までの3議案と議案第11号の1議案については、人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第3号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第3号は同意することに決しました。

議案第4号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第4号は同意することに決しました。

議案第5号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第5号は同意することに決しました。

議案第11号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第11号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長(明智忠直) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号、議案第6号、議案第7号、議案第8号の4議案であります。

続きまして、文教福祉常任委員会は、議案第9号の1議案であります。

続きまして、建設経済常任委員会は、議案第2号の1議案であります。

続きまして、公営企業常任委員会は、議案第10号の1議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、6月23日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長(明智忠直) 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第1号から請願第3号までの3件であります。
配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

これより請願を付託いたします。

文教福祉常任委員会に請願第1号から請願第3号までの3件を付託いたします。

付託いたしました請願は、6月23日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第4 常任委員会陳情付託

○議長（明智忠直） 日程第4、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第2号から陳情第4号までの3件であります。
配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

建設経済常任委員会に陳情第2号の1件を付託いたします。

続きまして、総務常任委員会に陳情第3号の1件を付託いたします。

続きまして、文教福祉常任委員会に陳情第4号の1件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、6月23日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（明智忠直） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時56分

平成20年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

平成20年6月13日(金曜日) 午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(23名)

1番	伊 藤 保	2番	島 田 和 雄
3番	平 野 忠 作	4番	伊 藤 房 代
5番	林 七 巳	6番	向 後 悦 世
7番	景 山 岩三郎	8番	滑 川 公 英
9番	嶋 田 哲 純	10番	柴 田 徹 也
11番	木 内 欽 市	12番	佐久間 茂 樹
13番	日 下 昭 治	14番	平 野 浩
15番	林 俊 介	16番	明 智 忠 直
17番	林 一 雄	18番	高 木 武 雄
19番	嶋 田 茂 樹	20番	向 後 和 夫
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正一郎
26番	林 一 哉		

欠席議員(2名)

24番	神 子 功	25番	伊 藤 鐵
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良 副 市 長 鈴 木 正 美

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	中 野 博 之	会 計 管 理 者	渡 辺 輝 明
消 防 長	菅 谷 衛 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	及 川 博
生涯学習課長	花 香 寛 源	国体推進室長	高 野 晃 雄
監 査 委 員 長 事 務 局 宿 舎 人 支 配 人 院 長 再 整 備 室 長	林 久 男	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	小 田 雄 治
	野 口 國 男	病院經理課長	鈴 木 清 武
	鏑 木 友 孝		

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時00分

○議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は23名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（明智忠直） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 林 七 巳

○議長（明智忠直） 通告順により、林七巳議員、ご登壇願います。

（5番 林 七巳 登壇）

○5番（林 七巳） おはようございます。

議席番号5番、林七巳です。第2回定例会に質問の機会を与えていただきありがとうございます。

このほどミャンマー及び中国の災害の被害者にお見舞い申し上げます。

災害は、いつ来るか分からないことですから、早く整備をするのがいいのか、また国がそれにおいて補助金が出るまで待つのか、いろいろ考えはあります。

昨今、国は災害が起きてから補助率を上げるというような発表をしておりますが、また災害はいつ起こるのか分からないですから、今の旭市はそれを先に工事を学校の問題やいろいろなことでやっているところであります。

それでは、質問を始めます。

質問は大きく分けて3点あります。初めに、農業問題、次に、旭中央病院の問題、3番目に学校の耐震についてお伺いいたします。

初めに、飯岡西部地区区画整理についてお伺いいたします。

今どのくらいの進捗状況にあるのか、お伺いいたします。

また、今後の取り組みについても市長にお願いしたいと思います。

また、排水問題につきましては、海上の排水を長年、旧飯岡と海上で考えておりましたが、この合併により、また三川区画整理に関連いたしまして排水問題を解決してもらいたいと海上のほうから要望がたくさん来ております。それについても考えをお聞かせください。

また、旭中央病院についてお伺いいたします。

先日、テレビで救急指定について放映しておりました。救急指定には、1次から3次まであるとテレビで放映しておりましたが、旭中央病院は何次救急でしょうか、それをお伺いいたします。

また、建設計画につきましては、資材が上がっている中、どのように建設するのかお聞かせ願いたいと思います。

また、中国では地震で何万人もの人が死んでいますから、病院を早く造るのがいいのか、またじっくり考えて造るのがいいか、その点もお聞かせ願いたいと思います。

3番目に学校の耐震についてお伺いいたします。

進捗状況についてひとつお願いいたします。

また、今後の取り組みについてもお聞かせ願いたいと思います。

再質問については、自席で質問いたします。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、林議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私からは、農業問題に関連をいたしまして、海上地区の排水路の問題が取り上げられました。その件についてお答えをさせていただきたいと思います。

もう林議員ご案内のとおり、海上の蛇園地区あるいは広原地区の排水路といいますか、排水問題に関しましては、これはもうどうしても解決をしてあげなければならない問題、できれば早急に解決をしてあげたい問題でありまして、そういった件では私自身も、もう以前から、この問題には取り組んでまいっております。

当初考えましたのは三川派線を拡幅して、これから広原あるいは蛇園地区の排水をしていく、こういったことを考えてそういった考えのもとに取り組みを進めてまいったわけであり

ますけれども、これが距離も長いし、いろいろな問題が絡んでまいりまして、なかなか難しいということで、少し暗礁に乗り上げていたわけでありまして、そういったやさきに林議員たちが中心となっていて、飯岡西部のほ場整備という問題と今取り組んでいただいております。

そういった形が出てまいりましたので、であればそれを生かさせていただいて、今度は蛇園地区あるいは広原地区の排水の問題を解決したいということで、それこそ質問議員の頑張ってくれて今進めておいでになるその事業にのせていただいて、ぜひこの問題をクリアしたい、そのように今考えております。

今担当のほうにお願いをして調査をしていただいておりますその排水の方法でありますけれども、幾つかございます。まず、その一つは、この事業の排水路に継続をさせていただいて、通称41号線の道路を私どもは親不孝通りと申し上げていたんですけれども、それを使わせていただいてそこに水路を造って、そして海まで持っていく、それがまず一つ。

それからもう一つは、国営の放水路を使わせていただく方法、それからそれこそ質問議員からもお話をいただいているんですけれども、調整池を設置して、そしてそこで調整をしながら目那川に放流をしていくという形、それから複数の水路に分水をする、いろいろなそういう形を考えてどれが一番いいのかということで、今検討をさせていただいております。

いずれにいたしましても、できるだけ安価に、しかも事後の管理がしやすいようなそういう方法を考えながらこの問題を解決したいということで、今調査・設計業務の調整を行っているところでございますので、質問議員からもいい方法をぜひひとつ提示していただいて一緒に考えていきたい、そのように思いますのでよろしくお願いをいたします。

私からは以上です。

○議長（明智忠直） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、林議員の質問、農業問題につきまして担当課のほうから事業の進捗の状況あるいは今後の取り組み、そういうことにつきましてお答えをさせていただきます。

飯岡西部土地改良事業につきましては、合併から本当に飯岡地区の、農水産課としましては、最重点課題というようなことで位置づけて現在まで推進をしております。特に地元の推進員の皆さん方いろいろな面でご協力を賜っております。厚く御礼申し上げます。

そういった中で、土地改良事業の実施につきましては、実は目標を95%以上の地権者の方々の同意、これが実は不可欠になってきております。そうした中で、現在いろいろ推進員

の皆さん方に仮同意取得を実施していただいております。現在の状況でございますけれども、受益者全体で372名いらっしゃいます。そのうち330名が仮同意をしていただいております。同意率としましては89%という率になっております。ただ、この率は他の地区、今まで管内やってきておりますけれども、その中で仮同意としてはこの時期非常に高い率ということで担当課では考えております。

今後につきましてもこの95%を目標にしながら、県あるいは大利根土地改良区、さらに地元の推進委員会にいろいろ連携をしながら事業推進を図ってまいりたい、そういうふうに考えております。

今後の具体的な取り組みでありますけれども、本年、大利根土地改良区から業者にですね、ほ場整備の基礎調査業務、これを実は委託して現在調査を進めております。この中で用排水路の現況の調査あるいは地質調査等を地元に入りまして行いながら、さらに地元の方々から水の流れの聞き取り、そういうものを行いながら本年度中に業務完了をしたい、そういうふうに進めております。

それらの資料を基にしながら具体的な計画作りに入っていきます。特に計画の中では、土地改良事業、これは面工事をするだけが目的ではなくて、地域の農業振興に資するということで、地域の本当に営農計画を立てたい。それからいろいろな計画を立てていながら積極的に地域の農業振興に資する事業というふうに進めていきたい、そういうふうに考えております。

いずれにしても、仮同意率の取得が一つポイントになってきております。我々も一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上であります。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私からは旭中央病院問題の2問のうちの1問、救急指定についてお答えを申し上げます。

旭中央病院の指定は何次救急かというご質問でございますが、当院は3次救急医療機関となっておりますけれども、実際に救急対応としては1次から3次まですべて対応しております。

少し説明になってしまいますが、1次から3次までの救急機関の役割の違いを少し申し上げます。

まず、1次救急医療機関であります、これは休日とか夜間などにおける救急患者を診察

いたしまして、手術や入院が必要な患者を次の２次救急医療機関に転送する役割を担っております。

次に、２次救急医療機関であります。これは救急車により直接搬入されるかあるいは１次救急医療機関から転送されてくる重傷の救急患者に対する医療機関ということになります。つまり、手術や入院が必要な患者に対する救急医療機関ということでもあります。

それから、３次救急医療機関は、救急車により直接搬入されるかあるいは１次、または２次の救急医療機関から転送されてきます心筋梗塞でありますとか脳卒中、頭部、頭の外傷などの重傷救急患者の救命医療、命にかかわる救命医療を中心とする医療機関ということになります。

このように当院では、１次から３次までの対応をしておりますので、救急患者さんの一極集中が加速をしている現状にあります。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） ただいまのご質問でありますけれども、建設計画についてというところで２点ございました。

まず、資材が高騰しているけれども、どのように建設するのかということでもありますけれども、現在、実施設計におきまして必要な機能を確保しながらも建築仕様を見直すなど、コスト削減のための設計内容を全般にわたって検討を進めているところであります。

具体的に申し上げますと、例えば躯体工事では全体の高さを少し下げることいたしました。また、外装工事につきましては、タイル張りの範囲を縮小いたしまして塗装仕上げに変更いたします。そのほかでありますけれども、内装工事では、造り付けの家具を減らしまして既製品を多く使用することといたしました。空調システムにつきましてもコスト削減の検討をさらに進めているところであります。

２点目でございますけれども、中国でも大きな地震があって何万人も亡くなったので早く建設するのか、ゆっくりするのかということでもありますけれども、再整備事業の目的に耐震性を高めまして免震構造にするというのがございます。それから、機能分散しておりますので、集中させていくということがあります。このようなことから、建設につきましては早く建設したいと考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 庶務課長。

○**庶務課長（浪川敏夫）** それでは、学校の耐震についてお答えを申し上げます。

まず、これまでの進捗状況についてでございます。

学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすものであることから、安全安心なものであることが大前提であり、その耐震性の確保は極めて重要であります。旭市は学校施設の耐震化を積極的に推進しているところであります。

平成18年度、19年度の2か年で中央小学校、干潟小学校、共和小学校、豊畑小学校、鶴巻小学校、滝郷小学校、三川小学校、飯岡小学校、第一中学校及び干潟中学校の耐震補強工事を実施いたしました。

さて、今後の取り組みでございますけれども、耐震補強工事ではその耐震性が確保できない建物については、改築により耐震化を進めてまいります。前期の基本計画にも掲載されておりますけれども、現在工事中の第二中学校校舎、来年度以降計画しております中央小学校北校舎、矢指小学校校舎、飯岡中学校校舎、屋内運動場及び第一中学校の屋内運動場を整備し、安全な教育環境の充実を図るものでございます。

以上でございます。

○**議長（明智忠直）** 林七巳議員。

○**5番（林 七巳）** それでは、三川西部地区の整備につきましては、きょう役員の方が傍聴に来ておりますので、なるべく早く迅速にやってもらいたいと思います。

それに関連して排水路のことに入りますが、これは整理の予算でやっていくのか。また別の予算でやっていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。また、国営の排水路につきましては、かなりの規制があるということを聞いておりますが、その辺を建設課長のほうから聞きたいと思います。

○**議長（明智忠直）** 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○**建設課長（米本壽一）** まず、予算の関係ですけれども、これは正直言いまして今協議中があります。でもそれは例えば先ほど市長が言いました通称41号線を通すであるならば、ほ場整備区域内は補助の予算が可能だろうと。でもそれ以外のところは市の予算かなと、そんな今のような状況です。

それと、国営放水路でございますけれども、当然規制があると思います。ありますので、これは早目に今、千葉県のほうにぶつけております。検討してもらっていますので、結論は

急いでもらいたい、そういうふうにつけてあります。

以上です。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） 今現在も国営排水路には、既存の田んぼへの水の流入は規制されていると言われていますが、それは事実ですか。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今議員おっしゃいましたように、水路そのものの機能が農地からの排水を目的としていないという部分があります。ただ、この間、今建設課長言いましたように、県振興センターの職員等との打ち合わせの中では、今ある放水路、その機能を失うことなくそこに入れる、そういう部分についてこれからいい方向で検討しましょうと、国も頭をかたくしないで、そういう方向では担当の方から意見をいただきました。機能が損なわなければ、地域のためであれば前向きな形で努力しますというそういう、無理だという発言ではなくていい方向へ持っていくという姿勢には変わりありません。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） そうなりますと、目那川の排水路をこのまま使っていくとどうしても過剰になるわけですよ。だから、そこで遊水池を考えた方がいいのかという問題が出てくるわけですけども、目那川の排水路がだいたい150ミリから130ミリぐらいの時間当たりの排水路しか設計していないということですが、だいたい今200ミリ以上のあれが流れている状況なんです。どうしても本来なら、もう1本造っていただくのが本当なんですけれども、それができないとなれば、やはり遊水池みたいなものをそこへ機場を造るとかといって、ある程度造っていく解決方法もあると思うんですが、そのところをお願いいたします。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） ただいまのご質問ですけども、先ほど市長が四通りを述べました。さらに細かく言えば調整池にしても放水路の水をためて海に行くという方法もあろうかと思えます。それから放水路の水を目那川に行く方法もあろうと。そういうふうにさらに四通りも、またさらに幾つかを考えて今検討中でありますので、結論はもうしばらくお待ちいただきたいと思えます。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番(林 七巳) それでは、今度病院のほうに移ります。

私は、救急というのは一つだと思っていたら三つまであるということを知りました。また、それによって結局交付金が変わってくると思うんです。1次、2次、3次と。そうすると、この旭市では1次、2次を受け持っている病院はあるんですか。

○議長(明智忠直) 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長(伊藤敬典) 議員今おっしゃった市内に1次等の救急病院があるかというお尋ねであります。今調べておりますが、1次はあるのではないかと思います。

○議長(明智忠直) 林七巳議員。

○5番(林 七巳) そうすると、あるかないかまだ分からないということですね。あるんですか。そうすると、中央病院が1次、2次も扱っているんでしたら、その1次、2次の分の交付金ももらったらどうかと思うんですがどうでしょうか。

○議長(明智忠直) 病院事務部長。

○病院事務部長(伊藤敬典) 議員おっしゃっているのは、地方交付税でその分を見てもらったらどうかという意味だと思いますが、今現在旭中央病院では市を経由して国から地方交付税、これはそのうちの特別交付税になりますがもらっております。その計算式が二つありまして、救急病院のランク、これはA指定ということで一番上限の指定でもらっているものが一つあります。それから、もう一つがベッド数で23床以上ということで、これは定額になりますが、いずれにしてもどちらも最高限度でもらっているところでありまして、額にすれば平成19年度ですと1億1,060万円の交付税をもらっております。ですから、これは1次、2次全部加味して最高限度の交付税をもらっているということでご理解いただいていいと思います。

補足で先ほど市内の1次、2次救急病院はどうかということでありましたけれども、1病院、1次の病院があるのみです。これは飯倉医院ということであります。

以上です。

○議長(明智忠直) 林七巳議員。

○5番(林 七巳) それでは、再整備の建設計画についてお伺いいたします。

このように資材が上がっている中、できるというところと最初からその分だけかけていたのではないかなという様な疑念も持たれるんですけれども、そうではなくて切り詰めて切り詰めてその上がった分を詰めて造るということですか、その辺をお願いいたします。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 当初でありますけれども、もちろん通常の仕様で考えておりました。決して華美なことは考えておりませんでした。しかし、資材が高騰しているということでいろいろなところを切り詰めております。ただ、機能は要するに落とさないと。機能は今のまま確保しながらも資材を下げて、ちょっと仕様を考え直しているというような状況です。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） 中国でこのような地震が起きた中でやはり病院が一番頼りになるわけです。だから、そこの病院をやはり私は早く造ってほしいと。市民が安心できる病院でほしいと、そういう意味から質問したんですけれども、地震は、災害はいつ来るか分からないですから、その面で私は早く造ってほしいと、そういうことです。

○議長（明智忠直） 答弁はいいですか。

林七巳議員。

○5番（林 七巳） 結局学校の問題もそういうことです。結局中国では学校が一番被害を受けた。それで、やはりそういった資材の高騰により、また手抜き工事でもされたら、結局犠牲になるのは一番弱い立場の子どもたちや老人、そういうのがありますから、学校も私は補助率が上がるとかということもありますけれども、一日も早く子どもたちに安心して勉強できるように造っていただきたい。私の出身の飯岡中学校もできれば早く造っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（明智忠直） 答弁いいですか。

林七巳議員の一般質問を終わります。

◇ 滑 川 公 英

○議長（明智忠直） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（8番 滑川公英 登壇）

○8番（滑川公英） おはようございます。

続きまして、8番、滑川公英。平成20年旭市議会第2回定例議会について一般質問いたします。一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

原油の急騰はとどまることを知らず、1バレル140ドルをうかがっております。本当に困ったことです。日本のほとんどの企業が来期は減収減益です。地方の産業は皆泣いております。旭市の基幹産業の農業もお先真っ暗です。限られた財源を大切に使う観点から質問いたします。

大きい1として、入札等の問題について。

1、入札のその後について。

昨年度は、入札改革ということですばらしい結果が出ておりますが、副市長が懸念しておりましたダイレクト入札の第2回目以降の成績はどのような結果になっているのでしょうか。

また、鋼材価格の急騰で例えばH型鋼の市場流通価格は1トン12万円中心となって、年初から約5割も上がっております。全国的に入札不調が出ているそうですが、我が旭市の現状はどのようなになっているのでしょうか。

2番目、車検について。

昨年12月議会においては、正確な答弁はいただいております。旭市全体で自動車修理業者が何社あるのでしょうか。組合はどのくらいあるのでしょうか。常日ごろ旭市長は、地元企業の育成とうたっておりますが、6か月たちますが、どのように検討されているのでしょうか。

3番目、中央病院再整備計画について。

この問題につきましては、3月議会においてもさまざまな質問がありました。前段でも申しましたが、原油を筆頭に天然資源が急騰しております。そのためH型鋼、異形棒鋼、セメント、アルミ資材、重仮設資材、アスファルト、電材、運賃等幅広く建設資材が年初来高騰しております。このような状況でも、先ほども再整備室長は材料を見直す、内外装を見直すと、トイレを減らすと、そういうような話で現状のままで建設すると言いますが、本当にできるのでしょうか。

また、仕様を変更して再整備するわけですが、旭市に建てられている大きなパチンコ店では遊水池を必ず持っていますが、中央病院では設計書に遊水池はありません。病院建設ではいらないのでしょうか。再整備計画は大規模開発に当たらないのでしょうか。近隣の地権者、地主との協議はどこまでいっているのでしょうか。調っているのでしょうか。お示し願いたいと思います。

大きい2番として、産業まつりについて。

5月25日に行われました、いいおか港・水産まつりは、大雨、大風の中にもかかわらず新

聞報道によりますと1万2,000人のにぎわいだったそうです。農水産課の職員をはじめ関係者の皆様、大変ご苦労さまでございました。

1として、昨年の3地区の課題点について。

10月、11月と集中的に行われた3地区の産業まつりですが、今年も成功に向け3地区個々の課題点や共通したチェックポイントをお示し願いたいと思います。

2番目として、5月25日に行われました第2回いいおか港・水産まつりについては、1番目の質問について今回の水産まつりでは、どのように対応したのでしょうか。

大きい3として、危機管理について。

1、行政の対応について。

先月の中国四川大地震については、さまざまな方面に波紋を広げております。私どもの町は自然災害が少なく、とても住みよい町です。いつも心配なのは、台風や津波ですが、今回大地震、新型インフルエンザに対する行政、学校の危機管理体制についてお尋ねいたします。

日本でも、強毒型のH5N1型に感染したオオハクチョウの死体が見つかった青森県十和田市では、観光客が激減したそうです。青森県の小学校には、教育委員会作成のマニュアルがあり、緊急連絡網で対応したそうです。市役所、消防署、教育委員会のそれぞれの危機管理についてお伺いいたします。

最近の教育問題について。

教育委員会は小・中学校でどのような問題が起き、それを把握し、どのように対処したのか、お示し願いたいと思います。

4番目、交付税について。

地方交付税については、国の厳しい財政状況等により平成12年度の21兆4,000億円をピークに毎年1兆円規模の減額が続き、平成18年には14兆6,000億円まで下がってしまいました。平成19年度は一転して選挙絡みからか3,732億円が増額され、平成20年度には前年と比較するとさらに6,820億円が増額となって、15兆6,136億円の交付税予算だそうです。しかし、特別枠を除いた地方歳出総額を7年連続のマイナスとするなど、歳出改革路線を堅持し、地方公共団体に対し給与関係費、投資的経費、一般行政経費の削減や入札改革の取り組みを促進するなどの改革を迫っております。

このような国の状況ですが、旭市の今後の交付税の見通しについてお伺いいたします。

第1回目の質問を終わります。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（平野哲也）** それでは、滑川議員の一般質問でございます。

1点目は、入札等の問題についての中でダイレクト入札、昨年実施したわけですが、その後の結果ということでございます。

郵送・事後審査方式制限付一般競争入札、これをいわゆるダイレクト入札ということで言っておりますけれども、昨年10月から実施いたしました。一定の効果があらわれているという認識でございますけれども、比較のために指名競争入札とそれからダイレクト入札に絞って比較をしてみたいと思います。

指名競争入札、これはダイレクト前の4月から9月まで、件数で53件実施しております。契約金額が12億4,685万4,000円、この予定価格ですが、総額ですが、12億9,401万5,800円ということで、落札率で申し上げますと96.36%、総額を割ったものですが、予定価格と契約金額の差額といいたすでしょうか、差でございますが、4,716万1,800円と、これは4月から9月までの指名競争入札。

一方、ダイレクト入札10月から3月までの結果でございますが、これは56件実施いたしております。契約金額は5億5,268万1,150円、予定価格の総額が6億9,758万500円ということで、これを割ったもの落札率につきましては79.23%、予定価格と契約金額の差額でございますが、これが1億4,489万9,350円ということで、落札率で申し上げますと17.13ポイントほど低下をいたしております。

次に、2点目に入札において不調となった事案はあるのかというご質問でございますが、平成19年度で申し上げますと全体で工事117件入札を実施してございまして、そのうち5件が不調となっております。率にしますと4.3%ということでございます。

次に、入札問題の2番目の車検のその後ということでございますが、まず最初に業者はどのくらいあるのかというご質問でございますが、これは市内に千葉県自動車整備振興会旭支部というところがございまして、ここに加盟している業者さんは74社、74業者ということで聞いております。これ以外に加盟していないところも数社あるのかなということで考えております。

それからもう一つは、どのようにしていくのか、改善するのかということでございますが、これは12月にも議論したところなんですけれども、公用車の車検につきましては基本的には各課の随意契約の範囲でございまして、しかしながら結果的に一部の業者さんに集中してしまうというようなことがありました。これも事実でございます。これはなぜかという

と、購入先、自動車を買ったところに必然的に車検へ行ってしまうのが一番多かったということでした。

今後どのようにするのかということですが、先ほどの整備振興協会の会長さんとも相談したんですけれども、なかなか協会でも割り振りは難しいということでした。したがって、今後におきましては、公用車の保有台数が課によって多く持っているところもございます。そういうところから順次一定業者に集中しないように調整を図っていくということにいたしました。

次に、大きい4番の交付税の今後ということですが、10年、15年後の話はちょっと難しいんですけれども、原則として申し上げれば地方財政対策として、またその財源保障の機能ということがあって交付税が交付されているわけでございます。これはご承知のとおりでございます。最終的にはいろいろな事情があって法律改正あるいは経済情勢、そういうもので多分に上下するということが考えられますけれども、最終的には地方行政の運営が立ち行かなくなるような形にはならないで、総論ですけれども、そういう形で考えております。

旭市の場合ですと、全く一定の条件は同じだとして考えた場合に、人口減少というのあればその分では多少減るのかなということで考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 入札等の問題について3問ご質問いただきましたが、私からは1点目の入札のその後、それから大きい3番目の中央病院再整備計画の中の資材高騰の折、大丈夫かと。病院再整備計画のうち遊水池等の必要性については、再整備室長のほうからお答えを申し上げます。

まず、入札等のその後ということですが、昨年12月議会で病院としてはダイレクト入札をどうするんだというご質問でございました。その時は今後検討するというお話を申し上げましたけれども、当病院におきましてもダイレクト入札は既に実施をしております。昨年度は今年1月以降に設計価格130万円を超える工事2件で実施をしております。また今年度に入りましても、5月に2件の工事でダイレクト入札の公告をしているところであります。今後とも病院としては、適切な入札及び契約の実施に努めてまいりたいと考えております。

それから、再整備計画の中の資材が高騰しているが大丈夫かというご質問であります。

確かに最近の新聞報道等では、鉄鋼などの建築資材が異常に高騰しているという記事が目につくようになっておりまして、病院としても非常に心配しているところであります。しかしながら、再整備事業におきましては現在、鋭意、実施設計を行っているところでありまして、その中で新病院としての必要な機能は確保しながらも、設計全般にわたってコスト縮減のための対策を検討しております。

具体的には、先ほど林七巳議員のご質問にお答えしたとおり、建物の高さを少し下げるとか、外壁のタイル張りの範囲を小さくする、そういうことなどの検討をしているところであります。

現在こういう努力をしておりますので、既定の予算で足りるかどうかにについては、もう少し作業が進んでみないと、現時点では明確なお答えができない状況であります。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 先ほどのご質問で遊水池を設けていないけれどもということでもありますけれども、新館や近辺に地下に浸透できるように考えております。地面に雨がいったときに多く降っても大丈夫なように考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 車検についてですけれども、私のほうから答弁させていただきます。

旭中央病院では、公用車が全部で27台ございます。平成19年度の車検実績なんですけれども、そのうち20台を実施しておりまして、この20台のうち救急車両が2台ございます。これは特別な配線等があるので、これは購入した業者にそのまま車検を依頼しております。残りの18台に対して旭中央病院の場合には、購入先とそのほか全部で2社による見積もり合わせの中で一番安いところに発注しているというような状況でございます。

市のほうについては、納入業者を中心に発注ということなんですけれども、旭中央病院は2社による見積もり合わせで一番安いほうに発注しているということでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、私のほうから議員ご質問の2番目の産業まつりにつきましてお答えをさせていただきます。

産業まつりはご承知のように、合併しましても合併前と同じようにそれぞれの地域のいろ

いろなよさを生かしながら秋に3地区で実施しております。その3地区のいろいろな課題等につきまして、昨年反省会等を実行委員会の中でやっております。

その中の主な点でありますけれども、旭地区の会場の中では、特に出されましたのが駐車場の問題が多く出されております。駐車場絶対数が不足しているというのが大きな問題でありますけれども、ただその中で誘導の方法に問題がなかったのかなと。駐車券を持っている方あるいは持っていない方が何か同じところに行ってしまうとか、あるいは出展者の方にここに駐車をしていただきたいという部分がどうも周知していなかったという部分、あるいは会場の中に実は入れない会場の仕組みになっているわけですが、そこに出席の方が入ってしまっているいろいろなトラブルがあったという、そういう駐車場の問題が多く出されております。

あと、干潟地区の会場につきましては、議員ご指摘のように昨年雨の中であったわけですが、その中で会場が急遽運動場から体育館に変更になった、これがうまく情報が来客者に伝わっていなかったのではないかなという部分が出ております。さらに、干潟地区につきましては、もちの無料配布がやられているわけですが、配布をする時間あるいは場所等がどうも来場していただいている方に徹底がなかったという部分、あるいは1人で何回も並んでいる方あるいは一度も食べていない方、そういう方もいたよという部分がありました。

さらに、海上地区の会場につきましては、あそこの会場はとてもテント数が多く、いろいろなものを買っていただいている方が多いにもかかわらず、買い物をした荷物を預かるようなところがあると、来た方がさらに会場を回っていただけるのかなというようなことで、そういう点についても触れられております。あるいは海上地区につきましては、開会が9時ということでほかの地区は10時、秋の中、9時はちょっと早いかなということで問題が出ております。さらには、昨年作りましたポスターがキャラクターのポスターが主であったと。やはり農水産課がかかわっている祭り、そんなことで地域の産業色を生かしたポスター作りをしていこうというようなことで反省として出ております。

これらの反省を基にしまして、本年も実施するわけですが、さらにいいおか港・水産まつりにつきましてもこれらの課題等を参考にしながら、交通渋滞をなくするために会場内を一方通行にするとか、あるいはシャトルバスを運行して駐車場の確保に努める。あるいはキャラクターショーでなくて地域の特性を生かしたステージイベント、これをやろうというようなこと、そういうことで水産まつりを実施させていただいております。

いずれにしても、いろいろな問題点をいろいろ出していただきまして、さらに地域地域の特性を生かした祭りということで本年も考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 危機管理についての行政の対応ということでございますが、私からはその基本的な部分で防災についてお答えいたします。

防災全般の取り組みといたしましては、旭地域防災計画、これは3月議会の時にお示ししてございますけれども、それを基本に取り組んでおります。

そして、職員を動員配備するということになるわけでございますが、それにつきましては市職員災害対応マニュアルというものを作成しておりまして、全職員に配布いたしまして災害の種類、規模、被害の程度によりまして注意配備、警戒配備、非常配備というような配備態勢をとりまして実施しております。

以上です。

○議長（明智忠直） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、危機管理ということで消防本部の大災害時の対応についてお答えいたします。

先月5月には、ミャンマーにおけるサイクロンによる災害、さらに中国四川省において発生した大地震によりまして、数多くのとうとい命が奪われました。このような大災害が当地域にいつ発生するかは予測できません。

専門の防災機関であります消防本部では、旭市地域防災計画とは別に旭市消防本部非常時災害警防規定及び旭市消防本部非常召集計画規程によりまして、職員の召集と部隊の運用計画を定めております。負傷者が多数発生した場合には、旭中央病院の災害派遣医療チームであるDMA Tの出場要請をいたします。

また、被害が広範囲に及び当地域のみでは対応が難しい場合には、県内においては千葉県広域消防応援隊、国レベルでは緊急消防援助隊の応援を要請します。さらに災害の規模によっては、自衛隊の派遣要請も考慮されます。

先のミャンマーにおける災害では、当初国外からの応援を拒否したために、また中国四川省の地震災害でも援助隊の応援要請の遅れが被害をさらに拡大させたものであります。消防の任務は住民の生命・身体を守ることが最優先であります。これらの災害を教訓として状況を的確に判断し、速やかな応援要請を考慮しなければなりません。

発災時には自らの迅速な部隊運用はもちろんですが、被害状況を的確に判断した上で、必

要とあらば速やかな応援要請を行って活動部隊の増強を図らなければならないと考えております。

続きまして、消防団の対応についてお答えします。

当市消防団は、再編によりまして16分団47個部の組織となっております、1,052名の人員で編成されております。

大災害発生時には、常備消防だけでは対応できません。管轄地域は自分たちで守るのが消防団の大きな任務となりますが、近年全国的に見ても少子化、団員のサラリーマン化により、地元の昼間人口が減少し、消防団員の確保が大変難しく、旭市においても同じ状況にあります。これに対応するため消防職、団員のOBで地元在住者、地元勤務者を対象とした機能別消防団員制度を平成19年に導入しまして、平日昼間の火災、大災害時に正規の団員の不足を補う体制としております。

続きまして、鳥インフルエンザの対応についてお答えいたします。

消防本部におきましては、保健所、警察署、病院、医師会等と平成17年に立ち上げた連絡協議会を通じ、情報の交換を行うとともに救急出場時においても感染の疑いが懸念される場合、救急隊員への感染あるいは救急隊員からの感染を防ぐためにマスク、手袋、感染防護衣等の着用により対応をしております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、3の2の最近の教育問題の危機管理についてお答え申し上げます。

学校は児童・生徒が安全かつ安心して教育活動が行われる場でなければなりません。しかし、児童・生徒が学校生活を送る中で人間関係に係る問題、学校施設に起因する事故、不審者に係るトラブル、また登下校の際の事件、事故、学校保健、自然災害などさまざまな事件や事故が発生します。そして、こうした事件や事故に対応する、いわゆる学校の危機管理の体制整備が今強く求められております。

危機管理における対応としましては、一つとして、あらゆる危機の発生を事前に想定し、危機の発生を未然に防止する予防的対応、危機発生直後に被害を最小限に食い止め、迅速に危機を解決し、危機以前の安全な状態を早期に回復する発生時対応、三つ目として、二次被害や再発防止へ向けての活動をする事後対応が考えられます。

いずれにしても、危機対応の基本方針は児童・生徒の生命、身体の安全を確保し、事

故の防止、事故が発生した際の被害を最小限にとどめることにあります。

平成20年2月の2チャンネルの掲示板による殺人予告の場合には、市内の小・中学校では情報機器の使い方や情報モラルに関する指導を行っている中で発生しました。

犯罪予告に対し予告日には、児童・生徒、保護者等への注意喚起を呼びかけるとともに、児童・生徒への集団下校及び複数下校、教職員や関係機関によるパトロールを実施し、また児童・生徒の安全のため、しばらくの間その対策を継続して実施しました。幸いこの件では、大事に至ることはありませんでした。

教育委員会では、危機の対応について迅速な報告、連絡、相談、確認ができるよう学校との連携を図り進めております。また、適切な対応を図るために、関係機関などへの協力依頼や必要に応じて保護者への周知と理解を得るよう努めるとともに、混乱の回避や説明責任も果たせるようにしております。

また、新たな課題が生じた場合、各小・中学校において危機管理対応マニュアルを作成したり、防犯指導、防犯訓練などの指導支援を行い、児童・生徒の安全に努めています。

なお、先ほどありました鳥インフルエンザの件でございますけれども、これにつきましては秋田県の例と野鳥の例があり、インフルエンザが発生した場合、その直後、国のほうから対策等のマニュアル的なものが示されまして、これは内容的には児童・生徒や教職員の対応のこと、それから飼育動物の適切な管理、それからふだんの心がけ等ですけれども、こういうものについて各学校に至急配布し、指導徹底を依頼しているようにいたしました。

これからも教育委員会では、学校関係機関が連携を図りながら、迅速かつ適切な対応に心がけた危機管理に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 一般質問は途中でありますが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、滑川議員の一般質問を行います。

病院事務部長。

○**病院事務部長（伊藤敬典）** 先ほど滑川議員の遊水池のお話がありました。これは大規模開発に当たるのではないかとご質問がありまして、それについての答弁が少し抜けておりましたので、お答え申し上げます。

これについては、病院の再整備事業が都市計画法の開発行為に当たるかどうか、これについては県の都市計画課のほうとも協議をしております、開発行為には当たらないということから、遊水池につきましては設ける考えはないということでございます。

以上です。

○**議長（明智忠直）** 滑川議員。

○**8番（滑川公英）** では、1番目のほうから、入札のその後についてから質問させていただきます。

来年度に小学校の入札とかがありますが、改築がありますが、設計価格というのは先ほども申しましたように資材の急騰で相当上がっていると思うんですが、多分行政の場合は何年も遅れて前の見積もり価格でやっていくので、先ほど言ったような入札不調が必ず出るような方向になるんじゃないかと思うんですが、設計価格の見直ししないし積算価格の見直しを行うという考えは当局のほうにあるのでしょうか。

○**議長（明智忠直）** 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（平野哲也）** 入札の不調の関係で設計の見直しで、来年度以降のものについてはそういった形で見直しが当然されると思いますけれども、現行のものについては、例えば今年に入ってから入札も若干12件ほどやっておりますけれども、今年はまだ今のところ、不調は1件も出ていないという状況です。資材の高騰関係、これからは設計担当課において精査をしていくことになろうかということで考えております。

○**議長（明智忠直）** 滑川議員。

○**8番（滑川公英）** 今回、議案提出されております下水道整備事業の中で3年間にわたり9億8,000万円云々でございますが、それにつきましてもその価格でだいたい大丈夫なんですか。

○**議長（明智忠直）** 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○**下水道課長（中野博之）** お答えいたします。

今回委託、今後協定を締結する9億8,600万円の事業費につきましては、概算の事業費を

積算して設定したものでございます。今後、それぞれ発注年度に当たりまして事業団と年度の実施協定というものを締結し、その年度実施協定に当たりましては具体的な積算をし、発注することとなります。その時点で考慮がなされるということになります。基本協定の金額につきましては、最終年度にございまして、過不足等がございましたらその時に協定の変更がなされるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 今のことに再々質問ですか。今回随意契約でやった水道事業の公団ですね。それにつきましては有名な談合の事業団ではないでしょうか。それで随意契約というのはどう考えてもおかしいと思いますが、また今年、来年、再来年と3か年にわたってそのような方向で進むのでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 事業団につきまして議員のおっしゃることにつきましては、平成7年に事業団を抱き込んだ事件が発生したということでございまして、事業団におきましてはその後入札制度の透明性、公平性、競争性を求めるために制度の改革を行ってきていると聞いております。

具体的に申しますと、事件後の平成7年には指名競争入札を廃止し、一般競争入札及び公募型の競争入札にすべてを移行したと。さらに、平成18年におきましては公募型の指名競争入札も排除し、すべての工事におきまして一般競争入札に移行しているという中、事業団といたしましてこの入札制度の透明性を強化してきているということで聞いております。

一昨日以来の新聞紙上等をにぎわしているものにつきましては、その団体につきましては日本下水道事業団が受託しているものではない。その団体を事業団は一度も請け負った契約はいたしていないというふうなことで聞いております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） では次、車検について。

建設課所管の工事の測量ですね、それについては小さい仕事につきましてはそういう業界にお話を持ち込んで、その中で手挙げ方式みたいにして公平に契約をしていると聞いております。ディーラー以外での契約では1社だけ、あとは随意契約とか2社で半分というのは、

金額が小さいからそれでいいというのはどうしてもおかしいと思うんです。最初の新車で買って1回目の車検とかその辺は当然ディーラーでやる必要がありますが、それ以降については民間についてもそうでない方向で動いているというのが現況であります。市当局としてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 先ほど答弁いたしましたように、どうしても今までは結果的にそういう形で購入先が多かったということでございますけれども、先ほど議員言われましたように2回目、3回目の車検なんかについては、今後調整を図っていきたいということで考えております。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 他の業者が入れないのは自動車修理業者の営業が足りないなのか、それとも決裁が50万円までなら課長決裁で済むからなのか。何百台もある中の数社の寡占化は、ほかの業者から見てあまりいい話ではないと思います。地域経済を潤すとは思いますが、昨年12月にも検討すると言ったんですから、もう少し検討の果実をちゃんと出していただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 先ほど申し上げたんですけれども、現況は基本的に各課でやっていただいたんですけれども、これを財政課が例えばあんたのところここでやれということもなかなか難しいことがございますので、これから各課に相談しましてなるべく分配できる、割り振りがうまく散らばるような形でやっていくということでご了解をいただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） では、昨年12月から5月末までは、ほとんどそういうことは検討していないと。今までは無検討であったけれども、ただ検討しますと言っただけだったということではよろしいでしょうか。返事はいりません。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、いろいろ内部で検討しました。先ほども申し上げましたように、整備協会の会長とも相談をいたしました。一番い

いのはやはり整備協会みたいところでバランスよく配分をあっせんしていただけないかということをご相談したんですけれども、協会のほうもなかなか荷が重いということでございました。それではどうしたらいいかということであるべく散らばるようにこれから検討していくということでやっております。既に一部ではそういう調整もいたしております。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） では、中央病院再整備計画につきまして。

病院事業管理者は3月議会におきまして県及び国からは応分な支援をいただける。具体的な金額あるいは方策については、もう少し待ってと言われましたが、新年度に入り3か月目に入りました。どのような国の支援があるのでしょうか。

舩添厚生労働大臣は四川大地震の後、災害拠点病院の耐震強化を検討したいと述べております。病院の耐震化への国庫補助率は現在3分の1、補助率引き上げの検討に入るそうです。災害拠点病院と旭中央病院ホームページにある基幹災害医療センターとは同じことなのでしょうか。もし同じだとすれば、いつも市長が言われる有利な補助金の対象になるのではないのでしょうか。でも、この国庫補助はもう既に中央病院として利用しているのでしょうか。また、それ以外の理由があってだめなののでしょうか。待ってと言われた病院事業管理者はこのことを予知していたのでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今議員おっしゃった国の補助というのは、具体的な補助名がもし分かればもう少しはっきりお答えができるんですが、私の理解するところでは災害拠点病院施設設備整備事業補助金という制度があります。これは補助率が3分の1ですので、恐らく議員がおっしゃった補助制度かもしれませんが、ただこれは以前はちょっと分かりませんが、現在公立病院は対象外となっております、民間病院とかあるいは公的病院です。例えば成田日赤とか、民間あるいは公的病院が対象でありまして、旭中央病院については対象にならない制度というふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） 再整備計画そのものが昨年度出たわけですが、当初より半年遅れていたわけですが、今年3月議会では。予定表によりますとまた1か月遅れ、来年1月の着工となっ

ておりますが、詳細設計の積算、耐震構造計算、建築確認は相当時間がかかるのではないのでしょうか。この辺の行程をどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 予定では1月に着工というように進んでおります。いろいろな問題があつて時間がかかることは思いますけれども、1月着工に向けて全力を尽くしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） 基本設計そのものが資材急騰の昨年3月以前のものだと思います。そこからできている積算価格から比べたら今年もう上半期だけでも4割、5割というのは常識になっております。少しぐらいの修正をしたからといって再整備室長が言うように大丈夫なんのでしょうか。四川大地震と同じようなおから工事になるような可能性というのはないのでしょうか。特に中国の地震の場合、公的な機関ほど手抜き工事が大きかったと。民間でやったところほど倒れていないと、そういうような方向になるので、こんなに資材が急騰している中で多少の内装とか階を下げるとかで、機能は十分果たすけれども、例の耐震構造計算がおかしかったらもう一度やり直しになるわけですから、そのようなことにならない方向でぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） なかなかちょっとお答えづらいというのは、先ほどお答えしたのは現在実施設計がまだ途中なんです。その中で節減できるものについては節減の対策を検討していますということで、ただ資材が非常に高騰していることも、先ほど心配しているということも申し上げましたんですが、例えばこれは想定の話でありますけれども、資材が倍になってしまうとかそうなれば、当初の見積りの数字とはやはり乖離してしまいますので、現時点でお答えできるのは、実施設計が終わった段階で設計額と既定の予算額がどのくらいの乖離があるのか。あまりにも大きな乖離があるのであれば、これは場合によっては既定の予算の増額補正ということもお願いしなければならないこともあるかもしれないというのは、想定の中にはありますが、現時点では実施設計の中で節減できるものについては節減をしながら積算している最中というようなお答えになると思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） 次の産業まつりについて。

旭市の祭りですから、地元生産者とか地元の業者をテナントの中で優遇するという方向で進んでいたんでしょうか。それとも全然それは関係ないよと、そういうようなことで祭りが進められていたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 我々も地域の祭りにつきましては、これは地域のいろいろな産業の振興の位置づけということで理解をして実施しております。特にただ、出展の位置につきましては、地元の方々を有利にやっているかということをお問われると、必ずしもそうは言えないと。いろいろな出展していただくものによって位置等が変わっているということでご理解いただきたいと思います。

ただ、とはいえ、実は出展の締め切りの日以降いろいろ手を挙げてくれる方々もいます。それにつきましては地元の農業者の方あるいは商工業の方につきましては対応できる中でどしどし追加出展というようなことでお願いをしている。そういうところで地元の方々の振興のところは考えております。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） 生産者にしても業者にしても、出展場所により売り上げがだいぶ左右されるように聞いております。どのような方向で出展場所、テナントの位置を決めているのでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 出展の申し込みの際に何か希望する所みたいな備考欄は設けてございます。そういう方々から角がいいという、例えば角を確保すると二方使えるわけでありまして。そんな方々にはなるべくそれに応じるような、ただそういう方々が多いもので、必ずしも希望した所には行けない。それと野菜と野菜をあまりくっつけないでほしいという方々、逆にくっつけてほしいという方もいます。例えば海上地区の直売施設ですと干潟の直売と海上の直売をうまく一緒のほうがお客さんも流れがよくていいんだよと。あるいは逆にJAさんのほうからは野菜農家とは離してくれとか、いろいろな要望が多々いろいろなものがある

ということで、なるべく意に添うように出展の位置等につきましては検討をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） いいおか港・水産まつりについて。

今後とも年に1回だけではなくて、例えば朝市をやるとか継続性についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 先般いいおか港・水産まつりにつきましては、開催当日の終わった後に漁業関係者の方々とも反省会等を行いました。特に漁業関係者の方からは、やってよかったと。あれだけ魚を喜んでくれるというのが、今まで自分たち生産している側から本当にうれしかったということです。ただ、決して自分たちも損はしていないよと、自分たちもある程度もうかったよ、でもお客さんは喜んで安いねということで、何か流通面でいろいろ考えるところもあるなということで、そんなことで水産関係者の方からはぜひ来年も継続して、それと今年につきましても朝市につきましては漁業者の方はやろうという形で話は伺っております。

以上であります。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

3番目の危機管理について。

特に新型インフルエンザのことなんですが、1918年に世界的に大流行したスペイン風邪ですね。アメリカでは学校閉鎖、集会禁止、患者の隔離などの介入が早かった州ほど感染ピークが遅れ、患者も少なかったそうです。初期の学校閉鎖がこの例からも言われるように相当有効なものでありますが、その辺につきまして教育委員会としては旭市全域に対してどのような指導をこれからするつもりなのでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） お答え申し上げます。

いわゆるいろいろな感染症的なものとかそういうものを含んでのことだと思いますけれど

も、こういう20校の児童・生徒でございますので、冬場ですとインフルエンザ、今の時期ですと胃腸炎とかこういうものが発生するわけですが、今ありましたようにできるだけそういう情報がすぐにこちらのほうに入るという状況を学校とるようにしておきまして、さらに感染性なものの疾患が発生した場合については、保健所等に連絡をとりましてそれに対する対応を考えて、今おっしゃられていましたように特に感染の強いものについては人数等を把握しまして、その児童・生徒の出席停止というのは当然ですが、早い段階で学級あるいは学校の出席停止と、そういうところも保健所、学校医と相談して対応していくというふうに現在もこれからも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） 鳥インフルエンザのワクチンにつきましては、全国的にまだ3,000万人分ぐらいしかストックがされていないということで、高齢者とか年の若い人について特に危険性が多いんで、その辺のことはぜひ速やかに、教育委員会の担当ではないでしょうけれども、保育所も含めまして早急なマニュアルを作っていただきたいと思います。答弁は結構です。

それから、教育問題につきましては、教育委員会の事なかれ主義というのが結構報道されておりますが、我が旭市でも生徒側、被害者側についての配慮が足りないのではないかとと思われる事例が入っておりますけれども、教育委員会としての見解はどのようにお考えなのでしょうか。多分教育委員会としては分かっていると思います。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） いろいろな問題が生じた場合に教育委員会としての対応ということだと思いますけれども、危機管理を、あるいは重大な事件等が発生した場合、いろいろな問題が発生した場合ということで、全体としてお話をさせていただきますが、教育委員会としましては先ほども申し上げましたけれども、学校や関係機関等と連絡を図りながら、正確な事実関係や状況等の情報収集に努めた上で早急に保護者、関係者、関係機関等に状況経過報告を行うなど他への理解、周知に努めるとともに、問題への適切な対応、問題の早期解決、問題の拡大及び混乱の回避に努めるということで考えております。

そして、こういう基本姿勢のもとで学校と関係機関と連携して重大な事件、事故に備えて対応に当たっているところでございますが、今ございましたようにいろいろな当事者等から声が聞こえてくるということがございますけれども、そういうことについて情報収集にさら

に努めて適切な対応等に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） では、4番目の交付税について。

旭市の平成18年度の実質公債費比率は、中央病院や水道などの公営企業の借入金が参入され18.5%となり、市が借入れを起こす場合には県の許可が必要な団体となってしまいました。交付税の算定基準のもととなる面積、人口のうち人口は合併時に想定した人口減より早いスピードで減少していると思われますが、交付税の削減される最大の懸念材料ではないのでしょうか。合併時に想定した人口減と比べ、現在との乖離はどの程度で、5年後、10年後の開きはどのようなようになるのか。新しい人口統計の中で出していただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 交付税の人口と面積、特にとりわけ人口ということで、合併前と乖離していくのではないかと。確かに交付税につきましては、基本部分は人口と面積が算定の基礎となります。しかしながら、単純にこれだけではなくていろいろな要因がございます。例えばこれだけですとちょっと問題がありますので、いろいろ道路橋梁費の場合には道路の延長ですとか道路の面積あるいは教育関係では児童・生徒数あるいは学級数、学校数、農家行政であれば農家数という形でこれも加味されることは事実でございます。

それで、人口の減のことでございますけれども、前出しの交付税に使われます人口というのは、毎年の住基人口とかではございません。これは国調人口、ですから国調人口でございますので、現在使っているのは平成17年国調の人口です。この人口が例えば平成17年国調のものですと平成18年から22年度まで使われるということでございます。人口統計と国調の動きというのも連動はすると思いますけれども、将来的にはどうかということで人口統計のものを私は持っていませんけれども、やはり総じて減少傾向にはあるのかなということで考えております。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） 後でそれにつきましては表として出していただきたいと思います。

地方交付税の特別枠として地方再生対策費4,000億円が今回国で増額されておりますが、旭市はどのぐらいの増額を見込んでいるのでしょうか。その増額というのは今回の一般会計予算の中に組み込まれているのでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 地方再生対策費、これは4,000億円、全国ベースです。全国ベースで交付税に算入というのは、交付税を加算した一因ではございますけれども、これは地方全般の地方財政計画というのがございますけれども、地方財政計画の歳出の中に4,000億円ぐらいを見た、その全体の地方財政計画の83兆円ぐらいの地方財政計画の総体の支出に対して収入が不足してくると。収入が不足してくる中のカバーの一部として交付税あるいは臨時財政対策債、その中で交付税の総額の中に地方再生対策費分を、原資をアップする分を見たよということでございまして、これは個々に幾らぐらいという算出は現状ではできないのかなということで考えております。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） 分かりました。

全国から見れば数%の0.何%になってしまいますから。一番もっと問題なのは、4月のガソリンの暫定税率執行によって失われた交付金はどのくらいでしょうか。旭市の本年度予算のどこに影響が出ているのでしょうか。国全体ではたしか2兆6,000億円ぐらいの減収になっていると聞き、県でも道路工事が取りあえずストップしたとか、現実には1か月分だけ穴があいているわけですから、これについてははっきりした数字をお示し願いたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 交付税のご質問ということで、これは面談の時にもその話は出ておりませんのでデータを持っておりません。ただ、前に調べた時に1か月分の影響はどうかということで譲与税関係ですけれども、どのくらいかという今データを持っておりません。

それから、道路財源につきましては、譲与税以外にもいわゆる建設関係の国庫補助金、それからまちづくり交付金、これがあるわけです。これにつきましては道路整備交付金なんかは予定どおり内示が来ました。それからまちづくり交付金につきましては当初の予定より1億円ほど多く来ております。そういう状況でございます。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（明智忠直） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

(4番 伊藤房代 登壇)

○4番(伊藤房代) 平成20年旭市議会第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき誠にありがとうございます。今回私は、大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

1点目、児童福祉について、2点目、女性(妊婦の保護)について、3点目、高齢者入院見舞金について、4点目、地上デジタルテレビ放送について質問いたします。

まず、1点目、児童福祉について。

①児童手当について質問いたします。

現在は小学校修了前までの児童を養育する場合に支給される手当です。手当額は3歳未満児が一律1万円、3歳以上は第1子、第2子が5,000円、第3子以降が1万円です。所得制限ありとあります。少子化対策の一環として所得額の制限を設けることなく、一律にして支給することができないか質問します。また、小学校6年生までとありましたが、中学3年生までに児童手当を引き上げることができないか質問します。

②保育料を無料化にできないか。

現在の保育料については、保護者など児童の生計維持者の所得を基準に課税額に応じて年齢別に算定されます。保育料は7階層、9段階に分かれており、減額措置もありますが、1人当たりの最高月額はおおむね4万3,000円、3歳以上児2万6,000円、保育料は保護者などの前年の所得税を基準に9段階で決定されます。前年度の所得税により格差があるとなっておりますが、私の友人のサラリーマンの子どもさんは、4万3,000円の部類で1日の生活が大変で友人はパートに出ているとのことで預けていて、パート収入に比べて保育料の比重が重過ぎると話しておりました。また、農家の友人の子どもさんは一番低い保育料で一家大人4人各自が自家用車を持っているということで、所得の格差をなくし、一律見合うだけの保育料か、もしくは保育料を無料化にし、少子化で預けに来る人数も少なくなってくるので、旭市として対策を練ることはできないのでしょうか質問します。

③子どもの医療費を無料化にできないか。

現在市では、子育て支援の重要な施策の一つとして、乳幼児の健全育成と保護者の経済的負担の軽減を図るため、県の制度に準じて乳幼児医療費の一部を助成しています。4月1日からは制度の拡充を図るため、今まで助成対象とならなかった4歳から小学校就学前児の通院に係る医療費についても市が単独で負担することにより、ゼロ歳児から小学校就学前児までの入院、通院が医療費助成の対象となりました。乳幼児が県内の病院などで受診する際、窓口で保険証と合わせて提示すると、医療費が200円か無料のいずれかになる受給券を発行

します。そして小学校就学前までのお子さんの入・通院に要した医療費の一部が助成されます。申請の手続きなど詳しくは各保健センターまでお問い合わせください。今年4月から、4歳から小学校就学前までのお子さんの通院が助成対象となりましたとありますが、小学校就学前までのみならず、小学校6年生、または中学3年生までの医療費の無料化ができないか質問します。

2点目、女性（妊婦の保護）について。

①妊婦健診の無料化を目指せないか。

現在は妊産婦の健診は5回まで無料となっておりますが、初診より10か月間は毎月受診することになっております。子どもを産みたいが受診料が大変だからという理由で毎月医者にかからず臨月を迎えるという妊婦がいて大変危険になっています。妊娠かなと初めて受診する日から出産予定日（40週）までに13回から14回の健診が望ましいとされています。しかし、最近では経済的な理由で一度も受診せずに出産する飛び込み出産が取り上げられています。これは母子にとっても危険なものです。4月1日から妊婦健診受診券がこれまでの2回から5回に増えました。さらに5回の受診料無料から14回最後まで無料化にならないか質問します。

②妊婦の健診に関連して、妊婦の健康パスポートの発行はできないか質問します。

かかりつけの産婦人科で健康パスポートを発行し、突然の破水や出先での出産など、どこでも対応できるよう健康パスポートを発行すれば、妊婦のたらい回しや受診の拒否などを未然に防げるのではないかと考えます。妊婦の健康パスポートを発行できないか質問します。

友人でふるさとに帰っていて急に産気づいて、かかりつけの産婦人科に電話をすれば途中でいろいろアクシデントがあった人だから帰ってきなさいとのことで、かかりつけの病院まで車で3時間かけて帰ってようやく出産して大変だったとの話がありました。またそれに関連して質問します。

一般の人も健康パスポートを発行できないか質問します。

ある高齢者ですが、足が痛くて整形外科で痛み止めをもらって薬を飲み、お腹の具合が悪くて内科で腹痛の痛み止めをもらい、せきが出ると言って耳鼻咽喉科に行ってせき止めなどの痛み止めをもらうという薬漬けの状態が続き、余計に悪くなったと聞いています。かかりつけの病院で健康パスポートを発行していれば痛み止めは一つで済むし、他の状態が分かるのではないかと考えます。健康パスポートの発行はできないのでしょうか質問します。

3点目、高齢者入院見舞金について。

①後期高齢者（長寿医療）制度問題でいろいろと懸案中ですが、高齢者に対する福祉案として質問します。

高額所得者、低額所得者という線を引かないで、一律に現在入院中の高齢者に対して見舞金2万円を支給できないか質問します。

4点目、地上デジタルテレビ放送について。

①3年後のデジタル化に向けて新しいテレビの買い替えは難しい人が多くいます。地上デジタルチューナー、またはデジタルチューナー内蔵録画を接続すればデジタルテレビを見ることができるとあります。チューナーの補助金、またはチューナーを取り付けてあげることにはできないのでしょうか。

以上で質問を終わります。

○議長（明智忠直） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、児童福祉の関係で児童手当の支給拡大というお答えをさせていただきたいと思います。

児童手当の対象年齢につきましては、平成18年4月より小学校第3学年までから小学校修了までに拡大がなされております。また、支給額につきましては、議員ご質問ございましたように平成19年4月より3歳未満は一律1万円に引き上げられております。その結果、現在の支給内容は、3歳未満は1万円、3歳以上の第1子、第2子は5,000円、第3子以上は1万円をそれぞれ小学校卒業まで支給することになっております。

所得制限及び支給年齢の拡充をとということでございましたが、拡充部分につきましては全額市の単独支給ということで、非常に厳しい財政状況に加えて、今後福祉にかかわる需要もますます多く見込まれるという状況から、児童手当につきましては当面児童手当法に準じた支給にとどめたいと考えているところでございます。

少子化対策としましては、児童手当に限定せず子どもを産み育てることへの効果的で必要性の高い事業への支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、保育料を無料化にできないかということですが、保育料につきましては児童福祉法及び市の条例の規程によりまして、保育所にかかる経費の一部を各家庭におきましてご負担をいただいているところでございます。

また、保育料の決定につきましては、議員ご質問ございましたようにご家庭の前年の所得税額と前年度の住民税の額により算定をします。3歳未満児の場合、生保等の児童につきましてはゼロ円となるわけですが、最高額4万3,000円まで負担をいただいているところでございます。

現在の旭市の保育料は、合併の際に調整をさせていただきました負担金額でございますが、国が示す負担金限度額、3歳未満の場合ですと最高限度額は8万円になるわけですが、その約54%にとどめております。県下54市町村中51番目と低く、保護者の経済的負担に考慮した保育料を取ってございます。

加えて、地方分権の流れの中で多様化する保育ニーズへの対応ですとか、それから運営費につきましてももう既に一般財源化されております。したがって、市の負担部分が年々増大していることは確かでございます。旭市におきましては指定管理者制度を導入するなど効果的な運営に努めておりますが、受益と負担の公平性の観点から、保護者の方々にも適正な負担をお願いしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、私のほうからは1番目の児童福祉についての（3）子どもの医療費を無料化にできないかということについて、現状の小学校就学前までを中学校修了まで拡大できないかのご質問でございますけれども、乳幼児医療費の助成につきましては、先ほど議員ご質問の中でおっしゃられておりましたとおりでございますけれども、本年4月1日から4歳未満児までの県の基準を上回り、市単独事業として小学校就学前児までを対象者として拡大したところでございます。財政的な問題もございますので、今後県内の動向に留意していきたいと思っておりますけれども、現在のところ中学生までの拡充については考えておりません。

次に、2番目の女性（妊婦の保護）についてですけれども、その（1）妊婦健診の無料化

を目指せないかというご質問ですが、妊婦健康診査については、やはり今年度4月1日から公費で負担する医療機関委託妊婦一般健康診査受診票を2回から5回に拡大しております。また、県内のほとんどの市町村が回数を5回で実施しているということから、本市といたしましても現状を維持していきたいというふうに考えております。

次に、(2)の健康パスポートの発行はできないかというご質問ですが、現在妊娠の届け出の際に母子健康手帳を交付しております。この手帳には、妊婦の健康状態をはじめ出産の状況及び赤ちゃんの成長に合わせた記録が記入できるようになっております。妊娠中に医療機関等で実施した健診結果及び妊娠中の経過記録が記入できるものでございます。また健康増進法に基づき40歳以上の希望者には、男女を問わず健康手帳を発行しております。この健康手帳には健診結果、がん検診の記録、受診記録等が記入できるようになっております。これらによって対応していきたいと考えておりますので、ご質問の健康パスポートの発行については考えてはおりません。

以上でございます。

○議長(明智忠直) 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(横山秀喜) 私のほうからは、3番目の高齢者の入院見舞金についてお答えしたいと思います。

ご質問のほうで所得に関係なく一律に2万円の入院見舞金をというご質問ですが、現在高齢者福祉施策につきましては、介護老人福祉手当、高齢者紙おむつの給付、訪問介護利用者の負担額の助成など主に在宅での支援というような事業が主になっています。入院時の費用負担ということですが、75歳以上の高齢者世帯の場合、後期高齢者医療で所得状況により高額療養費の自己負担限度額が決められておりまして、例えば低所得世帯、年金収入でそれぞれ80万円未満、以下というような場合、月額1万5,000円の自己負担と食費が1食100円ということで、1か月合計で2万4,300円というふうになっています。したがって、入院した場合には医療保険制度での対応、介護施設への入所は介護保険制度での対応ということの基本と考えておりまして、高齢者入院見舞金については旭市の財政状況や他市町村の本施策の実施状況などから判断し、実施する計画はございませんので、よろしくご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長(明智忠直) 企画課長。

○企画課長(加瀬正彦) それでは、私のほうからは、4番目の地上デジタルテレビ放送につ

きまして、デジタル化されることに伴い、チューナーの補助はできないかということについてお答えいたします。

ご指摘のように地上デジタルテレビ放送、これは現在整備が進められておりまして、2011年7月、ここからすべてデジタル放送になります。従来のアナログのテレビは見ることができなくなると、そういうことでございます。

今月の11日に実は新聞報道されたように地デジ対策を検討する総務省の委員会、これが経済的に厳しい世帯に現物を支給する、そのような支援策を検討しているということで報道されました。具体的には、生活保護世帯であるとかNHK受信料の全額免除世帯、それから高齢者のみの世帯、障害者世帯というのを支援対象として検討したわけなんですけれども、まず生活保護世帯への現物支給、この支援策を打ち出しております。ただ、まだ決定ではございませんで、この本方針につきましては今月27日に開催される予定となっております総務省の諮問機関である情報通信審議会、ここで第5次中間報告がなされます。そこで出されて総務省が具体的な施策として予算要求をしていくことになっていると。このような状況でございますので市としましては国の動向、そういった施策を踏まえ適切に対処していきたいと考えております。今の段階では補助の予定はないということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） 1点目の児童福祉のところの③のところの子どもの医療費を無料化という部分の中で、小学校就学前児に今なっておりますけれども、先ほど中学3年生までは考えていないということだったんですけれども、小学校6年生までの医療費無料化というものはいかがなものか伺います。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 申し訳ございません。小学生についても現在のところは今の拡充について考えておりません。

以上です。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） 次に、2点目の女性（妊婦の保護）についての②のところの一般の人も健康パスポート発行をとという部分をお伺いいたします。その部分はいかがでしょう。

○議長（明智忠直） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○**健康管理課長（小長谷 博）** 一般というのはどういう方、男女何歳以上とかありますでしょうか。

（「すべて」の声あり）

○**健康管理課長（小長谷 博）** すべてというのは何歳、成人以上ですか。

（「そうですね」の声あり）

○**健康管理課長（小長谷 博）** 法的には、先ほどご答弁いただきましたけれども、健康増進法では40歳以上、それと母子健康保健手帳については妊婦の方に、これは母子保健法で決められているから、先ほども申し上げましたけれども、医療機関に行った場合、母子健康手帳にはそういう記録が各医療機関で受診された場合には書いていただきます。ただ、これ市単独で発行した場合に、ほかの医療機関がすべてそれを記入していただけるのかと。もし記入していただくとなればこれは文書料という形でまた新たなお金がかかると思います。そういう意味で、果たして旭市だけがそれを発行してよろしいのかなというのは、ちょっとその辺も疑問に感じております。

それと、一般の方、成人以上にしても、現在40歳以上が健康増進法、もとは老人保健法でしたけれども、その時の40歳以上の健康手帳も実際には活用があまり機能していない。実際に自分で管理してよく記録されているかという、それがすべて何人の方が記録されているかというのがちょっと疑問でありますので、一般についても現在のところは難しいのではないかなと、このように考えております。

以上です。

○**議長（明智忠直）** 伊藤房代議員。

○**4番（伊藤房代）** あとは要望で終わりにしたいと思います。

やはり児童手当につきましても中学3年生までぜひ引き上げていただきたいと思います。

また、子どもの医療費につきましても小学校6年生までをまず第1段階としまして、第2段階に中学校3年生までの医療費無料化を要望いたします。

また、女性の受診料無料の件でございますが、5回まで無料になりました。この次はぜひとも14回、最後まで無料化にさせていただいて、安心して子どもを産み育てられる環境を作りたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○**議長（明智忠直）** 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（明智忠直） 続いて、高橋利彦議員、登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。一般質問を行います。質問は大きく分けて4点です。答弁に当たっては、漏れのないよう簡潔に明確にお願いしたいと思います。

まず、教育問題についてであります。教育委員の選出についてお尋ねします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が今年4月に改正されました。大きく変わったのは、保護者の選任の義務化と委員の数の弾力化で、市にあっても6人以上の委員をもって組織することができることになりました。

そういう中、今回たまたま干潟地区の委員の任期切れにより、後任は保護者ということで今議会に提案され承認されましたが、教育は国家百年の大計であります。今回の改正はこれまでの有識者だけでなく、現に子どもを教育している保護者の意向が教育行政に適切に反映されるようにと義務化されたわけです。それに伴い、地域の実情、多様な地域・住民の意向を教育行政に反映することができるようにと、条例で定めれば6人以上をもってと、このたびの改正では委員の数の上限が撤廃されました。将来の旭市を、そして日本を背負っていく子どもたちの教育の根幹を担う教育行政の法改正に伴っての検討の経過と結果、委員の構成の数は何人になるのか、また選出方法等について伺います。

次に、資源ごみについてであります。ごみの収集、特殊業務ということで長年にわたり特定の業者により独占されてきました。そのため、競争原理が働かなかったため、他の市・町と比較し突出して高く、1台当たりの月額契約価格100万円を上回っていました。それが今年入札制度を導入した結果、1台当たり60万円台と大幅に安くなり、年間で3割、約3,000万円からの経費の削減、担当課の職員の皆さん方には業者のいろいろな圧力があつた中でもよくやったということで賛辞を贈りたいと思います。

さて、近年ごみの分別収集やリサイクルが進む中で中国需要の急増や鉄鉱石、原油等原材料の高騰によって、皆さんもご存じのとおり資源ごみが大変な脚光を浴びています。

そこでまず1点目として、種類別収集量の推移についてであります。スクラップ、スチールプレス、アルミ缶、シュレッター、その他及び段ボール、牛乳パック、その他の種類別収集量とその推移を伺います。

二つ目として、種類別の販売価格と販売方法について、一つ目と同様に種類別の価格と販

売方法について伺いたいと思います。それに伴って、今ごみの収集袋、価格は幾らなのか。そして近隣の市町村の価格は幾らなのか、そのことも分かれば伺いたいと思います。

次に、大きな3番目として、財政についてお尋ねします。

公債費負担適正化計画策定と事業計画についてであります。我が旭市、実質公債費比率18.5%と、県内でワースト10のうちの一つの団体となりました。近隣では、我が市だけがこの計画の策定をしなければならなくなったわけですが、主な原因と今までの市の財政運営や事業計画にどのような影響を及ぼしていくのかお尋ねをします。

次に、病院問題について、最初に東総地域医療連携協議会の現状について伺います。

このような協議会の内容については、香取や山武地域の病院などについては公開され報道されていますが、東総地域は全く非公開であります。開かれた行政、そして公費、つまり税金を使って会議を行っている以上、改めるべきです。それとも参画している千葉県が県民税を拠出して非公開にさせているのか、いずれにしても議会に会議録等による詳しい報告もない。今後は税金を使って行う会議であれば公開すべきだと思います。現に市の各種協議会はほとんど公開しているはずです。

このようなことから、いつ会議を行い、どのような内容だったのか、現状はどうなっているのか。それとまたこの協議会の目的は何であったのか、その成果と最終的に何を目指すのかお伺いするとともに、連携協議会の期間と予算、この予算につきましてもどこから拠出しているのか、それらを分かればお伺いしたいと思います。

次、2点目として、公立病院改革プランの策定について伺います。

去る4月12日、非公開で市役所において講師を招き、取り扱い注意の資料が配布され、公立病院改革ガイドライン旭市という講演が、議員と一部の関係者のもとで開催されました。この中で地方公共団体は、平成20年度中に公立病院改革プランを策定しなければならず、しかも経営の効率化は3年、再編ネットワーク化・経営形態の見直しは5年程度が標準だと知らされました。この公立病院改革プランは、昨年5月に議員に配布された317億円の病院再整備事業の基本計画への影響が大きくなると思い、大変心配です。特に実態とはギャップが生じている収支計画との優先順位や整合性をどのようにして策定するのか、基本的な考え方について伺います。

次に、外部職員採用による経営効果について伺います。

病院事業管理者が代わってから収益に影響するほど幹部職員を外部から多数採用しているようですが、一体何名今いるのか、その人件費をもし分かれば人件費の総額をお答えいただ

きたいと思います。

そういう中で、外部職員を招いた経営効果についてどのようになっているのか伺います。

最後に4点目として、県・国の財政支援についてであります。実施設計も進み一部議員には進捗状況を含め詳細な説明があり、来年1月着工という説明があったようですが、他の議員は、ほとんどこの詳細を知らされておられません。そういう中で、現在と今後の国・県の財政支援はどのようになっているのか伺います。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、高橋利彦議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、私からは教育委員の選出についてお答えをさせていただきたいと思います。

先日の議案質疑でもお答えをさせていただいたとおりでございまして、私のほうから何人かの教育委員あるいは他の皆さん方のご意見をちょうだいしながら、そして今回議員のご質問にございましたとおり、条例で設ければ人数を増やすこともできるわけでありますけれども、今回はその必要が無いただろうという判断をさせていただいて5人のままで、1人保護者の代表を入れてお願いをさせていただいたところであります。

こういった形の中で教育委員の方の活動を拝見させていただいて、そしてその中で5人では足りないから増やしてくれというような要望があれば、またその時点で検討をさせていただきたい。教育の重要さというのは、もう十二分に承知させていただいておりますので、きちんとした形でそういった要望があった時には検討をさせていただきたい、そのように思っております。

それから、東総医療連携協議会でございますけれども、このことはこれまでも申し上げてまいりましたとおり、この東総地区の医療の実情というのはもう本当に中央病院に一極集中という形になっております。そういった中で中央病院の持つ機能というのをより有効に発揮をしていくには、周りの病院としっかりと連携をして、そして機能分担をする。そのことによってより中央病院の持つ機能というものが生かされるわけでありますから、そういった形をとりたいということで、東総地区のまず手始めに公立病院との連携を今検討させていただいているところであります。

そういった中で、平成19年度にはまず一番連携のしやすい匝瑳市民病院と手始めに連携を

していこうということで今進めているところであります。

それから、この事業を進めるに当たりましては、県の医療機関ネットワーク化推進モデル事業という事業で取り組みを実施させていただいております。もちろん、県にも入っていたいてよりいい形で東総地域の医療をより関係市民の皆さん方に有利な医療が提供できるようにということでやっている事業でございますから、これ3年度事業で行っております。今年度が最終年度になりますから、今年度中には匝瑳市民病院との提携という問題をぜひ形づけてもらいたい、そのように思っております。

細部にわたるところまでなかなか詰め切れないというところであれば、お互いにプラスになる形でできるところからまず連携をしていきたい、そのように考えております。もちろん、そういった形ではなくても連携している部分というのをもたくさんあるわけでございますから、そういったものをしっかりととらえながら、より利用者の皆さん方に有利な医療提供ができるように頑張っていきたい、そのように考えております。

それから、公立病院の改革プランの策定でありますけれども、この改革プラン、今年度中に策定することとなります。病院と市の関係部署がしっかりと連携をしながらこの策定に当たっていきたい、そのように考えておりますし、今議員からご指摘がございましたとおり、この策定に当たりましては、検討組織を設置いたしましてその方向性について9月を目途に方向を出していただきたい、そのようにお願いしてございます。この中には、民間の方にも入っていただいて、より効率のいい形を探っていきたい、そのように考えておりますし、再編ネットワーク化というような問題には、二次医療圏域の公立病院の配置状況や千葉県の考え方等もかかわってまいりますので、周辺の公立病院の連携等とも十分な調整を図りながら、このプランの策定に当たっていきたい、そのように考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（明智忠直） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、資源ごみの関係についてお答え申し上げます。

1点目の資源ごみの種類別収集量の関係でございますけれども、平成18年度、19年度の推移について申し上げます。

平成18年度の資源ごみの総収集量は322万5,300キログラムです。平成19年度は308万4,386キログラムで14万914キログラムの減となっています。

次に、クリーンセンターでは、資源ごみを1種類で受け付けを行いますので、分別した各種類別については販売種類で説明申し上げます。

平成18年度と19年度の推移ですが、鉄類の内訳はスクラップが35万1,220キログラム、平成19年度が27万530キログラム、スチールプレス37万2,380キログラム、平成19年度が34万2,460キログラム、アルミ缶12万3,030キログラム、平成19年度が11万5,740キログラム、シュレッダー15万1,600キログラム、平成19年度が15万2,030キログラム、その他の鉄類が5万7,520キログラムで平成19年度が11万1,090キログラム、販売総量は105万5,750キログラム、平成19年度が99万1,850キログラムとなっております。

次に、紙類でございます。段ボール39万2,370キログラム、平成19年度が35万930キログラム、雑誌36万2,030キログラム、平成19年度が27万6,840キログラム、新聞38万6,620キログラム、平成19年度が25万3,940キログラム、牛乳パック6,510キログラム、平成19年度が5,840キログラムの総量では114万7,530キログラム、平成19年度が88万7,550キログラムとなっています。

ペットボトルは19万4,370キログラムで、平成19年度が20万4,143キログラムという推移でございます。

次に、2点目の種類別の販売価格と販売方法について申し上げます。

これは平成20年度、19年度の資源ごみの販売単価についてですけれども、鉄類、先ほど言いましたスクラップがキロ19円、平成19年度が9円です。10円のアップです。スチールプレスが28円、平成19年度が15円、13円のアップです。シュレッダーは12.5円、平成19年度が2.5円です。アルミ缶は110円、前年度が100円です。紙類は段ボール20円、前年度が10円です。雑誌が16円で前年度が7円、新聞が20円で前年度が12円、牛乳パックが16円で前年度が10円と。ペットボトルについては、財団法人のリサイクル協会とあと業者とに半分ずつ売り渡しております。契約については今月中に行う予定になっております。

次に、平成20年の今年の2か月実績ですけれども、4月、5月と前年度の資源ごみの対比で言います。スクラップについては4万4,720キログラムに対して前年が4万1,710キログラム、スチールプレスが6万1,930キログラムに対し5万4,770キログラム、シュレッダーが1万9,220キログラムに対して2万5,500キログラム、アルミ缶が1万9,530キログラムに対し1万7,280キログラムの6,140キログラムの増となっております。

紙類です。段ボールが5万9,050キログラムに対し6万1,330キログラム、雑誌が3万9,530キログラムに対し6万7,990キログラム、新聞が3万7,820キログラムに対し4万8,340キログラム、牛乳パックが720キログラムに対して1,120キログラムの4万1,660キログラムの減となっております。

ペットボトルは2万4,720キログラム、前年が3万5,520キログラムの1万800キログラムの減です。

また販売額は、鉄類ではスクラップが2か月ですけれども84万9,680円、前年が37万5,390円、スチールプレス173万4,040円、前年が82万1,550円、シュレッダーが24万250円、前年が6万3,750円、アルミ缶が214万8,300円、前年が172万8,000円で199万円ほどの増と。

紙類ですけれども、段ボール118万1,000円で前年が61万3,300円、雑誌が63万2,480円に対して前年が47万5,930円、新聞が75万6,400円、前年が58万80円、牛乳パックが1万1,520円、前年が1万1,200円で90万円ほどの増となっています。

先ほどペットボトルは今月契約ですので、ちょっと分かりません。

次に、販売方法について申し上げます。

鉄類、紙類とも市内及び近隣の2業者による見積もり合わせを実施しております。ペットボトルについてはリサイクル協会と業者の契約となっております。契約方法としては、単価契約で価格変動等を考慮して今年は年2回としております。

なお、資源ごみの販売額については相場制が高く、価格変動も高いことから、毎月がよいのか、年何回に分けたほうがよいのかというのは今後の実績を考慮して判断していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、3番目の財政についての中の公債費適正化計画関係でございます。

実質公債費比率が県内でワースト10で高いと、主な原因は何かというようなことでございます。

これはご承知のとおり平成18年度より実質公債費比率、それ以前は各一般会計だけの公債費比率ということで指標があったんですけれども、平成18年からは連結ということで公営企業等も含めまして指標が公表されるということで、この主な原因ということでございますけれども、今言いましたように例えば旭市は7万人なわけなんですけれども、7万人の分母になりますのは標準財政規模、これは一般会計ベースなんです。7万人の標準財政規模が分母になります。分子はというと今度は旭市の今一般会計だけではなくて公営企業から全部入る。そうしますと、その分子の中にはやはり旭中央病院、これは100万人圏人口の大規模な病院が分子のほうに入ってくるということでどうしても高くなってしまふ、この辺が一番の原因

かなということで考えております。

それから、2番目に公債費比率18%を超しまして今後の財政運営にどのような影響があるかということだと思いますけれども、実際に起債につきまして従来といいますか、18%を下回っている団体につきましては起債の申請に当たって県との協議団体ということで済むわけですけれども、これが一応許可団体ということで知事の許可をいただくということで、事務的にはそれほど変わらないということなんですけれども、一応協議団体から許可団体。影響があるかどうかということなんですけれども、これは実際にはもっと25%以上を超しますと財政健全化団体ということで、一部の起債が制限されたり外部監査が導入という形になりますけれども、現段階では事務的な手続きがちょっと変わったというぐらいでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、東総地域医療連携協議会の関係で若干補足させていただきます。

まず、予算でございますが、これは県から出ておりまして、1年間で100万円という金額でございます。

それと、昨年度の実施の状況ですけれども、協議会を2回、それから専門部会を2回、専門部会のワーキングを3回、ほかに事務協議等で3回、延べ10回ほど開催しております。

それと、協議会におきましては、必ず記者席を設けまして協議会に記者が入れるような形をとっていると、そういう状況でございましたので、補足させていただきました。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私からは外部職員の関係をお答え申し上げます。

まず、数は何名外部から来ているかというお尋ねであります。現在民間から3名、県から3名、この外部というのはいわゆる中のプロパーではない職員という意味でありますけれども、民間から3名、県から3名と、合わせて6名が現在おります。

次に、人件費はどうかということでございますが、これは通告がございませんでしたので、手元で今すぐには分かりません。

それから、経営効果がどうかというご質問でございますが、外部からなぜ職員を採用しているかという部分から申し上げますと、外部からの職員の採用は、近年自治体病院の経営環境が急激に変わってきております。そのことから、専門性や多様な経験を有する者を外部か

ら招いて任用しているという状況でございます。

その経済的な効果ということでありますけれども、まず外部職員採用のプラスの面としては、専門的な知識や経験を生かすことにより効率的で適切な事務処理が行えるようになるということ。それから人事異動等による職員の意識の変化、こういったことが挙げられると思います。

具体的な経済効果ということでありますけれども、これはいろいろな効果があると思いますが、一例を挙げれば昨年度の実績で診療材料費の削減対策として、年間１億円程度の実績を上げたところでございます。

以上であります。

○議長（明智忠直） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 私のほうから国・県からの財政支援ということでお答えします。

まず、平成19年度の財政支援として補助金と繰入金、これは普通交付税と特別交付税なんですが、合計で16億1,139万8,000円ございました。補助金なんですが、補助金としましては国からのものと県からのもの、それと国・県両方からいただいているもの、補助金の合計としましては1億9,646万2,000円ございます。先ほど言った普通交付税、これは繰入金なんですけれども、普通交付税としましては総額で9億8,625万円、それから特別交付税としましてこちらが4億2,868万6,000円ということで、普通交付税、特別交付税合わせて14億1,493万6,000円いただいております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 環境課長。

○環境課長（平野修司） すみません。答弁漏れが一つありまして、近隣のごみ袋の種類の関係で大変申し訳ございませんでした。

旭市と匝瑳市と銚子市を調べました。可燃ごみ、不燃ごみ、あと資源ごみのうち、缶、瓶、ペットボトル、それからプラスチックという形で申し上げます。

可燃ごみの関係ですけれども、旭市は平成19年度が1枚当たりの単価ですけれども10円185銭、売り払いが45円です。平成20年度が今年度ですけれども7円98銭、売り払いが45円です。匝瑳市が1枚当たり4円3155となっています。売り払いが40円です。今年度が5円229ですか。銚子市は平成19年度が6円25銭で30円です。今年度はこれから発注するということで、ちょっと単価は分かりません。

不燃ごみです。不燃ごみは旭市が平成19年度が11.34円です。本年度、20年度が8.526円で

す。両方とも1枚当たり45円で売り払っております。匝瑳市が不燃ごみは7.161円で40円で平成19年度は作っておりまして、平成20年度は19年度の残りがたくさんあるということで今年には作らないという形を聞いております。それから銚子市については7.1円で30円で売っています。今年度は同じでこれから発注と。それから缶類、資源ごみの関係ですけれども、平成19年度が9.66円、20年度が旭市ですけれども7.6545円になります。25円で売っております。匝瑳市は平成19年度が7.0035円、20円で売っています。本年度が8.2425円で20円で売っております。銚子市は平成19年度7.1円ですけれども、平成20年度についてはすべてこれから発注という形でちょっと単価は分かりません。瓶類、ペットボトル、プラスチックについては旭市だけで、匝瑳市と銚子市については資源ごみ1種類で名前だけ変えて売っているということです。透明の袋で名前だけ変えて売っているという形で聞いております。旭市については種類別に分けておりまして、瓶は平成19年度が11.445円で25円です。本年度が7.8225円で25円で売っております。ペットボトルは平成19年度が10.29円です。本年度が7.8435円です。プラスチックの袋ですけれども、平成19年度が10.08円で本年度が7.8435円で売っております。

以上でございます。

(「答弁漏れあります。教育委員現状の経過、結果は分かりました。詳しい経過をお願いしたい。それからあとは地域医療連携の答えですが、現状どうなっているのか。それから協議会の目的は分かったわけですが、最終的に何を述べられているか。それから県の予算だけでやったかそれほかから全然出ていなかったのか。それからあと基本的に改革からの策定ですから、これは公表している策定のみで基本的な考え方、これが旭市で全然出ておりません。それだけお願いします」の声あり)

○議長(明智忠直) 今、高橋議員のほうから答弁漏れがあったということでございますので、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長(伊藤忠良) まず、教育委員の検討の経過ということでございますけれども、教育委員は私のほうから推挙して、議会の承認をいただいて任命をさせていただくべきものでございまして、先ほど申し上げましたように何人かの皆さん方のご意見を聞きながら、取りあえず現状でいこうということで、現状の人数の中で1人保護者の代表を推挙させていただいて、

先日議会のご承認をいただいたというところでございます。

それから、東総地区の医療連携協議会、この連携の目指しておりますものは先ほども申し上げましたとおり、地域の皆さん方によりよい医療の提供をするために行っているものでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、東総地域医療連携協議会の関係で予算の関係のご質問がございました。県からの委託費だけでそれ以外はないのかということでございますが、それ以外はございません。県からの委託費の中で全部賄っております。

それと、現状なんですけれども、去年7月5日に協議会を開きまして、その後で7月11日に議会の全員協議会を開催してご説明申し上げて、その時に当面匝瑳市と旭中央病院の連携を先行して話し合うと、その連携がまだ話し合っている最中であるというような状況で、それ以上のなかなか進展が難しいところであるということでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 公立病院改革プランについて。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 公立病院の改革プランにつきましては、今その策定に向けて話し合いを始めたところでございますので、個別のものにつきましてはこれからになるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） まず、教育委員の選出の問題であります。これは再質問の中でやっていきたいと。

今回、教育委員に関する法改正があったわけでございます。そういう中で今までとは違いまして保護者を1人入れる。それから委員の数については、今までは5人という定めがありましたが、地域の実情に応じた6名以上でいいというように法改正がされたわけでございますが、そういう中でなぜ地域の実情等を配慮した教育委員の数ですか、その辺を検討しなかったのか。ただ、本当に今までの教育委員の数であって、今回は抜けたところに法改正によって保護者を入れたのみなんです。そうなりますと、これからの教育委員の選出はどうなるのか。

ですから、本来であれば法改正があった中で、今度は保護者を必ず入れるんだと。その保護者についてもこの中で見てみますと、保護者というのは20歳未満という子どもを持っている方々でございますが、地方分権の推進の中で結局保護者もその地域で教育を受けている子どもを持つ保護者を選任することが望ましいと、こういうこともあるわけです。ですから、本来であればこの分権の推進の法律が変わった中で十分検討してどういうふうにするんだと、やっていくのは、これは皆さん方の立場だと思うんです。そういう中で全くその辺は検討しなかったのか。それとも十分検討した結果なのか。十分検討したのであればどういう検討をしてその結論づけたんだと、その辺をお答えいただきたいと思います。これはむしろ教育長だと思います。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（米本弥栄子） 昨日もお話ししましたように、教育委員の選定につきましては、地方教育行政の法律の第4条によりまして、私どもには権限がございませんので、市長の権限でございます。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） その任命権者は市長、それで議会が承認するのは、これは十分知っているんです。ただ、こういう法律が変わった中でどうしていくんだと、その素案を作るのは、これは市長が作るんですか。それともこれは教育委員会でそれをやるんですか。それともどこか市長部局でやるのか、その辺、明確にお答えいただいた中で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（米本弥栄子） 法律で教育委員会の意見は聞く必要ないということで実例が出ております。ですから、市長のほうから、このことについてどんなふうに教育委員会で考えているのかというふうに意見を求められれば、私のほうから意見を申し上げますけれども、全くそれを取り上げられなくてもこちらには権限はございません。

（「でもその素案はだれが、教育委員会はあなたの関係でしょう」の声あり）

○議長（明智忠直） 伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） この件につきましては、先ほどからお答えをしておりであります。

先日の議案質疑でも申し上げましたけれども、自信を持って推挙している人物でございます。今度の委員さん方で教育委員会運営をしていただいて、そしてその中でいろいろ問題もあって委員さんの数も増やしたいということであれば、さらに検討をさせていただきます。

以上です。

○議長（明智忠直） 今の答弁は同一質問の中の回答だということを認識しまして、もう一度、高橋議員、もう1回その問題につきまして質問を許可いたします。

○21番（高橋利彦） 結局法改正があったわけですよ。普通であれば今度は保護者を入れると。入れなければならない。そういう中で委員の数は多くしますよと、多くしても結構ですよと。しかしながら、たまたま今回は干潟の委員が保護者になったと。今までの教育委員というのは学識経験者であったわけです。ですから、学識経験者、しかもだいたい教育委員になる人は学校の先生上がりとかそういう人が多かった。だから、名誉職である。それとまた学校教育を知っていたからいいわけです。今度はまるっきりの素人が教育委員になるわけです。それでたまたま干潟から出た人は自由業だから、ある程度時間がとれるかもしれないけれども、ではこれが果たして勤め人であったら教育委員をやる余裕があるのか、時間的にも何にも。そういう中で今度は干潟の委員が任期満了、そうすると必ず保護者は入れなくてはならないわけです、もう1人。そうしますと、やはりこういう結果が出て、各地域には保護者の教育委員ができる。それで保護者の教育委員というのは、PTAの役員をやっている学校の実情、子どもの実情が分かりますけれども、これでPTAの役員でも、会長をやっているんですよ。その会長をやめたらほとんど実情が分からなくなってしまうと思うんです。そういう中で今後保護者に教育法が変わったと、そういう中で今度は保護者1人出すためにはどういうふうにするんだと。地域の問題もありますから保護者の問題をどうするんだと。

また、PTAの役員がたまたまその役職を去ったら本当に学校のことを子どものことを分かるのか、やはりその辺を十分把握した中で、例えば教育委員5人なら5人でもいいんです。その辺を含めた中で十分本来なら検討するのが筋ではなかったかと私は思うんです。そういうことなんです。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） ただいま答弁をさせていただいたとおりでございまして、どうぞひとつ今度の委員を含めて教育委員会のあり方を見ていただいて、その上でまた検討させていただきたい、そう思います。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そういうことであればこれはいいですよ。これは市長のあくまでも権限でございますので、あとはごみの問題に入っていきたいと思います。

ごみの問題でございますが、本当に担当課の方々の大変なご努力で収集業務は安くなったわけでございますが、そこで今度はその集めたごみです。昨年から見ますと今年はだいぶ減っております。うわさによりますと、本来ならごみは集積所にあつては市の権利が出るわけです。市有財産になるわけです。しかしながら、それを業者が大変だからということでだいぶ助けてくれる人がいるようですが、ですからその辺は十分環境課でも注意をしていただきたいと思います。

そういう中でごみの販売価格といいますか、資源ごみの販売です。ちょっと新聞価格、それからインターネットで調べた価格と比較しますと安いようでございますが、やはりこの問題は今答弁いただきましたら2社と見積もり合わせだということでございますが、やはり十分市況を調べた中で競売にかけるとか何とか、そういう努力が必要ではないかと思いますが、それとともに年2回ということでございますが、年2回今こういう変動のある時にはちょっと私は疑問だと思うんです。むしろ、3か月くらいが適当だと思うんですが、その辺課長はどういうふうにこれから対応していくのか、もし答弁できればお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 販売価格の関係でございます。その前にごみ収集でうちのほうにお手伝いをしている業者がいるのではないかとというお話でございました。ご存じのように、今鉄類とか紙類は、大変議員言われるように値というか高くなっておりますので、そうやっている業者さんもお存じのように終日各家庭にアナウンスをしながら各家庭から収集しているというの、一つには大きな、それはステーションに置かれているものではなくて、各家庭から直接というの結構多いように聞いております。

それから、市場価格とうちのほうの価格の差に幅があると。私のほうも調べましたら確かに幅はあります。鉄類では先ほど言いましたけれども、うちのほうはスクラップ19円に対して現在の市況がキロ当たりですけれども約60円、スチールプレスがキロ当たり28円が50円、アルミ缶がうちのほうは110円ですけれども175円、シュレッターはうちのほうが12.5円ですけれども15円と。そのかわり反対に紙類ですけれども、紙類はうちのほうが今契約しているのが20円ですけれども、市場価格は12円、雑誌が16円が9.5円、新聞が20円が14円という状

況でございます。

鉄類については、まさしく差が大きいといいますか、うちのほうの市が市場価格よりも低いわけですから、当然うちのほうとしても高く売りたいと思っていますので、それらを参考にして今後進めていきたいと。

契約期間についても今年は年2回ということで9月末、ですからその段階で次が10月から新たに結ぶ関係になりますので、今契約として今年は6か月ということになっていますので、その部分についてはそれでいきたいと思ひますし、それ以降については考えていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、市場動向ですか、これらを十分掌握した中でご努力いただきたいと思ひます。それが市の財政の健全化につながるわけですから、そういうことでその問題はお願いしたいと思ひます。

次に、公債費適正化計画ですか、18.5%に今までの計算式では違ったがなったということでございますが、そういう中で中央病院の問題、触れなくなかったから触れられなかったんでしょうけれども、適正化計画を出した中にはやはり中央病院、これが原因だとあるわけです。そういう中で公債費適正化計画を県にも出してあるわけです。それからまたホームページにもあるわけです。なるべく18%以下にしますよと。特にこの近隣では、公債費適正計画を出したところはないわけです。それで本来ならば適正化計画というのは7年ですが、旭市はやりようがなく11年にしたわけです。ですからというより、特に今財政健全化が国をはじめいろいろ言われている中で適正化計画を出す、これは県に対してのこのようにやりましょというお願いです。

それから、またホームページに出すということは、市民に対してこういうふうにやりましょという公約なんです。ですから、そうなれば当然これからの事業計画の中で不要不急のものはできないと思ひます。そうなりますと、当然今後の事業計画、幾ら合併特例債があるの何のといったって、これはやはり適正化計画を念頭に置いた中でそれらの事業をやっているかなければならないと思ひますが、その辺を含めた中で市長これからどういふふうに行っていくのか、市長の見解をいただきたいと思ひます。

○議長（明智忠直） 一般質問は途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、公債費適正化の問題で私の思いを少し述べさせていただきたいと思います。

実質公債費比率が18.5%ということで議員に大変なご心配をおかけいたしておりますけれども、内容をご覧になっていただければ分かるように、決して無駄な仕事をしているわけではありまして、きちんと総合計画にのっとった事業を推進させていただいております。しかもそういった事業の推進に当たりましては、施行に当たりましては、有利な交付税等の措置がある、有利な起債を使わせていただいて、できるだけ将来の皆さん方に、跡を継いでくれる皆さん方に負担を残さないように努力をさせていただいているつもりであります。

同時に今展開をさせていただいておりますのは、高い金利の資金を繰上償還ができるように取り組んでおります。そういった形で実質公債費比率という話でございますけれども、合併特例債等を利用させていただいて、学校の耐震補強等も一気に進めさせていただいておりますし、同時に中央病院がありますから、実質公債費比率は大きくなりますけれども、中央病院そのものもご覧になっていただければ分かりますように、これだけの医療圏の責任をしっかりと担っていただいて、しかも黒字を出してくれている。そういった意味では、何ら心配のない私は形だろう。ただ、むやみやたらにという形は決してとるつもりもありませんし、そして公債費適正化計画、出していただきましたらそういったものもしっかりとにらみながら、きちんとした財政運営をしていきたい、そのように思いますのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 私は何も無駄なものをやっているとは言っていないわけです。ただ、なぜ国がこういう実質公債費比率を出させたかと、やはり地方行政の健全化、それを見定めるためだと思うんです。そういう中でまた先ほど市長は高い金利のものは云々と言いました

けれども、これはやはり今まではなかった今回特例のようなものなんです。実質公債費比率を下げるために出した案件です。

そういう中でたしか合併時の約束事によって仕事云々といいましても、それをほごにするのもある程度はやむを得ないと思うんです。よく足るを知るといいますけれども、みんなこれでいいということはない。でもやはりある程度、これからはもう必要最低限なもので十分だと思うんです。施設というのは、あればあるほど経費がかかる。特にまだ旭市だってこれから学校の改築があり、病院の317億円、これ317億円と言ったってまごまごしていたら400億円、500億円になるかも分らないです。それで学校問題、病院問題、それからまだ下水道の問題、下水道だってこれをやれば今度は逆に税金の垂れ流しです。今だって4億円から垂れ流ししているわけですから、そういう中で十分取捨選択して、もうこれからはそういう箱物行政的なことはなるべくやらないで現状を維持する。そういう中で住民に満足していただかないと、まして社会保障費がどんどん増えている中で今度は住民サービスが悪くなってしまうわけです。悪くなる、それからまたこれから人口がどんどん旭市も減っているわけです。そういう中で果たしてそれをどれだけの人が利用していくのか、その辺十分検討する必要があると思うんです。

ですから、当面もし分かればここでこれからの予想しております事業計画は金額にしてどのくらいあるか、具体的に頭の中にあるだけで結構です。答弁いただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） これからの事業計画ということでございますけれども、ざっくりということで本当に申し訳ございませんけれども、大きな事業としてこれから見込まれますものは、先ほど来ありました学校の耐震化、改築です。これが今二中をやっておりますけれども、もう少し矢指小学校あるいは中央小北校舎、飯岡中学校、そういった大きなものがございます。それからその次に来るのはアクセスとか今これももうやっておりますけれども、継続でやっているもの、こういったものを中心に中央病院のアクセス道です。東西線あるいは南北線、こういった大きな事業がございます。それから、先ほど来議論しておりますどういう形でなるか分かりませんが、海上地区の排水の問題、これらも結構お金がかかります。そういったものが大きなものとしては今後予想されているのかなということで考えております。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○**21番（高橋利彦）** 幾ら議論してもこれ回数の問題もありますので、私はこれで終わりますけれども、やはり実質公債費比率ですか、比率の適正化計画、これに沿った財政運営ですね。これを強くお願い申し上げます。

それでは時間の関係ありますのでこれはこの辺にして、あと大きな4番目の病院問題で医療連携の問題でございますが、県の予算100万円の中でこれはいろいろ今年で3年目ですか、3年間にわたって医療連携についてやっていくわけでございますが、なぜ匝瑳市だけとやっていくのか。同じテーブルに乗った中で銚子市、それから東庄町ですか、この辺のも一緒にやっていくのが本当だと思うんです。それでなくては最初なぜ立ち上げたのか、意味合いが無いわけです。最終的には、匝瑳市とだけやっていたでは最初の目的ですか、これは達成できないと思うんですが、その辺どういうふうに考えますか。

○**議長（明智忠直）** 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○**市長（伊藤忠良）** これは連携協議会の話し合いの中で、まず手始めに一番連携のしやすいところ、匝瑳市から始めようということで始まったことであります。ほかにも一緒にやればいいんですけれども、そのほうがいろいろな詰めをするのに早いということで始めたことですから、それが終わればまた次へということです。

○**議長（明智忠直）** 高橋議員。

○**21番（高橋利彦）** これ最初仲よく一緒にやっという中で、それで匝瑳市だけやって、あと2か所はつまはじきだと。これでは今度は将来話し合いの場ということになったら何もできなくなってしまうと思うんです。ですから、本来ならやはり最初の目的がそうであればそれでやっという、これが私は本当の姿だと思うわけですが、病院のほうはなぜそういう足並みをそろえてやっという、あと2か所をつまはじきにしてしまったのか、その中身を教えていただきたいと思います。

○**議長（明智忠直）** 高橋利彦議員の質問に対し、伊藤市長、答弁を求めます。

○**市長（伊藤忠良）** これは決して東庄町と銚子市をつまはじきにしたいわけではありません。銚子市も東庄町も一緒に取りあえず匝瑳市から始めてくれやというふうに決めた問題ですから、その辺間違いないようにひとつお願いをしたいと思います。決して銚子市と東庄町はつまはじきに、別にしてという話ではありませんから、進む目標としては3市1町が足並みをそろえて、よりよい医療提供をできるようにしようということですから、間違いないようお願いいたします。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） 実質1か所だけ連携をとる。そういう中で足並みをそろえてといえはそれではちょっと詭弁になってしまうわけで、いいです、あと。

次にあとは、改革プランについてお尋ねするわけですが、本年中9月までに策定するということでございますが、ここへ来まして急遽検討委員会というものができたわけですが、本来ならばこれはもっと早く作るべきだと思うんです。

それと同時に、今の中央病院の経営を見てみますと、平成19年度決算ですか、平成18年度から比較しますと利益は同じなんです、中身を見ますと交付税ですか、これが2億円増えたから同じであって、実質利益が1億円しかないわけです。今年の特交ですか、政府の自民党が人気取りでやった特交、これがなければ去年より利益が減っているわけです。そういう中で、いずれにしても改革プランはいまだもって基本が無いというのはなぜなのか。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは改革プランの関係ですので、お答えさせていただきます。

まず、改革プランなんですけれども、盛り込むべき事項というのは、もう国のほうから示されております。その中で例えば公立病院として、今後果たすべき役割を記述しなければいけない。それからあと一般会計における経費負担の考え方もあるし、先ほど申ししておりましたけれども、経営効率化に係る計画、これは3年程度が目途だと。そのほかに再編ネットワークに係る計画も入れ、これは場合によっては5年程度の達成できるような方向性を記述することでもいいよと。経営形態の見直しに係る計画、これも5年先ぐらいを見越してということでありまして、実際に今そのひな形が示されたのはこの4月でございますから、それを受けて病院とそれからこちら行政側と話し合い、協議して、こういう形で持っていきたいのかという話し合いを始めたばかりということでございましたので、まだ具体的なものが出ていないということでお答え申し上げたいなと思っております。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） では、そういうことであれば、この問題は次の機会にじっくり聞かせていただきます。

それでは、外部職員の採用による経営効果の問題でございますが、専門職を入れたとか何とかということですが、例えば県から来て、県で病院関係をやっていた専門職、これは十分分かりますけれども、よその部署にいて果たしてこれが専門職になるのか。それからまた人

事異動による職員の意識の考えをなぜ外部から幹部職員が入って、それが職員の意識の高揚になるのか。それで、削減で1億円浮いたということでございますが、実質これはただ数字の上で見たら平成19年度は交付税がなければ利益が1億円なんです。それで外部から職員が入ったらかなりの給与費になると同時に、またこういう専門職等を入れた中で、なぜアイテックですか、これらを入れてあるのか、その辺矛盾しているところがあるんですが、その辺お尋ねします。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 例えば、県からこの4月に2人来ました。その1人は建築の技術の者でありまして、もう1人は事務であります。これはこういう再整備事業という大きな仕事をやっているわけでありますから、当然その辺の分かるものがいなければいけないし、これから出てくる契約事務、どういう入札をし、やっていくかということについては、相当な事務量になるわけです。そういうことから、この4月にも2人ほど増員、県から派遣をしてもらったところでありまして、そういうことをしなければこの再整備事業そのものをやっていけない、そういうことになると思います。ですから、これはもう必要な人材については、再整備事業を円滑に進めていくためには必要な職員を確保する、これは当然なことでもあります。

それから意識の高揚、今までこれは私も来てびっくりしたんですが、病院の中の異動というのがほとんどないんです。ですから、あるセクションにいとそのままいっ放しなんです。これでは何年やったって病院そのものについて広く理解することはなかなか難しい、そういうことがあると思います。ですから、たまたま外部から入ったことによって少し横の異動が出てきて、これはやはり広く病院を見る目を養うと、そういうことにつながっていると思います。

それからあと、今決算見込みの数字が出てまいりましたけれども、だいたい見込みでは3億1,000万円ぐらいの利益が昨年度、平成19年度として計上できそうだという見込みであります。議員は交付税がなければ1億円だというお話がありましたけれども、これは交付税はそれだけの仕事をしているから来ているものであって、それが入っていなければ1億円だというのはむしろ逆でありまして、その仕事をしているから交付税が国から認められた必要な繰り出しとして一般会計から病院に来ているわけであります。ですから、これはなければというのがむしろ前提が少しかみ合わないところがあると思います。

それからもう1点、アイテックをなぜ入れているのかと。これは病院も公営企業でありますから、企業の経済性を発揮しなければいけません。その中で例えば薬品であるとか診療材料費、そういったものをまだまだやはり縮減する余地があるのではないかと。それからあれだけの大病院ですから委託もたくさんやっています。そういうものをもっともっと見直すことによって経費を削減して、効率的な経営ができるのではないかとということで民間からそういうコンサルを入れて検討しているところでありまして、それについては一定の効果を上げているというふうに評価をしているところであります。

以上です。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） 特交というのは仕事をやったからやらないから、それではないわけです。それとまた、結局病院は今まで人事異動がなかったと言いますが、それはほかから入れなくたって人事異動ができたわけです。今までの規模でも十分やっていたわけです。それからアイテックは3,000万円で入れていますけれども、これは経費削減のためのプロジェクトだということですが、部長のような県から来た優秀な人材であれば何もアイテックに3,000万円かけなくたって十分その辺できると思うんです。それがなぜアイテックを入れたのか。そしてアイテックがかなりの部分に首を突っ込んでいます。入札等にいろいろ首を突っ込んでいますという話もあるんですけれども、逆に今度は経費削減ではなく経費増加というような面もうわさには聞いております。その辺どうなんですか。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） その辺は、実は私も非常に弱いところでありまして、というのは、私は事務部でありますけれども、経営効率に関してはどっちかというと企画のほうでいろいろなプロジェクトの担当だとか、それから削減のほうをやってくれておりまして、その辺はふだん私はやはり事務のほうでありますから、全体の経理でありますとかそれから再整備事業でありますとか、そちらのほうを中心に見ておりますけれども、ただ今の病院はあれだけの規模になって従前どおりでいいかどうかということになると、やはり外部の目から見てこの辺のところは事業の進め方についてアドバイスを受けるということも、これはずっとではありませんから、ある一定の期間そういうことで内部を見てもらうということも意味があるのではないかと考えております。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○**21番（高橋利彦）** 今部長がそれは企画のほうだと言いますけれども、事務部長というのは全体を見る立場でしょう。一部だけを見るわけではない。医療部門はともかく、病院全体を掌握するのがこれは部長の役職だと思うんです。一部だけなら課長でも何でもいいわけです。ですから、そういう中では全体を当然部長が見る、そんな中でどうしていくか。十分コミュニケーションを図って、今の中央病院を見ていますと本当にてんでんばらばら、それが実態なんです。我々外部から見ますと。ですから、やはり人間関係を大事にした中で中央病院の経営をやってもら、それでないとやはり企業というのは、企業と言ってしまうんですけども、病院の発展はないと思うんです。いずれにしても、そういう中で部長に頑張っていたきたいと思います。

そしてまたもう1点、私はお聞きしたいのが結局、今の病院経営の中で市本体がまるっきり内容を把握できない、こういう経営というのは私はないと思うんです。それというのは、普通企業で子会社を作った、そうしたらその中で金も一切出しません、それであんた社長をやってやりなさいよと、それで最後損したら本社でみんなそのしりぬぐいをしますよと、そういう経営はないと思う。当然普通の企業であれば、子会社であれば親会社から肝心かなめなところへ行って中身をつかむ。それが今のこういう形態だと、もうまるっきり市は病院に任せてある。病院はそういう中でやりたい放題と。経営をやりたい放題と、よく解釈してください。そこらは少し、これからやはり部長がせっかく県から来た高級官僚ですから、十分検討していただきたいと思います。その辺市長部局とよく話をしているいろいろ検討してもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○**議長（明智忠直）** 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○**市長（伊藤忠良）** 高橋議員の質問ですけれども、非常におかしな話だろうと思います。というのは、病院にしてもちゃんと予算案でも決算案でもきちんと議会に上程をしてものを行っているわけですから、それを病院の好き放題という話はないだろうと思います。そういった意味で今の質問は少し不穏当ではないかなと、そう思います。

○**議長（明智忠直）** 病院事業管理者。

○**病院事業管理者（吉田象二）** ただいまのご質問の中でちょっとお聞きしたいんですが、病院がばらばらで、どれの何がばらばらだか、具体的にご指導いただければ私も答えようがありますが。

それからもう一つ、アイテックが入札に絡んでいるとうわさがあると。うわさということ

で質問されると非常に困るので、確たる何かそういうことがあるんですか、それをご質問いただければちゃんとお答えはできます。

それから、病院というのはやはり非常に多種にわたることがありまして、専門家というのは大変たくさんおります。物品を購入するにしましても薬品関係と診療材料、特に診療材料につきましては10売り上げがあると8ぐらい診療材料というような、例えば循環器系の疾患、こういうのの得意なそういう業者がおりまして、うちだけだと症例が足りないんで、例えば成田日赤だとか大きな病院と組んで共同購入すると。そうすると非常に値引率がよくなる、そういうようなことでそういう業者を使っているわけでありまして、多分今年度も1億円ぐらいの削減になるだろうと、このような予測でやっております。既に昨年度、数千万円はまず削減できただろう。これがなければなかなか黒字経営というのができにくい、こういうのが現状であります。

したがって、うわさというのをぜひお聞かせいただきたい、こう思います。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問回数は4回を数えましたけれども、今院長の発言でどうでしょうか。

高橋議員。

○21番（高橋利彦） 今例えば薬の仕入れを共同で云々と。しかし、民間病院であれば個人の病院でやっているわけです。

それから、やはり私がうわさと言ったのは、よく火のないところに煙は立たないという言葉がありますから、そういう中で私は単なるうわさと申し上げただけでございますが、以上です。

○議長（明智忠直） 回数を超えておりますので、高橋利彦議員のこの問題についての質問は終了させていただきます。次の県・国の財政支援のほうに移っていただきたいと思います。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） この財政支援の問題については、私質問の項目が間違っておりました。それというのは、これは建設にかかわる国・県の財政支援の関係であったわけですが、ちょっと質問の趣旨が違いましたので、今回はこれはやめにして次にやらせていただきたいと思います。

ただ、そういう中で先ほど申し上げましたように病院の建設計画ですか、この計画表は一部議員のほうに出ていたわけでございますが、そういう中で何で1月に着工するのに1月に国・県と協議する、その辺についてそのぐらいであれば答弁いただけると思うんですが、い

かがですか。それで答弁できなければ結構です。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） この前進捗状況ということでお伺いさせていただいたものなんですけれども、1月にではなくて、補助金につきましては今月に申請をいたしまして、だいたい8月に内示をいただくと、内示額が示されるとなっております。ただ、補助金というのも投資額があって、それに対しましての補助金とか進捗によっても変わってきますので、建設費の総体が出た後に、また1月に再度調整をさせていただくというようなことで、1月というようなことにしております。

以上です。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、この前中国の地震の関係で、厚生労働省が病院の耐震化率が悪いという中で、耐震化に対する補助とその辺いろいろしゃべっております。今回、私が質問出した内容がちょっと悪かったので、私の質問はこれで終わりにします。次にやらせていただきます。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（明智忠直） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は16日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時48分

平成20年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 (第4号)

平成20年6月16日(月曜日) 午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(24名)

1番	伊 藤 保	2番	島 田 和 雄
3番	平 野 忠 作	4番	伊 藤 房 代
5番	林 七 巳	6番	向 後 悦 世
7番	景 山 岩三郎	8番	滑 川 公 英
9番	嶋 田 哲 純	10番	柴 田 徹 也
11番	木 内 欽 市	12番	佐久間 茂 樹
13番	日 下 昭 治	14番	平 野 浩
15番	林 俊 介	16番	明 智 忠 直
17番	林 一 雄	18番	高 木 武 雄
19番	嶋 田 茂 樹	20番	向 後 和 夫
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正一郎
24番	神 子 功	26番	林 一 哉

欠席議員(1名)

25番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良 副 市 長 鈴 木 正 美

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 德 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	中 野 博 之	会 計 管 理 者	渡 辺 輝 明
消 防 長	菅 谷 衛 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	及 川 博
生涯学習課長	花 香 寛 源	国体推進室長	高 野 晃 雄
監 査 委 員 長 事 務 局 宿 舎 人 支 配 人 院 長 再 整 備 室 長	林 久 男 野 口 國 男 鏑 木 友 孝	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長 病院經理課長	小 田 雄 治 鈴 木 清 武

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時00分

○議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（明智忠直） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（明智忠直） 通告順により、伊藤保議員、ご登壇願います。

（1番 伊藤 保 登壇）

○1番（伊藤 保） おはようございます。

議席番号1番、伊藤保です。6月の定例会に質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

通告に従いまして質問をいたします。

この7月に洞爺湖サミットが開催されます。このサミットは、地球環境問題へどのように取り組んでいくのか、現在、温暖化ガスの削減義務を負わないアメリカや中国、インドなどの主要排出国を枠組みの中に呼び込めるかどうか、世界各国の注目のサミットです。

今、テレビやマスコミなどは、エコ、省エネ、リサイクルなどといった言葉が盛んに流れ、聞かない日はありません。旭市においても「人と自然が共生する安らぎのある環境都市旭」と題して旭環境基本計画が昨年3月に策定され、この3月には旭市地球温暖化対策推進実行計画が発表されました。この実行計画を作るに当たって大変なご苦労があったことと思います。

そこで今回、私は、地球温暖化対策について3項目伺います。

1点目に、旭市の温暖化対策の取り組みは現在どのように行っているのでしょうか。

2点目、温室効果ガスの削減のため、どのようなことをしているのでしょうか。

3点目に、この地域特性を生かしたエネルギーなどの利用は考えているのでしょうか。

以上、この3点をお聞きしたいと思います。

なお、再質問は自席で行います。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、伊藤議員の地球温暖化対策の3項目についてご説明申し上げます。

1点目の旭市の取り組み状況でございますけれども、ご存じのように地球温暖化問題は、異常気象や動植物の生態系への影響など、私たちの生活に直接かかわってくる重要な課題です。テレビ、新聞等で報道されていますように、国や県でも温室効果ガスの削減に向けて計画等作られ、取り組みが行われております。

旭市においても、言われましたように、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、平成20年、今年の3月ですけれども、実行計画を策定しました。この計画は、市役所及び市関係機関のすべての組織・施設等における事務事業が対象となっております。温室効果ガスの削減に向けて取り組むものでございます。平成18年度を基準年度として、平成20年度から24年度までの5か年計画でございます。

なお、旧旭市においては、平成14年3月に地球温暖化対策推進実行計画を策定しておりましたが、平成17年7月に合併がありまして、新規に策定したものでございます。

なお、具体的な行動としては、市施設等での排出量の一番多い電気使用量の抑制への取り組み、化石燃料、石油・ガス等でございますけれども、使用量の抑制、エコ製品購入、紙類の抑制、省エネ設備等の導入、施設から出るごみの減量化やリサイクルの推進などに取り組んでおります。また、これらを実行するには、市職員が自ら行っていただくことが重要でございますので、各職場において着実に取り組む体制と、取り組み状況、課題の定期的な進捗管理を行っていきたいと思っております。

次に、2点目の温室効果ガスの削減のためにどのようなことをしているかというご質問ですけれども、市施設での温室効果ガスの排出量で最も大きい比重、約7割ですけれども、占めているのが、電気の使用量です。具体的な数字を申し上げますと、平成18年度、使用量と

しては全体で3,242万8,485キロワットアワーでございます。使用料としましては5億1,798万4,204円、19年度でございますけれども、使用量としましては3,286万4,430キロワット、金額にしまして5億3,386万1,962円でございます。使用量、金額とも若干伸びている状況でございます。

削減に対しての考えでございますけれども、電気使用量が、先ほど言いましたように約7割ですから、これを削減したいと思っています。市庁舎等でまず行っていきたいのが、冷暖房の使用を控えたり、不用な照明の消灯、交換時の場合は環境にやさしい器具への更新、夏季のクールビズ、冬季のウォームビズの実践に基づいて使用量の抑制に努めていきたいと思っています。

また、庁舎・各施設における電気使用量の状況把握は大変重要なことから、各課において点検と評価を行っていただきたいと思っています。それに基づいて削減に結び付けていきたいという考えでございます。

次に、3点目の地域特性を生かしたエネルギーの考えでございます。

これらについては、今後の検討課題と思っております。新しく施設を作る場合には、環境にやさしい省エネ対応をされた施設づくりが大変重要なことと考えております。また、人間にやさしく、安全で安心できるもの、例えば、太陽光発電システムの導入、環境にやさしい材料の導入、自然エネルギーの利活用などを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 2004年に日本が排出した二酸化炭素の量は、アメリカ、中国、ロシア、次いで世界で4番目に多いのですけれども、温暖化がもたらす影響は、海面の上昇、感染症の増加など、生物に与える影響は計り知れないものと思われま。目の前で起こる現象とは違って、身近に感じるものがほとんど無いので、あまり意識が無いのでしょうか。

そこで、市としては市民への啓発活動をもっと多く、分かりやすく丁寧に行っていくことが必要であると思いますが、啓発運動についてはどのように行っていくか伺いたいと思います。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 今回作られたのは、まさしく事業所である市役所等の関係施設が対象でございます。まず、職員が実践をしてもらって、それで地域のほうに進めていきたいと

いうふうに考えております。

今回の計画は、これは法律に基づいて作らなければならないということで、旭市のほうは作りました。一般市民への計画等については、まず市の状況を見てやっていきたいと思っております。あと、言われましたように、市民への啓発活動でございますけれども、定期的な会合でのお話や、あと広報等での説明といいますか、呼びかけ等、それから、結構、国や県から温暖化に関するパンフレット等が来ておりますので、それらを会議等の中で進めていきたい。それで少しでも削減に結び付けようと思っております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 実行計画が示されて、これから具体的に動き始めていくのでしょうかけれども、洞爺湖サミット後に新しい目標や政策が発表されると思います。今、排出ガスの多い国というのは、排出量の少ない国から目標より多い分を購入してバランスをとっております。この排出量取引制度を国内でも導入しようとする動きが見えるようでございますけれども、自治体レベルなのか、民間の事業所レベルなのか分かりませんが、この排出量が低ければ低いほど有利になります。新しい財源になるかもしれませんので、しっかりとした取り組みをお願いしたいと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 排出量の取引関係でございますけれども、これは国のほうで今、ご存じのように進めて、今回の世界サミット、洞爺湖サミットでも多分、重要な課題になると思っております。

これについては、具体的な話は各事業所単位までまだ来ておりませんので、今言われているのは、まさしく大きな工場等、これらについては削減計画書を国のほうに提出することになっていきますので、それをオーバーした場合に、まだ余力のある取引所にその分を人に売るという形のものと聞いておりますので、まず、旭市の各事業所がそのような形というのは、多分、今のところはないと思っております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問ですけれども、温室効果ガスの削減のためということでございますけれども、電

気使用量による温室効果ガスが非常に多いということでございますけれども、この温室ガスの削減のために、今現在、建設課の所管の道路照明灯ですけれども、ナトリウム灯がどんどん創設されております。このナトリウム灯は、水銀灯に比べてランプの価格など約2割程度割高になりますけれども、消費電力は約60%、また、ランプを含む器具の寿命は水銀灯の4年に対して2倍の8年など、そして照度も2割から3割のアップが期待できます。今後、環境対策と電気代の節約のために、市の各施設の駐車場など、水銀灯からナトリウム灯に変更の検討はされておりますでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 先ほど申し上げましたけれども、更新時等につきましては、今言われているような省エネといいますか、環境にやさしい器具への転換、これを進めていきたいと思っています。水銀灯についても同じでございます。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 環境課が所管ということですが、各施設、学校なら学校、いろいろあると思います。その中で、やはり横の連携というのが非常に大事になってくると思うんです。そういった場合に、やはり委員会などをつくり上げて、そういった形のものというのは考えているのでしょうか。その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 推進体制の関係ですが、庁内の体制は当然つくっていきます。つくっていきますというか、つくっております。環境課だけでは、当然これらについて削減はできませんので、横断的なといいますか、市役所関係等の各部署の責任者または推進委員等をつくりまして、チェック等を行って削減に結び付けていきたいというふうに考えております。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 電気代が年間5億円ですので、ぜひこれを削減していただき、経費節約に努めていただきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、昨年、私は委員会で、滋賀県の草津市のオープンしたばかりの福祉施設を視察してまいりました。そこの電気エネルギーというのは、太陽光発電と小さな風力発電で、足りない分を電気会社から補うという工夫がされておりました。

市内の小・中学校だけでも20校あります。保育所など市の施設がたくさんありますけれども、できるだけ自然エネルギーの使用を検討されているか、この辺のところをお聞きしたいんですけれども、今、二中が新しく建て直されております。また、中央病院も新しく建て直される計画になっておりますけれども、こういったところに設計の段階で話が出ていないというのは、この省エネに関して考えがちょっと遅れているような気もしないでもないのですが、見解をお聞かせください。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 今、新しくつくる施設につきましては、当然ながら、環境にやさしい施設づくりというのは、うちのほうでもお願いしていきたくと思っていますし、そのような形で進めていければと考えております。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） ただいまそのように伺いましたので、これから、電気は多ければ売れるわけですので、この施設全部というわけにはいかないでしょうけれども、まず最初にどこかきちっと決めて、まずエネルギーに対して真剣に取り組んでいただいて、この電気代の節約、また排出量の削減というものを考えていただきたいと思います。その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の質問に答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 先ほども述べましたですけれども、各課体制でチェックして削減に結び付けていきたいと。18年、19年で見ますと若干増の傾向なものですから、このままですと、当然、当市の目標が達成できませんので、市全体の問題ですので、そのような形で進めていきたいと思っています。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） ぜひ削減の方向でよろしくお願いします。

今現在の私たちのこの行動というものが、未来への大きな結果となって表れます。やっぱり100年、200年先というものを見据えたところで、この7月に子ども議会がありますけれども、その子供たちが、やはりあの当時の方々がつくったものは何も対策をしていないじゃないかと、こういうふうに言われないように、ぜひこの排気ガスの排気の削減をよろしくお願いします。私の質問を終わらせたいと思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（明智忠直） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（ 1 1 番 木内欽市 登壇）

○11番（木内欽市） 11番、木内欽市です。

ミャンマーのサイクロン、中国四川省の大地震など海外の自然災害に脅威や同情を感じていた矢先に、秋葉原で、7人が死亡し10人が重軽傷を負うという無差別殺傷事件が発生しました。あれから1週間がたちました。休日の歩行者天国、あと10秒でも20秒でもその場を通るのが早かったり遅かったりしていれば。何の落ち度もなくいきなり被害に遭われた死傷者と遺族・家族の心中を思うと、本当に胸が締め付けられます。

一昨日も、岩手・宮城で大きな地震が起きました。

いずれも、突然被害に遭われた方々に心から哀悼の意を捧げます。

政治経済の低迷に加え、社会不安が重くのしかかっています。今回、私は、中央病院、教育問題、災害対策の3項目5点について質問いたします。執行の皆様の簡潔で明瞭な答弁を期待して、順次、通告に従い質問を行います。

まず最初に、中央病院について伺います。この問題については、過去に何回も、そして今回も既に林七巳議員、滑川公英議員が質問をなさいましたが、それだけ重要な市民に関心の高い問題ですので、よろしくお願いいたします。

災害時の拠点病院、地域の中核病院として、診療圏は、千葉県東部及び茨城県鹿島地区を含む東南部の12市8町、半径50キロメートル、診療人口100万人の旭中央病院。旭市の現在、将来を考えると、病院を抜きにしては考えられません。昭和28年3月1日の開院以来、関係者のたゆまぬ努力により順調に発展・成長してきましたが、たび重なる医療費の削減をはじめとする国の方針は、自治体病院のほとんどが赤字という状況を見ても、自治体病院にとっては厳しいことばかりです。赤字に苦しむ病院の一番の悩みは、医師、看護師の不足です。

そこで伺います。

医師、看護師の確保対策はどのようにしているのか。

また、ますます厳しくなっていくだろうと思われる今後の経営方針。

以上2点について伺います。

次に、教育問題について伺います。

政府の教育再生懇談会は、第1次報告で、子供を有害情報から守るため、小・中学生が携帯電話を持つことが無いよう、学校をはじめ関係者に協力を求めました。私は前回3月定例会でも、子供を有害サイトから守るためという同じような質問をしましたが、今回のこの報告を受けて、小・中学生の携帯電話所持についてどのように考えているのか見解を伺います。

最後に、災害対策について伺います。

冒頭申し上げましたが、一昨日、岩手・宮城に大きな強い地震がありました。マグニチュード7.2、震度6強の強い地震でしたが、土砂が流れ込み1階部分が押しつぶされた旅館などがありましたが、建物の全壊は、岩手県で1件、宮城県で1件の計2件でした。この結果を見る限り、震度6程度なら、よほどの老朽化や手抜き・欠陥住宅以外は倒壊しないということです。

むしろこれから心配なのは、毎年必ず発生、上陸する台風です。ただいまも同僚の伊藤保議員から質問がありましたが、地球温暖化の影響で海面の上昇は続いております。こういった気象状況の変化により、台風の巨大化、強力化が予想されます。カトリーナやミャンマーのような事例が増えてきます。昨年も、風速60メートルを超える、観測史上まれに見る超大型台風も上陸しましたが、幸いなことに、雨が少なかったため被害は最小限に済みました。風水害に対する今後の対策を伺います。

災害対策の二つ目として、耐震診断について伺います。

県下でいち早く小・中学校の耐震診断、耐力度検査を終え、危険校舎の建て替え、補強が進んでおります。本市においては、危険校舎は間もなくなくなります。この後の耐震診断の予定を伺います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。再質問については、自席で行います。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 2点のご質問にお答えをいたします。

まず1点目が、医師、看護師確保のために何をしているかというご質問であります。

まず1点目の最初のほうでありますけれども、医師確保でありますけれども、当院では、医師確保を目的に早くから教育研修に力を入れてまいりました。このことが、現在では一番の強みになっていると思います。現在では、そのために臨床研修指定病院となっているところであります。その結果、毎年の研修医の採用試験では、100名を超える応募があります。

その中から毎年約25名程度の研修医を採用している状況であります。

次に、看護師確保対策であります。看護師に関しても幾つもの対策を講じておりまして、看護学校の定員枠の拡大、それから全国の看護師養成施設の訪問、各種就職説明会への参加、それから奨学金制度の充実、ホームページ等の充実を図るほか、看護師宿舎の整備、それから院内保育所の整備等を行いまして、看護師確保対策に努めているところであります。

それから、大きな2点目のご質問であります。病院の経営方針はどのようなものかというご質問でございます。大変大きなご質問でありまして、少し答弁が長くなりますが、まず、当病院の使命としては、まず第1に、市民の医療を安定して確保することだと考えておりますが、そのためにはまず健全な病院経営が不可欠となっております。

そこで、今後の経営方針というお尋ねであります。健全な病院経営を行うためには、企業の経済性を発揮いたしまして、収入の増加と費用の削減を併せて行うことが重要だと考えております。

まず、収入を増やすための対策であります。これについては2点申し上げたいと思います。一つとして、本年4月から開始した、DPCの適用病院になりましたけれども、このDPCの増収効果を確実なものとするために、適切な運用に向けた院内体制の整備を図ることが重要であります。そのため、DPCワーキング等の勉強会、それから検討会を開催して、円滑な運用に向けて努力をしているところであります。それから、二つ目であります。7：1看護の実施に向けた看護師確保対策の強化を考えております。

次に、今度は費用のほうの削減対策であります。四つほど申し上げたいと思います。まず一つとして、薬品・診療材料費の削減。それから二つとして、薬品のジェネリック、これは後発品であります。この採用の促進と。それから三つとして廃棄物の削減対策、これは処理費を軽減していくということでもあります。それから四つ目として、業務全体を見直すことによって、アウトソーシング、外部委託を進めていく。この四つを考えております。

これらを課題として取り組むことにしておりまして、これらの対策を講ずることによって、今後ともさらに経営の効率化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、小・中学生の携帯電話所持についてお答え申し上げます。

現在、市内の小・中学校では、学校で携帯電話を所持することは許可していません。しか

し、保護者からの要望や家庭の事情、保護者の仕事の関係などやむを得ない理由がある場合については、一部許可している学校もあります。このように、携帯電話を学校で所持することは、原則として許可しておりません。

また、小・中学生が所持している携帯電話の使用目的は、主に子供たちの学校や塾、習い事、部活動の連絡、送迎のために持たせているものであり、携帯電話に入っている情報は、家族や保護者、友人等の電話番号及びメールアドレスなどが主なものであります。

しかし、現在、パソコンや携帯電話を利用したウェブサイト上での書き込みなど、情報機器に係る犯罪や事件・事故、トラブルが数多く発生しており、その対策は急務であります。

既に学校で具体的に指導しているところでありますが、教育委員会ではこうした状況を踏まえ、今後さらに携帯電話等に係るトラブルの防止、情報モラル教育の徹底等について児童・生徒への指導とともに、保護者への啓発・指導にも努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 私のほうからは、災害対策のうちの風水害に対する対策についてお答えいたします。

先ほど議員からご指摘のありましたとおり、近年、台風が多いように思います。今年も既に二つまいりましたし、去年なんかは10月の末にも来ております。

そのような中、風水害対策でございますけれども、職員の配備体制といたしましては、職員動員配備体制ということで、先日もお答えいたしましたけれども、職員災害対応マニュアルというものを作成いたしまして、それに基づいて、災害の種類、規模、被害の程度等によりまして、注意配備、警戒配備、非常配備の配備体制となっております。これは震災でも風水害でも基本的に同じでございます。

それから、災害が発生した場合の応援要請でございますけれども、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定というのも締結してありまして、それに基づきまして、他の市町村に応援を要請することができることとなっております。

それから、これは全体の話でございますけれども、各部門におきましても、例えば消防関係、それから道路関係、それからライフラインの水道関係、それぞれにおいてお互いに応援する協定を締結しておりますので、それに基づいて応援ができることとなっております。

それから、民間と姉妹都市の協定でございますけれども、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るために、姉妹都市であります茅野市をはじめといたしまして、市内の旭

医師会、郵便局、イオン株式会社、かんぼの宿旭等々、全部で12の団体と協定を締結しております。必要に応じて協力をいただけるということになっております。

それから、風水害で、今、市内でちょっと一番心配だというのは土砂の災害でございますけれども、3月21日から気象庁と千葉県が土砂災害警戒情報の発表を開始いたしました。この情報ですけれども、県下の市町村に伝達されるとともに、報道機関を通じて住民の方々にも伝えられるということになっております。また、インターネットでも今閲覧できるということになっておりますが、今後、こういうものを今整備中の防災行政無線などに取り入れられるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（明智忠直） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、風水害に対する消防本部の対応についてお答えします。

消防本部では、旭市消防本部非常時災害警防規程内の風水害警防計画で部隊運用を定めておりまして、大雨洪水警報などの警報の発令によりまして非番職員を召集し、出場体制の強化を図るとともに、災害の発生に備えて土のう等機材の準備や排水用ポンプの点検等を実施しております。

また、気象観測データによる気象状況を基に、防災無線やメール配信で広報を行うとともに、がけ崩れ危険地域や高潮危険地域では消防車両により警戒広報を、さらにがけ崩れ危険地域の住宅へは電話により情報を伝達して注意を促しております。

以上です。

○議長（明智忠直） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 耐震診断、今後の予定でございますけれども、これは議員ご承知のとおり、公共建築物の耐震診断につきましては、災害時における活動拠点施設となります優先建築物を対象に、小学校、中学校、それから保育所等を実施してまいりました。その結果、小学校8校、中学校3校が改修工事を行っております。

今後も、緊急性、それから重要性、建替計画との整合などから総合的に判断しまして、財政状況等を見ながら実施してまいりたいと考えています。

それから、民間住宅の耐震診断につきましては、昨年度から、耐震化を促進するための支援策として、耐震診断費の助成制度を創設しております。本当に申し訳ございませんけれども、利用者が非常に少なく、2件でございました。今後もより多くの皆様が利用していただけますよう、耐震化に向けまして推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、再質問させていただきます。

まず、病院の医師、看護師の対策ですが、研修医の採用試験の実績と、あと看護師の確保のために学校訪問、あるいは就職説明会をなさっているということでございますが、ちょっと具体的をお願いします。どのようにやっているのか。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） まず、研修医の採用実績であります。平成17年度は応募が113名ありました。結果はいずれも各年度も25名採用なんです。応募の数だけ申し上げますと、17年度は113名、18年度が106名、それから19年度が101名の応募があって、いずれも25名を採用しております。

それから、看護師確保のための学校訪問の回数ですね、これは19年度で申し上げますと、学校訪問が43校、これは北は北海道から南は長崎まで全国43校を訪問しております。うち24回は、病院長自ら訪問をして募集に努めております。それから、就職説明会については7回参加をしております。

以上です。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 私もこのたび公営企業のほうの委員にさせていただきましたので、入学式のほうへ参加させていただきました。出身地域別で見ますと、県内が29名ですね、61名中。関東地方が14人、東北地方が11人、北海道が2名、信越が2名、関西1名、九州・沖縄2名です。そうすると、県内が半分以下なんですね。そうしますと、恐らくこの県外から来ている方々は、学校を卒業して何年かなさると、自由というか、3年でしたっけ、病院に勤めるのが。それが終わるとどこへ行ってもいいということで、恐らく県外の方々は、これ、お帰りになっちゃうんじゃないかなと、こんな気がするんです。実際にその定着率はどうなっているのか。当然、卒業してすぐは、全員、これ、いると思うんです。ほとんど全員いると思うんです。その後の要するに卒業してから5年後だとか10年後だとか、そういう定着率、これが分かればお示しいたきたいと思います。

それと質問の時、私、医師と看護師と一緒にこれ出しちゃったものですから、一緒に聞かないと質問回数限られちゃうので、併せて医師の定着率、これも分かりましたら、もし分か

らなければ後で結構ですが、分かるだけで結構です。教えてください。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） これは看護学校から病院に就職をした看護師という限定でお答えを申し上げたいと思います。この4月に学校を卒業して病院に入った人、それから3年前に入った人、5年前に入った人、10年前に入った人、この比較で申し上げたいと思います。まず、今年の4月は、45人が卒業して45人全員、100%が病院に就職をしております。3年前に卒業した方は38人入ったんですけれども、現在残っているのが25人です。ですから、率にしますと66%ということになりますね。それから、5年前に卒業して病院に就職した人が43人いたんですが、現在残っているのが24人で56%です。それから、10年前になりますともっと、これはもうはっきり悪くなりますが、10年前、66人が卒業して就職をしたんですが、現在残っている方は10人です。ですから、15%しか残っていないという状況であります。

それから次に、医師がどれだけ定着しているかと、これはなかなか大変難しくて、例えば一つ、昨年で実績で言いますと、医師を何人採用して、ですから、残っているのではないんですが、トータルで病院で何人残っているかという、何人採用して何人退職したかということで申し上げますと、昨年は医師の採用は65人採用しているんですが、ただ、退職も60人いるんです。ですから、5人しか増えていないということになります。

以上です。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） この看護師がやはりやめちゃうのは、当然分かります。現在、今ほとんどひとりっ子ですから、長男長女が大多数を占めるわけですから、やはりせっかくいい病院の学校を出ても、やっぱり地元では当然引っ張りだこになると思うんですよ。それで、中央病院は倍率も厳しいし優秀な学校だということで、中央病院の看護科を出た看護師は、どこの民間病院でも引っ張りだこだそうです。

そうすると、市立病院ですから給料の絡みもあると思うんです。最初からあまり、当然給料の規定があるでしょうから、高くできないわけでしょうね。ところが民間の病院は、看護師が欲しければ、それよりも、中央病院にいる時の給料よりも高く採用できるわけですね。そうすると、どうしても給料のいいほうへ、これは行きたくなりますね。それとあと、地元へ帰りたくなる、これもあります。

ですから、地元に着させるためには、その地元枠というのはあるとちょっと聞いたんで

すが、地元採用枠、要するに、そうしたら地元に残ってくれる可能性は高いですよ。そういうのがあるのかどうか。

それとあと、記憶違いだったら訂正してほしいんですが、7：1看護にすると、たしか増収がそれだけで6億数千万円というように、私、見たような気がするんです。看護師を7：1にすれば、今の利益よりももう6億数千万円増えるということ、これはもうぜひやるべきだと思うんですが、そういった意味で看護師対策、それと何人ぐらい、あと看護師が今現在7：1に足らないのか、足るようになるにはあと何人ぐらいかかるのか。今年から学校の定員が20名増えたので、3年後には間違いなく20名増えるんでしょうけれども、そんなことをやっているとしたん遅くなっちゃうので、なるべく早急にということ考えてはいると思いますが、いつごろ7：1看護をできますか。

以上、ちょっと教えてください。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） まず、指定枠という、これは採用は制限をしておりますので、恐らく看護学校の入学についての指定枠ということでよろしいですか。

確かに指定校枠というのは、看護学校は設けているんです。近隣の高校の28校に指定枠というのを設けていまして、これはこの近辺から、茨城など28校で設けています。この全体の28校で、定員枠というのは30名設けているんですが、ただ、実際の今年度の入学者は22名しかいなかった状況なんです。なかなかやっぱり設けても入学をしてくれないというのが現状であります。したがって、今後とも近隣高校への訪問をしたり学校説明会を開催したりしまして、入学者確保に努めたいと考えております。

それから、7：1看護についてのご質問でありまして、まず、7：1にするにはあと何人必要かというご質問がありました。これはまだまだ足りませんで、この6月1日時点で申し上げますと、約60名まだ不足をしています。そのために看護師確保対策を今強力に進めているところでありまして、先ほども少し申し上げましたけれども、当院の看護学校の定員を拡大したこと、それから、奨学金制度を導入しまして、他の看護師養成施設からの就職者の増加、それから看護師宿舎や保育所の整備、そんなことで看護師確保と離職防止に努めております。

あと、いつから7：1看護に移行できるのかという見通しでありますけれども、こういう努力をすることによりまして、今の予定では23年度から7：1看護に移行ということで考え

ております。

以上です。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、次の質問に入りますけれども、その前に、やはり看護師があと60名増えれば1年で6億数千万円利益が増えるということですが、これはもうどんなことをしても探して、何とか、23年なんて言わないで、これ、民間の企業だったらやりますよ。1人増やせば1億円以上増えちゃうんでしょう、収入が。1,000万円か、給料は別でしょうからね。ですから、これはぜひお願いをしたいと思います。

それと、たまたま私、市のほうのコンシェルジュをやっておりますが、看護師にぜひ地元の方々と結婚していただいて、残っていただいて、それで看護師を続けていただけたら本当に理想だと思いますので、そちらのほうもちょっとお考えをいただけたらと、こう思います。

それでは、経営方針のほうについてお尋ねをいたします。

先ほどDPCに対しての増収効果ということを見ているようでございますが、これは最初に申し上げた国の方針であります。中央病院にとってはプラスだと思います。この件に関しては、当然、これは医療費の抑制のために打ち出した国の方針ですけれども、中央病院は、正直にというか、ちゃんと薬も適当に使っているし、このDPCによつての増収効果は当然あると思います。

この経済研究所の報告書にもありますが、高品質の医療提供で定評のある当病院では、DPC適用による増収効果があると、もうこのようになっております。しかし、先ほどの7：1看護による増収効果は、医療提供の内容と無関係に決まるものであり、看護師不足に拍車をかけるものとして批判もあることから、今後の動向には留意を要するところである。こううたっております。ですから、悲観ケースで見ますと、この報告書では7：1看護の増収効果は見えていません。ですから、将来的にはやはり7：1看護も増収効果を見込めなくなるといふことも想定しているわけでありますので、くどいようですが、早急に看護師の確保のほうをやって、早急に7：1看護の実施に努めて、重ねてお願いをいたします。

この点に関して、再度お答え願います。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 7：1看護につきましては、ご指摘のとおりだと思います。

民間だったらやれるかどうかというのは、ちょっと私もその辺は疑問でありまして、例えば

千葉県で民間の亀田総合病院、7：1とれないんですね。要するに田舎のほうには、なかなか看護師の確保するのは難しいと、こういうのが現実の問題でありまして、これは都会の病院の何倍もの努力を要するというふうなことであります。医師に関しましては、内容のいい病院には多少環境が悪くても集まっていますが、看護師に関しては、やはり病院の内容ももちろんであります、やはり住む環境というのは非常に大きな要因がありまして、今、23年と申しましたのは、なるべくうちだって今すぐにでも採りたいのはやまやまでありまして、一応できる限りの努力はしているつもりであります、ご指摘いただきましたので、またさらに一段と努力して、なるべく早くやりたいというふうに思っております。

ただ、例えばそのあと10人足りないだとか、もとどまると、大変、その人件費、全部、60人だとか50人分抱えてしまうというふうなことになりますので、ある一定、目標の時期を定めて、えいっとやらないと、今度大損しちゃうというふうなこともありますので、目標としては、4月というのが一番集まる時期でありますので、今は来年の4月に向けて鋭意努力している最中であります。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それと、経営については、やはり再整備計画は抜きには語れないと思います。関連がありますからお許しをいただきます。再整備計画ではあります、経営ということで。

前回、初日の時も、同僚議員からやはり中央病院のことについていろいろな質問が出ました。当然、資材費が高騰していると、予定内でできるのかと。もうごもっともな質問だと思います。決してこれ、反対ではないんですね。病院のためを思っただけの質問でありましょう。

そうしたら、やはり再整備室長のお答えは、非常に涙ぐましい答弁であります。建物の高さを下げるとか、あるいは外壁のタイルを違うのにやるとか、エレベーターの数を減らすとか、トイレの数を減らすとかいろいろ考えているようでございますけれども。やはり本体工事に限っては、182億円ですか、この時の予備費が、4.何%、8億円ぐらい見ているんですか、恐らく材料の高騰でこの予備費はもうぶっ飛んでいるという危機感からの発言だと思いますけれども、当初は、その資材が高騰し始めた時には、中国のオリンピックの建築工事が終われば資材は下がるだろうと、そう認識しておりました。我々もそう認識しておりました。しかし、もうオリンピックの施設はほとんど誕生しているにもかかわらず、資材の高騰は続いております。原油も高いの、それもまた一因もあると思いますが。

我が国でも振り返ってみましたら、昭和39年、東京オリンピックがございまして、中国の今の状態と同じぐらいだったのかなと思っていますけれども、それ以降、急激に我が国は高度経済成長に入ったわけであります。ですから、中国もこのオリンピックを契機に、あの強大な面積、日本の二十数倍、人口は十数倍ある中国が、高度経済成長ということで建築ラッシュ、これからそうなった場合には、資材はなおなお高騰するのではないかと、こう思うのであります。当初はオリンピックが終われば下がると思っていたんですが、そうじゃないんですからね。

そうした場合には、やはり、まあこれは想定外の資材の値上がりですから、私、個人的に思うには、本体工事は、多少、補正でおさまる程度というより、そんなに建物の高さを低くしたりだと外壁のタイルを替えるだとかというのは、ちょっとまだ早いんじゃないかなと思うんですよ。それならその前に、本体工事が182億円でしょう、そのほかに第1号棟とか、何ですか、改修のやる予定ありますね、既存の1号館、2号館、7号館、3号館の改修工事、あと外構工事の周辺附帯工事に67億円見ているんでしょう。この67億円を多少延ばすとかしても、本体工事の百八十何億円は、これは今までの設計どおりに進めていくような努力を払っても、私は、決していいんじゃないかなと思いますよ。外構工事なんか、別にこれ急いでやらなくてもいいんじゃないですか、こういう予算が緊迫していたならば。これに60億円見ているわけでしょう。

それとあと医療機器の更新投資に60億円見えていますから、これも医療機器はどうしても必要でしょうけれども、使えるものは使っていただいて、やはり本体工事が一番最初でしょうから、メインでしょうから。

きのう、たまたまNHKの番組を見たら、中国の医療のあれをやっていました。お金がなくて医者にかかれない、こういうあれでしたね。子供のやつにもう年収の全部を使っちゃって、親は全部借金を負い、それもしかもしかも地元で病院が無いので、700キロ離れた病院へ通っているという、本当にそういう番組でした。

きっとこの病院ができた時もそうだったと思うんですよ、昭和28年は。恐らくお金のある人しか医者にかかれなかった。これでは困るということで国民健康法ができて、それで国保の旭中央病院が誕生したんでしょう。そのおかげで我々は今こうやって医療にかかっているわけで、その先人たちが残してくれたこの全国有数の病院、まだまだこれから必要とされます。必ず必要とされるんですよ、この旭中央病院が。もうここがもしもということがあったら、この日本の医療は崩壊ですし、自信を持ってですね、市長の、私、見ていて本当に

気の毒になっちゃって、本当に悩んでいらっしゃるなど、何か顔色も悪いような気がしちゃったんですが、私ども議員は、反対じゃない、反対する議員、誰一人いませんよ。これで大丈夫かと心配している議員とかそういうことであって、どうかそれは、私たちも全力で知恵を出し合い、力を出し合いますので、お互いに協力をしながら進めていったらと、こう思います。ですから、既存の建物を見直すとか、外構工事を見直す気はございませんか。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） いろいろご心配をいただいて、本当にありがたいと思います。

先日金曜日の答弁で、いろんなコストの縮減対策という話をしましたけれども、これはその前提が、必要な機能は確保すると、これは大前提であって、その機能まで縮めてしまうなんていう発想は全く無いんです。かといって、今、議員おっしゃるように、資材高騰でどうなるかというのは、まさに本当に心配なんです。

私どもは、まず必要な機能を確保しながら、資材高騰を見ながら、何とかコスト縮減のための設計を進めている段階なんです。それで、確かに将来的なその病院の資金というのは本当に心配で、ですから、例えば県の補助金もこれから入ってくるでありましょうし、それから、先延べできる事業は、外構もそうでしょうし、それから将来壊すものが、奥のほう、古いほうがありますが、そういうものは例えば先送りするとかして、今のその全体の事業費の負担が膨らまないような努力を、その設計もそうでありますし、それから事業全体もそういう努力をしているところであって、ですから、滑川議員のご質問もありましたし、林七巳議員のご質問もありましたけれども、まだその設計をしている段階です。ですから、はっきりしたことは言えないんですけれども、全体の事業費が膨らまないよう、しかも病院の機能を確保するよう、両面の今努力をしている最中ということであります。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） その資材費の割合というのは、大雑把で結構ですけれども、私にもちょっと分かりませんので、180億円の本体工事の資材費というのはだいたいどのぐらいのものなのか、急な質問で申し訳ありませんが。

それで、その資材費がそれ相当の額であれば、それが上がったということでは、例えば半分資材費がかかるという場合、90億円でしょう、単純に言って。90億円の資材費が何割か上がったって、もうとても足りないわけですから、それはその当初のとおり、足りるとおりでできることがおかしいでんですよ。それができたら、初日の林七巳議員の質問じゃありません

が、最初から金額を増やしてあったのかということでしょう。もう資材費が猛烈なあれで値上がりしているなら、これはできないというのが当たり前の、私はそう堂々と答えていいと思うんですが、それが資材費が例えば何割も上がって何十億円も増えているのに同じ金額でできるというのは、これはちょっと不自然な、幾ら努力したって駄目なものは駄目ですから、手抜き工事なんかやられたらたまりませんから、そういった意味での質問です。もし資材費の割合、分かりましたら。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 端的なご質問は、資材費が何割だというご質問ですが、これはちょっと現時点ではお答えすることはできませんけれども、くどいですが、要は今、設計をしていて、積算をしている段階なんです。積算が出た時に予算との兼ね合いで、これはどうしてもその明確な理由があって、例えば資材がこれだけ上がって幾ら上がったと、そういうことがあれば、これは事前に、当然、市のほうともご相談をしますし、議会の皆様にもお話をして、その例えばしかるべき処置をとりたいと思っています。

例えば設計額が上がってきて、余りにも今の予算と乖離があって、とても足りないという場合には、これはもう入札そのものもできませんので、その時点ではしっかりご相談をして、なるべくその工期に影響が無いようにやっていきたいと思っております。ちょっと抽象的ですが、現時点でそういうことしか、なかなか答えができない状況であります。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員の一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時15分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き木内議員の一般質問を行います。

木内議員。

○11番（木内欽市） それでは、小・中学生の携帯電話について二、三お尋ねします。

許可していないということですが、実際にこの小・中学生の携帯を相当の方がもう持っていると思いますが、所持率はどのぐらい所持しているのか分かりますか。ちょっと教え

てください。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） お答え申し上げます。

先日、市内の小学6年生、中学3年生の携帯電話の所持率を、一部ではありますが調査いたしました。その結果、小学校6年生の所持率は平均18.4%、また中学3年生の所持率は平均64.4%でした。このことから、小学生から中学生と年齢が上がるにつれて、携帯電話の所持率は高くなっていく傾向があると考えられます。

教育委員会では、先ほども申し上げましたが、こうした携帯電話の普及にかんがみ、携帯電話に係る事故防止、トラブル防止のため、各学校における携帯電話の適切な使用及び情報モラルの向上に向けた指導を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 先ほど、やはり親にもこういうのを徹底するというお答えがありましたが、やはりそのように強くお願いをしたいと思います。

前回は申し上げましたが、携帯の出会い系サイト等で、子供たちが最初は興味半分にやっていて、そのうち、会うだけ、会うだけから次へ次へと。それで、前回は申し上げましたが、中年の出会い系サイトで乗ってきた男たちを、今度はその少女の友達が逆に脅かしてお金を取った。実際にあった問題で、被害者が一挙に加害者、こういうこともありますので、こういうことはやはり親によく知らせないと、親はそこまでなかなか分かりませんから、まさか自分の子に限ってなんてやっているでしょうから。

それと、親の許可がある人は学校へ持ってきてとも言っていますが、連絡の意味でしょうけれども、学校には公衆電話もあるでしょうし、まさか授業中に携帯電話がかかってくるわけではないでしょう。当然、電源は切らせておくわけでしょうから、本来であれば学校にも持ってこないというようなことは、ちょっと無理なんではないでしょうか、どうなんですか。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 一部許可しているということで申し上げたんですけれども、その理由等もちょっと確認をしてみました。その中では、市内に在住でその学区に通学しているというのは、これが原則でございますけれども、事情によりまして学区外通学とか、そう

いう児童・生徒もおりまして、その児童の所在を確認するため、あるいは父子家庭・母子家庭で、保護者の仕事がまた遅くなったりとか、あるいは生徒の疾病上の問題とか、どうしても送迎とかが必要だったり、そういうことで保護者との連絡をとる必要があるという場合に限ってということで、数についても、各学校1名いるかどうかというレベルでございますので、そういうことで、そういうどうしてもやむを得ない場合だけということで、あとは継続としては、今、木内議員もおっしゃっていただいたように、持ってくることは原則としては禁止ということで対応してまいりたいと思っています。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 分かりました。

それと別ですけれども、教員の方々も、学校にいる時は携帯電話の電源は切っているんでしょう。そのところをちょっと。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） これは実際に調査をしたわけではございませんけれども、携帯電話については、当然、職場に持ってきた時には、バッグの中にマナーモードにして置いておくということで、それを学校の中で実際に使うということは、ですから、職務中にはありません。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） そうだと思います。学校内では教員も携帯電話は使わないと、昼休みも休憩時間も使わないということなんでしょう。ふだんは使っているんですか。休憩時間とかにもそれはかけるんですか、かけないんでしょう、どうですか。

○議長（明智忠直） 木内議員、4回目を過ぎましたので。

○11番（木内欽市） すみません、どうも。ごめんなさい。

それでは次に、災害対策について伺います。

先ほど総務課長のお答えでは、市町村の応援協定、あるいは医師会や郵便局ですか、そういうのと協定を結んでいるということでございました。一昨日の土砂災害でも、やはりこういう時には、重機の扱いになれている建設協会の応援が重要だと思いますが、ここには建設協会が入っていますかどうか。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○**総務課長（高埜英俊）** 協定を結んでいる中には、建設業協会は入っておりません。

○**議長（明智忠直）** 木内欽市議員。

○**11番（木内欽市）** 私ども旧町の時は、やはり台風があつて倒木とかありますと、通勤・通学にみんな不便ですから、我々も消防団で出動いたしますと、当然、その地元の建設業者の方々が重機を持ってきて、早朝であれば通勤時間帯までにはみんな片づけていただいていると。何ら支障無いようにやっていただいていたんですが、当然、これから、合併して3年ですから、この辺はそういうあまり倒木の所は無いんですが、旧飯岡地区ですとか海上地区、干潟地区、当然、土砂災害の起きやすい急傾斜を持っているわけです。もう現実そうなんですよ。消防団活動で、木が1本倒れただけでもその道路は使えないんですよ。ですから、もしも運悪くそこに火災とかが発生した場合には、もうよその消防車は応援に来られないんです。杉の木が1本倒れただけで来られない、救急車も来られない。

ですから、ぜひその災害協定を建築業者の協力をこれはいただくべきだと思うんですよ。今も岩手、青森で、土砂災害、救出をやっていますけれども、あれは手作業でやっているのは、重機が入らないから手作業でやっているんですよ。あれは、重機が入って大まかでも取れば、生存者はだいたい72時間以内ぐらいなら生存の可能性があるんですから、そういった、先ほど申し上げましたが、これから台風はどんどん強大化してまいりますので、そういった災害の時の災害協定、やはり近隣の市町村、茅野市も結構ですけども、いざという時に、時間の勝負ですから、そういうところはぜひお願いしたらと思いますが、いかがですか。

○**議長（明智忠直）** 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○**総務課長（高埜英俊）** 議員のご指摘は、誠にござつともだと思います。実は私どもも同じように考えまして、昨年度から業界の方といろいろ打ち合わせをしたり、お願いをしたりということはやってまいりました。ただ、合併いたしまして、ちょうど新しい旭市の場合ですと、匝瑳の組合と銚子の組合とちょうど重なる部分でありまして、両方とお話をしなければならぬとかいろんな事情がありまして、なかなか急には進まないというのが実情でございますけれども、認識としては議員と全く同じでございますので、できるだけ進めるようにしたいというふうに考えております。

○**議長（明智忠直）** 木内欽市議員。

○**11番（木内欽市）** 合併していろんな事情があるということであれば、ぜひそのようにし

ていただければありがたいなど、こう思います。

それでは続いて、河川のはんらんとかそういった心配面からちょっと質問をいたします。

この問題については、やはり初日、林七巳議員、またこの後、日下議員もあろうかと思いますが、やはり海水の温暖化の影響で水位が上がっている、そしてそこに例えば大型の台風が発生して強力な南風が吹いて、房総半島に大雨が降ったなんていう場合には、河川の増水なんていうのは、これからももっともっと、今まで想定した以上のことができるんじゃないかと考えています。海上地区だけじゃなく、この旭市の中心を流れる川も、恐らく10年に1度や20年に1度の大雨を想定して、川幅、水深をつくってあると思いますけれども、現在はその時と状況が変わってきています。遊水池の役目を果たしている水田などもほとんど宅造されたり、あるいは埋め立てられたりしておりますし、農家の施設園芸等で今まで畑等へしみ込んだ水も、一気にあふれ出します。そういった面の検討はなされておりますでしょうか。

○議長（明智忠直） 木内議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 河川のそのはんらんですけれども、木内議員は今、海のほうから見て、海の水が上がったという話をされました。建設課のほうでは、どんどん流れをよくしているという仕事をしています。基本的には、地域からできるだけ速やかに流れを速くしていこうと。これをみんな流れを速くした場合には、それこそはんらんということは気にせざるを得ないかも分かりません。ということで、これは関係機関とその辺は横の連絡というのが最も大切なことだと思っております。そういった面で、検討はしているということでお答えいたします。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 続いて、耐震診断についてお伺いをいたします。

当然、小・中学校を終わって、公立ということで、保育所のほうも終わったと思いますけれども、もうその結果は出ていると思いますが、その結果をちょっと教えてください。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、お答えを申し上げます。

公立保育所、15保育所ございますが、昭和56年以前の建物に該当します10保育所につきまして、昨年度、19年度に耐震診断を実施したところでございます。その結果、補強を必要とするのは3保育所ございました。そして、改築を必要とする保育所が4保育所ございました。

補強で対応可能とされましたのは、とみうら、中央第一、中央第三、この3保育所でございます。現在、実施設計を委託し、取りまとめ中でございます。改築と診断結果が出ておりますのは、海上、飯岡中央、三川、塙、この4施設につきましてでございますが、これらの施設につきましては、鉄骨及び木造の建築物でございます。建築後、年数もだいぶ経過をし、老朽化も進んでおります。したがって、大規模な修繕も併せ必要となっている状況でございます。これらの状況から考えていきますと、改築が必要という、そういう状況にならざるを得ない、そういうことでございます。

中でも飯岡地区の3保育所につきましては、これは定員割れ等、いろいろほかの要因もございます。それらも考慮しながら、保育所そのものの統廃合、そういうものも改築に併せ検討する必要があると考えております。

現在、公立保育所につきましては、施設整備での国からの国庫補助というものはございませんので、今後、市の財政状況、それらを十分考慮させていただきながら整備計画をまとめ上げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） 旧海上地区が1か所、旧飯岡地区が3か所、改築したほうがいいというような結果であるように思われますが、当然、この保育所も昔と違って形態が変わってきています。昔は乳児を預からなかったでしょうが、今はもう乳児を預かりますので、施設の内容と設備も大幅に変わっているはずであります。

ですから、もうこれ、公立の保育所の場合は学校と違って補助金が出ないということですが、有利な起債等を利用して、働くお母さん方のためにも、少子化対策のためにも、これはやはり市の義務だと思います。

今、四つ、統合も考えてということですが、どこから始めるかというのはまだ分らないですか。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 現在のところ、まだその順位付け等につきましては全くまとまっておりません。

それで、ただいまの木内議員のお話がありましたように、保育内容が当時とは大幅に違ってございまして、乳児の部屋が必要であったり、一時保育の部屋が必要であったり、そしてま

た病後児の子供さんをお預かりする、そういうような部屋も必要であったり、いろんな保育ニーズに合わせた施設整備というものも必要になってまいりますので、今後、その辺も含めまして早急に整備計画を詰めてまいりたいと考えております。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） そうですね、保育所の場合は、小・中学校と違って何階建てとかないので、平屋なので、一応、地震が来た時にはそういった面ではまあ安心かなという気はしますけれども、実際に見てみますと、これはどこの保育所でもそうだと思いますけれども、本当にもう屋根が低くて日が差さないんですね、昼間とか。ですから、冬なんかも全然日が差さないような保育所ばかりなんです。恐らくこの四つともそうだと思いますので、将来を担う子供たち、昔から同じような真っ暗な部屋にいるんじゃないかと、やはりそういった面でのぜひ配慮をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（明智忠直） 答弁はいいですか。

○11番（木内欽市） いいです。

○議長（明智忠直） 木内議員の一般質問を終わります。

◇ 日 下 昭 治

○議長（明智忠直） 続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

（13番 日下昭治 登壇）

○13番（日下昭治） 13番、日下昭治です。平成20年第2回定例会において最後の質問者になりますが、これから質問させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

旭市も合併して早くも3年を経過しようとしています。その間、市長をはじめ執行の皆さんには大変なご苦勞もあったこととご拝察申し上げます。そのおかげで市行政も順調に推移しているものと確信しているところですが、まだ合併前よりの課題が数多くあるものと考えられます。そこで、今回、市長の政治姿勢について、土地改良事業について、排水計画の大きく分けて3項目について質問を行います。

初めに、市長の政治姿勢についてであります。

市の歳入の中で大きな割合を占めている地方交付税は、国の三位一体改革等により減少され、また地方交付税に次いで大きな財源である市税収入についても、少子・高齢化や人口の減少傾向によって増加は見込めなく、その一方、歳出については、扶助費や公債費などの義

務的経費が増加する財政の硬直化が進んでいくと考えられ、また、年度間の財政の不均衡を調整する財政調整基金の積み立ても厳しくなっていくとして、平成17年度より21年度に向けて旭市行政改革アクションプランが示され、4年目になります。

その中で、旭市行政改革アクションプランの基本方針の中で、市民が親しみやすく、効率的で簡素な行政基盤、健全で持続可能な財政基盤、市民との協働によるまちづくりをテーマとして挙げていますが、現状の方向は、市民の期待されているところとは若干ずれているのではと市民からも指摘を受ける。旭市の豊かな資源と環境を生かし、行政と市民とが手を携えて日本一住みよいまちづくりを推進するためには、私は、施策の見直しも必要ではと感じます。そのようなことからして、1点目、行政改革取り組みの現状について伺います。

2点目、財政の健全化対策の質問であります。18年度決算において実質公債費比率18.5%となり、起債を起こす際には県知事の許可が必要となり、また、公債費負担適正化計画も提出することとなりました。これらの計画書については、平成19年度から29年度であります。11年間も健全化に要するには、中央病院の再整備計画もあることとは思いますが、今後、人口の減少も顕著に表れてくると思います。人口減による地方交付税の影響は当然起こり得るものと思うが、市長の所見について伺います。

3点目として、市政の円滑な運営及び市の機関の調整を図るため、庁議及び課長会議を行うとして、旭市庁議等設置規程を設けています。すべき事項は広範囲にわたっていろいろ挙げられていますが、通常は企画課より提案され協議し、調整されるものと思いますが、付議事項第3条の（3）にかかわってくる事業、施策の際は、市長からの提案が主であろうと思われませんが、それ以外にも提言されることもあるかと考えられますが、その際、市長としてどのような対処をされ、また位置づけされていかれるのか、そのような事例が年間を通じてどのくらいあるのか、できれば近い事例を伺いたいと思います。

次に、2項目め、飯岡西部地区土地改良事業について伺うものですが、13日の一般質問初日に林七巳議員の質問でもあり、重複するところもあると思いますが、私なりの視点から質問します。

この土地改良事業は、計画面積約180ヘクタールを県営経営育成基盤整備事業により、ほ場の大区画化、農道の整備や用排水路の整備により大型機械の利用が可能になり、また畑への転換もできることとなるため、効率的かつ生産性の高い農業経営を築く礎となり、旭市の農業の振興、あるいは地域の活性化につながるものと期待できます。

ただ、計画地区内には地権者も多く、ハウスなど構築物も多数見受けられますので、推進

するにも難しいこともあるのではと思いますが、現時点での同意取得の状況について、実は報告いただくところでしたが、林議員の質問、答弁の中でございました。地権者372名中330名、89%の仮同意を得られているとお聞きしましたので、この件の報告は結構です。

ただ、実施するまでにするには、95%以上の同意取得が条件であるよう聞いていますが、あと6ないし7%の同意を最低限クリアしなければならないわけですが、いつごろまでに達成可能であるか。それと、仮同意は最終実施まで有効となるものなのか。

この事業計画の中には、上方である海上方面から流れる排水路の計画もされていますが、これらの計画を含め、県あるいは大利根土地改良区と話し合いをされていると思うが、それらの経緯の報告を願いたい。併せて、今後のスケジュールもお願いしたい。

大きな3点目になりますが、排水路計画について伺います。

広原南、蛇園南地区は、過去、幾度となく床下浸水、道路の冠水が発生し、時には県道であっても車の通行もできなくて、迂回しなければならないこともたびたびあります。地区住民の皆さんからは、旧海上町の時より再三にわたり改善の要望が提出され、検討されてきてはいましたが、川もなく、流末を旧旭市、旧飯岡町に頼らなければならない地区にとっては、改善もままならず、今日に至っていますが、もとを振り返ると、この地区もバイパスができるまではこのようなことは起こることはなかったことと思います。バイパス完成後、今まで水田であった場所を埋め立てられて、急激に住宅が建てられ、遊水池の役目をしていた田んぼもなくなったことも一つの原因かとは思いますが、この地区に住む市民にとりましては、大変な苦勞をされています。旧町の時には、自治体の違いから改善は無理でしたが、合併され、一つの市になったわけですので、できるだけ早く計画すべきと感じ、質問するものです。

まず1点目として、飯岡西部土地改良事業の排水計画と重複する部分もあると思うが、平成18年9月議会において広原南、蛇園南地区の排水対策として三川派線改修のための基本設計委託費として800万円の補正予算を組みましたが、それらの計画がどのような結果になったのか報告を求めます。

2点目として、この地区の改善は、市長も、早急に取り組まなければならないとたびたび議会の答弁でも言われていますが、現状の取り組み状況について伺います。

以上で第1回質問を終わりますが、執行皆さんの簡潔明快なる答弁をお願いします。

なお、再質問は自席で行います。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

(市長 伊藤忠良 登壇)

○市長（伊藤忠良） それでは、日下議員のご質問に対してご答弁を申し上げます。

私に対しまして、市長の政治姿勢ということで3点ほどお尋ねがございました。その私の考えの粗筋を申し上げさせていただいて、あとは担当課のほうから細部にわたって答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の行政改革への取り組みでございますけれども、これはもう議員の質問の中にもございましたように、行政改革アクションプランの策定をして、それによって進めているところであります。職員の数の削減等をはじめ、さまざまな問題に取り組んでおりますけれども、数字は後で副市長のほうからご報告をいただくこととして、私は、予定よりもむしろ効率的に進んでいるんじゃないのかな、そのようにとらえております。

例えば職員の数にしても、予定されている定員削減よりはずっと多目に削減をされておりますし、同時にいろんな新たな分野もそういった削減の中で対応させていただいておりますので、これなんかは非常に職員の皆さん方は努力をしてくれている、そのようにとらえさせていただいております。

それから、庁舎の有効利用等につきましても、最初は支所方式であったのが、現在は、それでは効率が少し悪いというようなことで、支所の各課の直轄方式をとらせていただいて、海上へは教育委員会、そして干潟支所へは農業委員会、あるいは農産課、そして飯岡へは建設課、そういった配置替え等を行って、より効率のよい、しかも少人数で市民へのサービスを落とさなくて済むような、そういった対策をしっかりと取り組ませていただいているところであります。

それから、2点目の財政の健全化の問題でありますけれども、これも先の議員の質問に対して担当のほうから詳しく答えてありますけれども、細かい数字は別にさせていただいて、私は、本当に効率のよい、非常に貴重な財源を見つけながら、後にツケを残さなくて済むような、そういった対応がしっかりととられている、そのように考えております。

例えば今年度の起債の予想でございますけれども、34億720万円ほど起債を起こす予定でありますけれども、その中の70.8%、24億1,320万円、これは合併特例債を利用した起債であります。さらに、臨時財政対策債、これは100%交付税で算入されるものでございますけれども、それが7億6,120万円ある。実に34億720万円のうちの25億2,143万4,000円、74%が交付税で算入される、そういった地方債を利用してございます。そういった有利な起債以外

はほとんど使っていないというような非常に工夫をした中で財政問題に取り組んでおりますので、そういった意味では、そんなに議員さん方にご心配をかけなくても済むような形がとられているだろう、そのように考えております。

それから、交付税の問題で人口減の問題がございました。人口減、あるいは財政事情が悪い、そういった中で、何もしないで静かにしていたんでは、恐らく地方の人口というのは減る一方だろう、そのように思います。

そういった中で、こういった有利な財源等を利用しながら、子供たちの安全のためにしっかりと取り組む。あるいは、なかなか形が見えませんが、若い皆さん方の、高校、大学等を卒業した後、しっかりと勤める場を確保していく。そして、若い皆さん方がこの旭市に住み着いて、そしてたくさん子供さんをつくってくれる、そういった形がとれませんか地方の衰退というのは歯止めがかからないわけですから、そういった面でも、旭中央病院を中心として、旭市には非常にいい材料というものはたくさんそろっております。そういったものを生かしながら、この東総地区で核になれるような、そういったまちづくりを現在考えて、精いっぱい職員と、それから議員の皆さん方のお力をかしていただきながら、今、取り組ませていただいているところであります。

それから、事業実施の協議及び庁内会議という問題でございました。これはもう、もちろん言うまでもなく、旭市では総合計画を持っておりますから、その総合計画にのっとって事を進めているというところであります。もう説明するまでもなく、この総合計画は、合併時の新市の建設計画というのが一番の基本にあって、それに大勢のいろいろな形で市民の皆さん方のご意見をちょうだいさせていただいて、そして総合計画を建設をさせていただいているわけですから、それにのっとって事を進めていくというのが、これはもうごく当たり前のことであろう、そのように思います。

同時に、こういったものをもととして、そしてその予算編成時には各課の予算要求を出していただき、そしてもう何度もヒアリングを重ねながら、そして、つくったものをこの議会の議員の皆さん方の議決をいただき、予算立てをしてそれを実行していく、そういった形でありまして、そんな意味では、有利な財源のつくもの、しかも合併時の旧1市3町のバランスのいい取り組みというものを心がけながら取り組んでいる、それが現状の姿であります。

そういったことで、ぜひひとつ議員の皆さん方にもご理解をいただきながら、より一層、市民の皆さん方に喜ばれるようなまちづくりに取り組んでいきたい、そのように考えており

ますので、よろしく願いをさせていただきます。

私からは以上です。

○議長（明智忠直） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 私からは、市長がただいま申し上げましたうちの政治姿勢の中の行政改革取り組みの現状につきまして、少し数字等も引用しながら補足的に説明をさせていただきますと思います。

議員のおっしゃっているとおり、アクションプランでは三つのテーマを掲げて、17年度から21年度を計画期間といたしまして進めております。進めるに当たりましては、民間の有識者15名の方が入りました旭市行政改革推進委員会のご意見等をいただきながら、毎年報告、あるいは必要に応じた改善をさせていただいております。昨年度の場合ですと、昨年の末、それから今年の2月に行政改革推進委員会を開催いたしまして、定員適正化については、例えば職員の削減に向けてもう少し努力してもらいたいですとか、ただ、それにつきましても市民サービスを低下させちゃいけないと、そういったようなご意見ですとか、また組織の再編・再配置につきましては、支所庁舎の有効活用ということでご意見をいただいております。

そういった中で具体的に行いましたのは、定員の適正化につきましては、17年度に策定をいたしました定員適正化計画、具体的には新規採用を定年退職者の3分の1程度とする削減計画でございますが、実績としまして、18、19、20年度、20年度は当初の数字でございますが、3か年間で27名の削減をする計画でございましたが、実際には53名の実績となっております。計画比に対しまして26名の削減となっております、先ほど市長のほうが予定よりだいぶ早いというふうに申し上げたのは、このことでございます。現在、4月1日現在の職員は798名となっております。

ただ、削減、削減という形の中で、地域包括支援センターの設置とか、社会福祉職や市町村の国保の特定健康診査ですとか保健指導のために管理栄養士、そういったものなど、新たな時代の要請に伴う職員配置、専門職の方々ですけれども、そういったものも必要になっておりますので、そちらにつきましても、必要な人材は最低限は確保していきたいというふうに考えております。

それから、組織の再編・再配置につきましてですが、先ほど支所の有効活用という話ですが、具体的に申し上げますと、今年の4月に建設課を飯岡支所のほうに移しました。環境課を第二庁舎のほうに移しました。こういったことに伴いますものと一緒に、三つの支所の税務室を廃止いたしました。その支所に税務課を直轄する分室という形で位置づけをしまして、

具体的に言うと室長がいなくなったということになりますけれども、そういった形で人員の減等が行われております。支所の土木室も廃止をいたしまして、干潟支所には建設課の直轄として分室を設置しております。それから、教育委員会のほうには、これは先ほど、いろいろ必要なものが生じた場合にはということで、国体の推進室、旭市で卓球大会がございしますので、そちらに対応するものとして時限的に設定をさせていただきました。

こういった形で現在取り組んでおりますが、例えば庁舎につきまして、今申しあげましたように、支所の有効活用ということで取り組んでおります。

消防の組織についてもちょっとこの際触れさせていただきたいと思いますが、組織の再編を実施いたしまして、18分団64個部を今年の4月から16分団47個部に再編いたしました。これに当たりましては、関係する皆様方大変な御努力と時間をいただきながら、こういった形でさせていただきました。

それから、今後の取り組みでございしますが、現在のアクションプラン、進捗状況、それぞれ毎年、各関係課がチェックをいたしまして報告させていただきますが、次期のアクションプランが、平成22年度から平成26年度分につきまして、これから検討をしていかなければいけませんので、行政改革推進委員会の皆様方のご意見等をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（明智忠直） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、土地改良事業の関係につきまして説明をさせていただきます。

飯岡地区の土地改良事業の同意率の関係でございします。法的には3分の2以上の同意ということになっておりますけれども、実際は、議員おっしゃいましたように、県営事業でやる場合には95%以上、これが一つのポイントになっております。

ただ、この達成可能ということでありますけれども、現在、未同意者は42名いるわけですが、これは仮同意でありますけれども、この方々にいろいろ話を聞いてみますと、事業が具体化してから同意をしますよという方が42名中13名。あるいは、近年、米価等で農産物の価格が低い、そんなことで土地改良事業はちょっとという方が7名。あるいは登記簿等の所有者が死亡とか、あるいは行方不明等でなかなかたどり着けないという部分、これは事務的な部分でクリアできるのかなと思っておりますけれども、これが8名。そういういろんな理由がありますけれども、これらの理由等の中では、これから地元の推進委員さ

ん方にいろんな面でご努力いただきますと達成可能ということで、我々は認識をしております。

それとあと、仮同意の関係であります。これにつきましては、現在、土地改良事業はどうでしょうかという部分で同意をいただいております。具体的にはまだ10アール当たりの事業費が幾らという、そういう部分が実はお示しをしてございません。他地区はこのくらいですよという部分。現在、業者にコンサルをかけまして、計画図面、あるいは排水路の大きさ、いろんな農道の長さ、そういうものが具体化しまして、10アール当たりの単価、あるいは農業者の10アール当たりの負担額、そういうものがお示しできるかと思います。そんな中で、仮同意じゃなくて、これからは本同意という形で具体的に進んでいく予定と考えております。

それと、地区外からの排水であります。土地改良の役員さん方とも我々は常日ごろ打ち合わせしておりますけれども、今回は、自分たちの土地改良事業の地域だけ、ここがよくなればという部分では、推進委員さん方は考えておりませんで、旭市全体、大きな意味で地区外からの排水もうまく処理できれば合併効果というのはあるのかな、そんなことで、現在、業者への業務委託の中には、地区外の排水も含めまして業務計画を作るように指示をしております。それにつきまして、費用対効果等も含めまして業者には指示をしております。

それと、これからの具体的な計画でございますけれども、推進委員さん方との意見の中では、22年の春を目指しまして、国の採択、県の採択を進めるべく、現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（加瀬寿一） それでは私のほうから、先ほど市長が政治姿勢の中で申し上げた3点目、事業実施の協議及び庁内会議の中で1点、庁議の関係でのご質問がありましたので、直近でどのような庁議、テーマがあったかということでお答え申し上げます。

1番直近の例で言いますと、先ほど大きな事業の話は市長のほうで申し上げましたので、庁議として先日開催したものでいきますと、大きな行事の調整ということで、パークゴルフ場のオープン記念の関係ですとか、今回のちばてつやさんの関連行事、そのような点について庁議を開催しております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 排水路計画についてお答えいたします。

蛇園地区の排水整備につきましては、林七巳議員に市長からお答えしたとおり、飯岡西部土地改良事業に絡めて検討しているところであります。いずれにしても、より安く、より事後の管理のしやすい排水方法について、土地改良事業で行っている調査・設計業務の調整を図りながら検討していきたいというような状況であります。

それから、広原南地区の排水につきましては、これが県道排水の悪さということに原因しておりますので、千葉県に対しまして4月に市長から直接、海匝地域整備センターに要望しております。先月、5月ですけれども、担当者による協議を行ったところです。結論は出ておりませんが、県は、当面は飯岡バイパスのサイホン式横断部分の清掃等による維持管理を徹底したいと、今までの経緯を再度分析した上で検討をしてくれると、そんな状況でありました。

それと、三川派線の計画にご質問でありました。三川派線につきましては、総延長約5.5キロとなる道路の下に排水管を入れて海まで通すという、そういった計画をつくったんですけれども、余りにも多額の工事費を要するということで、広原と蛇園を別々に、では考えましょうという今の状況であります。別々に考えようとしたのが、今答えたとおりでございます。

以上です。

(発言する人あり)

○議長(明智忠直) 建設課長。

○建設課長(米本壽一) 設計はやりました。先ほど言ったように、約5.5キロメートルの道路の下に、この勾配でこの大きさの管を入れてという、その、もちろん設計はしたんです。それが余りにも多額だったために、先ほど、別々の地域を別々のもので考えましょうということにしたわけです。

○議長(明智忠直) 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 2分

再開 午後 1時15分

○議長(明智忠直) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き日下議員の一般質問を行います。

日下議員。

○**13番（日下昭治）** 先ほどは丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

質問の冒頭から市長の政治姿勢などと大それた質問をさせていただきましたが、私個人としては、市長と対立しようとか反対だけのものではないということをご理解いただければと思います。議会に所属する議員の一人として、議員の役目でございます執行に対してのチェック機能、あるいは計画推進のために機能を生かすものだとして理解いただければありがたいと思います。

では、順次再質問をしていきたいと思います。

先ほどの1項目めでございます行政改革の取り組みの部分で、詳しく説明をいただいたわけでございます。その中で、空いている支所機能の改善だとか、あるいは職員等の管理の適正化、いろんな面で答弁いただいたわけでございますが、確かに当初予定よりは職員等の削減計画も順調に進められていることは重々分かっております。しかし、いろいろ類似団体等を比較してみますと、18年度普通会計のほうにおいて、県下では1,000人当たり職員数は7.38人だそうでございます。全国では7.8人、当旭市は10.40人と、まだまだかなり多い職員数を抱えているわけでございますので、確かに退職者の3分の1ということは少ないわけでございますが、事によっては1年2年凍結しても私はいいいんじゃないかなと、そういう観点からこの辺を、必ずそれがいいということじゃございませんけれども、その辺を部分的には考慮してもいいんじゃないかと、そういうことを思って、その辺を出させていただいたわけでございます。

それと、機能の中で、まだまだ支所の中に結構空いている部分があるんじゃないかなと、そういう提起の中において、今後、民間等から借りている施設もありますので、その辺を含めて何か今後の考えをいただければと思います。

○**議長（明智忠直）** 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○**市長（伊藤忠良）** 日下議員のおっしゃるとおりだろうと思います。ただ、なかなか合併をして、本当にまだ丸3年という形の中で、できるだけ市民の皆さん方にサービスを落とさないように工夫をしながら、削減に努めているというのが実際のところでございます。そういったものに配慮しながら、今後より一層行政改革を進められるように頑張っていきたい、そのように思います。

それから、民間から借りている施設、それから支所の中でまだ利用できる場所、そう

いったものも十分検討をさせていただきたいと思います。といいますのは、例えば、つどいの広場で、民間の建物を借りて役所の前でやっているわけでありますけれども、こういった事業というのは、その場所によっても、市民の皆さん方が十分使いやすいか使いにくくなるのか、そういった問題も絡んでくるものですから、そういったものも十分検討をしながら、これから配慮をしていきたい。できるだけ、そういった意味でも市で持っている施設を使えば、それだけお金の面でも節約ができるわけですから、十分検討してまいりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 今、市長、答弁をいただきましたけれども、確かにつどいの広場に利用されている施設でございますが、21年3月いっぱい契約は切れると思います。そこで700万円から800万円くらいの借用料ですか、借りているわけでございますので、確かに利用の場所、いろんなものはあろうかと思いますが、しかし、そういう経費を浮かす、財政改革も含め、そういうところを浮かすということになれば、多少、市民にも理解できるんじゃないかなと思いますので、その辺をただでなくして、そういう観点からもう一度その辺のお考えをいただければと思いますけれども。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 利用者等の意見も十分配慮しながら、できるだけそういった公の建物を利用できるということであればそのように変えていきたい、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） それにつきましては、じゃ、よろしくお願ひしたいと思います。

職員関係の件でございますが、恐らく今の退職者の3分の1というのが基本的な考えだと思いますが、もう少しその辺の改革を強くすると、その辺はどうでしょうかね。

○議長（明智忠直） 日下議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 率直に言いまして、全く1人も採用しないというのは、将来的に職員をスムーズにつないでいくという上で、非常にその時期になった時に穴があいてくるんじゃないのかなと思いますし、同時にもう一つお考えをいただきたいのは、市役所というのは、恐らく今の旭市にとって最も優良企業の一つだろう、そのように思います。

そんな意味で、先ほど冒頭にも答弁をさせていただきましたけれども、若い皆さん方の就職口というのを十分確保できるような対策をとりませんと、旭市から若い皆さん方が外へ出ていってしまう、そういった問題もありますから、その辺なんかも十分検討をしながら、できるだけスムーズな形で、雇用の場も考えながら進めていきたい、そのように思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） ありがとうございます。

雇用の場だということでございますので、その辺は、雇用の場だけでなくして、やはり行政改革の一環としてぜひお願いしたいと思います。

続きまして、財政健全化の件でございますが、その中で、有利な起債等を利用すると、先ほど、三十数億円の起債の中で75%、26億幾らでしたっけ、そういう中で交付税算入されているということを答弁いただきました。数字はちょっとメモできませんでしたので、そういった有利な財源を利用していると。

確かに財源を利用していることは、事実、私も分かるわけです。しかし、その辺、交付税算入される金額が、34億幾らの中で26億幾らでしたか、そういうものが結果的にどういう形で出ているか、詳しいことは、財政課長、お願いできればと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） これにつきましては、先ほど市長のほうでご答弁申し上げました。

毎年度の起債が借り入れ等あるんですけれども、その中でいろいろな種類がございます、ご承知だと思いますけれども、合併特例債であったり補正予算債であったり臨時財政対策債、それぞれ70%交付税で入るというもの、それから50%入るもの、いろいろあるわけですが、そういったものを含めると、先ほど言いましたように34億720万円ほど借りる中で、交付税算入分は25億円ということで、約74%。これは毎年の交付税の中で、確かに事業費補正、あるいは密度補正ということで算入されております。その分がだいたい15億円くらい毎年入っておりますので、これは入っている入っていないというのはあれなんですけれども、実際に現実としてそういう数値、例えば今年、先ほど言いましたような合併特例債を幾ら借りることになりますと、国のほうでも計算式がありまして、それに基づいて交付税のほうには算入されるということでございます。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○**13番（日下昭治）** 交付税の計算というのは、実は私の中では、とても専門的な内容は分かりませんが、例えば25億幾らの交付税算入されたものがあるということですから、昨年度の実績に対して25億幾ら増えるということは無いでしょう、そういうことだと思うんです。

それと、地方交付税の目的というのは、私も実は分かりませんので、ちょっと見たんです。地方交付税の目的である第1条では、この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずにその財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的となっています。なお、運営基本である第3条には、総務大臣は常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税の総額をこの法律の定めるところに、財政需要額が財政収入額を超える地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることを目途として交付しなければならないとなっているわけですね。

算定基準等は、今言いましたとおり、私はよく分かりません。しかし、前年度と比較して増えるんだったらいいんですけども、実質これは減っているんですよ。そういうことはありませんか。私がこう見た限りでは、減っていると思うんですよ。

17年、県の指標が出ていたはずですから、74億3,116万8,000円、全部、臨時財政債を含めましてね。普通交付税だと64億3,407万8,000円。それで18年は、確かに若干増えています。74億7,492万9,000円ですから。しかし、ほとんど同じなんですよね。それで、18年から19年になりましたら、70億円減っているんですよ。そういう経緯があるのに、有利な交付税でもって算入されましたからと、それでは理解ができません、私も。その辺はどうなんでしょう。

○**議長（明智忠直）** 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（平野哲也）** これは交付税の仕組みの問題も今やってもしょうがないんですけども、先ほど日下議員申し上げましたように、例えば、特交は特殊な事情ということで、74億円というのはその特交を含めた額ということで、普通交付税について申し上げますと、これは先ほど言いましたように、17年度が64億5,000万円ほど、それから18年度が66億1,160万円、若干、これは17年度、18年度は下がっています。19年度ですけども、61億9,000万円。これは、18年度と19年度を比べましても、確かに普通交付税は4億2,000万円マイナスでござ

ざいます。ただ、これはご承知のとおり、国の三位一体改革で税源移譲というのが行われました。所得税から地方税にシフトした、これはご存じだと思います。そういった中で、国税は下がって、国税の原資は下がりますけれども、地方税にシフトしたよということで、私どものほうで申し上げますと、市税のほうで6億2,000万円と増えている。こういった制度改革がたまたま18年度、19年度でありましたので、額的には減っている。

今後、じゃ、さらに19年度、20年度というのは、20年度の交付税算定はこれからです。ですから、こういった推移を見ないと分かりませんが、そういった意味で、この18年度から19年度に減ったのはそういう理由だということでご理解をいただきたいと思います。

それからさらに、入っている入っていないというような話なんですけれども、これはちょっと研修会でもやったことがあるんですけれども、いわゆる密度補正、公債費、元利償還金というのですが、そういったものについては計算が別でございます。通常、交付税の総額が減った場合、どこを減らすか。経常経費の部分が減るということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 私もそういう理解をしているんですよ。ただ、ほかの部分が減ることなんですね。それが入ってくる、多分そういうことですよ。経常的に来るべき交付税が減るというわけですから、その分はここに入りましたけれども、上乘せではないんですよ。そういうことを考えた時に、市長、先ほどの質問と、私はギャップがちょっとあるんですけれども、その辺を市長としてはどうお考えでしょうか。

○議長（明智忠直） 日下議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） ただいまの合併特例債等、70%ほど交付税で算入をいただけるわけありますけれども、そういったものを活用しなければその分はのらないということでありますから、交付税で算入されるのが、総体的に交付税が減るから使わないほうがいいだろう——まあ、使わないほうがいいだろうということではないだろうと思うんですけれども、そういったものを考えた上で財政も考えなければならないということのようなんですけれども、周りの人も若干比べてみていただければよく分かるだろうと思うんですけれども、そういったものを今の時期にきちっと利用して必要なものを取り組んでおかなければ、そういったものが使えなくなってから、どうやっても今度は全部、市で持ち出さなければならないということでもありますから、きちんとそういう面も考えながら取り組んでおりますので、無駄遣い

はしていないというのが私の率直な思いであります。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 交付税の関係なんですけれども、やはり交付税は簡単に言えば二段構えで入ります。例えば20億円入っていた時に、例えばの例ですよ、10億円分は、そういった、さっき言いましたように、この合併特例債か何かで使った起債なんです、これはルールで入ってくるんです。この部分は削られません。もう10億円が計上分とします。これは全国的に金が少なくなったり、あるいは交付税の枠が減れば、この計上分は減る。これは旭市だけじゃなくて全国的に、総額として絞られればその分が減ります。ただ、やっている所とやっていない所で、例えば旭市がいっぱいたくさん事業をやっている、その分の事業費補正分は、これは減りません。これはルールで入るということになっております。そういうことでございます。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） じゃ、この質問は終わりましたので。

ただ、無駄に使っているんだろということではないですよ。確かにそういう有利なものを使っていることは分かっているんですけれども、ただ、どうしても国は今の制度の中でどんどん減らそうという形で、税源移譲もそうでしょう。しかし、交付税であれば100%入りますけれども、税だと恐らくそういうことはあり得ないわけですから、そういうものが減ってくる可能性が十分あると思います。

よその自治体の話をするのも失礼な話かも知れませんが、夕張市だって多分、当時はそういうことだったんじゃないのかと思います。当然、国の制度の中で有効な交付税なり何なりを使いまして、それがかさんできちゃったんじゃないのかなということもありますので、十分その辺をお願いしたいと思います。当然、それをやってくれているとは理解しておりますけれども、厳しく、いろんなそういう中で、当然、私ども、増えるものとはばかり思っているわけですので、そうでないということがありますので、十分そういうことを、私なりにそういう形を感じたところですので、そういうことでお願いしたいと思います。

それと3点目になりますが、庁議の問題を我々がどうのこうの言う話ではございませんけれども、やはり計画というのは、市民が求めているもの。すべては市民は求めているということではなく、市民が求めているものを、優先的にやらなければならないもの、あるいは若干先送りしていいものと、いろいろあろうかと思います。

そういった中で、ここの最近の市の事例を見ますと、公園というのが結構計画の中に入っ

ております。そういった基本計画を出す際にアンケートを市民がっておりますよね。その結果を見ますと、確かに公園計画は市民のアンケートをもらった中で、半数以上はやや満足か満足であるということだと思えます。それで、そのほか、アクセス関係、道路排水関係については逆だと思います。それと職員のアンケートもとっているわけですが、それらのほうは、むしろ公園については満足の部分が多かったのではないのかなと。ちょっと資料を持ってきていないかなと思います。

そういうことを考えた時に、やるべきものは公園なのかなと、実はそういった疑問を持ってしまうわけですが、ここへ来て、有利な資金だから別に公園でもいいだろうという認識ではないと思いますけれども、その辺の計画についての提案、提言なり何かあったと思いますので、その辺をできればお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 確かに何が優先だという問題の中で、その排水路等の問題、今、日下議員から出ましたけれども、私も排水路なんかの問題というのは非常に重要だろう、そのようにもとらえています。ただ、日下議員も十分ご存じだろうと思いますけれども、排水路の問題に関しましては、その流末のほうからきちんと精査をしませんと、ただ単純に高い所から低い所へ流せばいいというわけにはまいりません。そういったものも十分加味しながら進めてまいらなければならないわけでありますから、なかなか今必要だから今すぐできるということにはつながっていかないわけでありますので、その辺もご理解をお願いしたいと思います。

排水の悪い所を十分、自分の目でも見て歩いて、もう承知をしております。現在でも、例えば椎名団地なんかの問題、ようやく今年度で工事が終わるところでありますし、それから西野の問題なんかも、ポンプアップをしております、非常に周りの住民の皆さん方が困っているのを十分承知でございますけれども、かといってすぐにぽんぽんというわけにはいかないというわけでありますから、排水路等で困っている所の皆さん方には、できるだけもうきちんと流末から考えて、根本的な解決の仕方を図っていきたい、そのように思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 確かにできる所からということで、当然、そのようにせざるを得ないということは分かります。そういうことでございますが、やはり先ほどの庁議規程の中でも、

緊急性ということがうたってありますよね。付議事項33ですか、これ、出しましたけれども、緊急性が検討されるのが当然だと思っているわけでございます。そういう中で、やはり大事なはその辺で、執行方の慎重な審議をいただくというのが当然だと思いますので、その辺を今後とも、いろいろ緊急性等、あるいはいろんな面で費用対効果という話も出ておりますが、そういうことの中で、やはりいろんな面での企画等につきましては、ぜひ市民により多く理解できるような計画を推進していただきたいと、そういうことで、それらにつきましては要望しておきたいと思います。

それで、あまり市長は対立していないなんていうことを言いましても、またこう言うては感情的に熱くなっちゃったりしますので、この辺で終わります。

次に、飯岡西部の土地改良事業について再質問をさせていただきたいと思います。

今年度については基本設計は今出されているのかなと思います。それで、それらに基づきまして、21年度になりましてこの基本設計を出されたもので一部ちょっと持っていていただいていたわけですが、21年度に経済的効果の算定、あるいはいろんな面で計画を進めるための準備が入っているわけでございますけれども、例えばその中で排水路計画が入っております。それは県が含めた事業の中に入ってくるわけでございますので、市が単独でやらなきゃならない部分が一部あるということは聞きましたけれども、その辺はどこが単独でやらなきゃならない、あるいは県の負担金でできる部分がどの辺なのかと、その辺をできればお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今の議員のご質問でありますけれども、排水路等につきましては、ご承知のように今回の土地改良事業は、県営土地改良事業の中で実施をいたします。そういった中で、当初、土地改良事業ということですので、農地の改良、そういうものについては、当然、この中で、排水計画の中で組み込みできるのかなと。ただ、地区外からの排水、いろんな部分、土地改良に属さない部分については、場合によってはその部分については、アロケというんですかね、効果の及ぶところの出す金額を調整するとか、そういう部分がこれからいろいろ計画の中で生じてくるとは我々は考えております。

要は、土地改良事業、農地の部分についてはちゃんと県は責任持ってやるよと、その部分については市といろいろ話し合ってやるけれども、お金の出し方についてはこれから十分協議してやりましょうということで、土地改良だけでは計画が進まないということで、県にも

お願いしてございます。地域一体となったところで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） そういう計画につきまして、県、あるいは改良区との協議は何回かされていると思ひますけれども、その辺の協議の内容の中で、その辺のものを含めての検討をされていると思ひますけれども、その辺、できればもう少し細かい面でご報告いただければと思ひますが。

○議長（明智忠直） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今まで何回ともなく県の海匠農林振興センターの基盤の職員の方々、あるいは大利根土地改良区の担当の方々、そういう方とは打ち合わせをしてございます。特に、本年発注しております調査・設計業務の関係につきましては、建設課にも入っていただきまして、今まで建設課で持っているデータ等も全部お借りしながら、業者が今つくっております調査・設計の中に一つ取り入れながら、本当に費用対効果の発生する設計を心がけるように今までやってきております。これはこれからもいろいろ連携をとってやる予定で進めてまいります。

以上です。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） それと、先日の答弁の中でも市長は何点か、その次の排水計画まで入っておりますけれども、国営の放水路を利用する件もある、あるいは41号線へ水路をつくったりと、それと併せて、そういったものと遊水池を一部設けながらいろんな方法で検討を加えるというようなお話があったかと思ひます。その遊水池等をいわゆる工区内に設けることが可能なのかどうか、その辺、担当部署のほうでの検討はどうなんですか。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の排水路計画についての4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 土地改良区域内に遊水池をということでもありますけれども、あくまでも林七巳議員に先日、市長が答えた幾とおりの方法のうちの一つにそれが考えられるということでありまして、あくまでも土地改良事業を優先して排水整備というものを考えていきますので、結論はもうしばらくお待ち願ひたいと思っております。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） もうそれは4回目でございます。

2点、ここで分けてありますね、今後のスケジュールも出してありましたので。

今後のスケジュールの中でございますが、今、85%くらいの仮同意であると。実施に向けては95%以上であるということという話は当然ですけども、あるいはその時に、仮同意が、私も先ほども冒頭出させていただきましたけれども、最後まで有効でないと、当然、本同意が必要になると。それと実施に向けた計画に入った時点で、本同意に向けた際に、場合によっては変更される人、今後も同意に入る方もあろうかと思いますが、逆に、この計画ではまずいよと、それは当然、土地改良事業では出てくるんですね。例えば換地の問題であろうが何であろうか。そういった場合にはどのような対処を考えているのか。当然、どこの場所でもそういうことが事例として出てくるように思っていますし、出てきておりますので、ぜひその辺の対処の仕方をお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 現在、仮同意率89%でございますけれども、先ほど答弁しましたように、22年の春を目指して採択に向けて今頑張っております。当然、22年、採択を受けますと、それから実は採択後に図面上でそれぞれの換地原案を作ります。そういったことで、我々も、今の仮同意の方が自分の換地を見て本同意ということではなくて、あらかじめ排水路がどこに通る、道路がどこに通る、そういう図面を見て、これで10アール当たり幾らという積算をさせていただいてということで、本同意を考えております。

ただ、言えることは、今まで旭市内、数多く土地改良事業を実施しておりますけれども、この仮同意の中で、現時点で89%というのは極めて高い同意率ということで理解をしております。これが本同意になって少なくなるということじゃなくて、逆に、先ほど言いましたように計画ができれば、さらに同意していただける方が増えるという確信を持っております。

以上です。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） ぜひそのようにお願いしなければならないわけでございますけれども、しかし、過去の事例等を見ても、当然、その時点で同意できないよという事例はあるわけですが、そうしますと、そういう時には今の整理の方法であると、どこか1か所寄せたりなんかする方法をとられているんじゃないかなと思います。それは今後もそういうことがあるということですか。今後の計画の中にも考えられると、想像とか、予定とか、そういうことになるかと思いますが、そういうことも場合によってはしながらこの整理を進めるとい

うことになるのか、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員にお尋ねしますが、2番目の質問の3番目と4番目が一緒にになっているような感じもするわけですが、いいですか、一緒での質問で。

○13番（日下昭治） はい、一つの質問です。

○議長（明智忠直） それで4回……

○13番（日下昭治） いや、回数はちょっと、その分になりますが。

○議長（明智忠直） では、日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 土地改良事業は、本当に地域の方に同意をいただかないと、これは最終的に95%じゃなくて、我々、100%の同意ということで考えております。相当古い土地改良事業となりますと、先ほど言いました3分の2の法的根拠、これを使っちゃうと大変なことになります。

ただ、その中でどうしてもご同意をいただけない方、こういう方につきましては、やりたくはないんですけれども、例えば土地の交換等をしながら、地区外という、そういう方法、いろんな手法があるかと思います。これは最終的な手法というようなことで、できれば全員の方にご理解いただいて、換地等につきましてもスムーズにいきたいな、そういうふうを考えております。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） ダブっちゃっていますので、その辺、ぜひそういった形が今後起きることを極力少なく、避けていただくよう、その辺は関係者総がかりでお願いしたいなと思いますので、その辺、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。当然、そうでないと、同意された方の負担になる可能性も出てくると思いますので、ぜひその辺をお願いしたいなと思います。

じゃ、今、土地改良を終わって、今度は排水路計画で海上地区の関係ですね。

一応、先ほど答弁の中で、三川派線の件はだめだったということで、計画がだめであるということですが、確かに18年の9月議会で補正を組んだのは、補正予算というのはやはり緊急性だという認識で、私も、当然予算化に向けたものと思っていたわけですが、それでも、その中で、三川派線がだめで、海上地区、広原と蛇園地区を別々に考えて、三川派線の計画と協議をしたということですが、18年の予算、800万円の補正を組んだのが結果的にどうなったのかなというのは、まず1点。その後の決算において、その

800万円がどういう形に出たのかなど、それをお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 日下議員、補正予算は、18年9月、800万円要求しまして、翌年の6月議会で、やはり日下議員からその設計はどうなっているんだということで、お答えしたつもりです。その時には、こんな設計でもって二十数億円もかかってしまうんですよという説明をさせていただきました。そういったことで、800万円の予算ですけれども、結果的には390万円台でその契約が済んで設計を行った、そんな状況であります。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） ちょっと分からないんですけれども、18年度の決算の排水路計画の中で、委託料ですよ、あれは。基本設計でしたから。そうしますと、予算の中で、当初予算525万円ほど委託料があって、それらの中で決算で639万4,500円ということは、100万円余りしか消化していないんですね。そうしますと、300万円の計画というのはどこへ使っているのかなど。

それと、その補正予算を組む時に、海上地区広原の基本設計であれば、県がやったものもありますよという提言をしてあるんですね。そういうものを含めてどうなったのかなと思いますが、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） あくまでもその時の18年9月の補正予算は、三川派線にということで補正をしたと。県の過去の考えは、たしかあれば三川派線ではなくて、飯岡停車場線の水を大間手側方向に向けるというような考えでいたはずですよ。それを18年9月に補正して、海に持っていくことがいいんじゃないかという発想に基づいて行った仕事であります。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 基本設計というのは、私ども、専門的には分からないんですけれども、むしろそういったものであれば実施設計だったんじゃないのかなど、三川派線という特定のものをやる場合には。基本設計というのは、どのようにふさわしいのかなどというのが基本設計だと思ったんですけれども、三川派線に基本設計を向けるということであれば、今までのやつとたしか違うんですよ。そうしますと、今度、蛇園地区のものはどういう形になるのかなど。また別の基本設計になってしまうんじゃないかなと思うんですよ。

当時は6.7ヘクタールの基本設計であるという形だったものですが、その辺は広原のものはこうである、蛇園はこうであるということになりますと、基本的にまるっきり無駄な形をつくっちゃうんじゃないのかなと、そういうことを考えるんですが、その辺、設計を委託、あるいはまたそういうものを考える時に、内部でも、ある程度のもの、考えられるものがあると思うんです、そういった資料があるということであれば。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） その時の基本設計ですが、広原南地区が19ヘクタール、蛇園地区が27ヘクタールの46ヘクタール分を調査したわけです。それを海に流そうという計画であったわけでありまして。その資料も現在、その土地改良事業を行おうとしている、今もやっぱり使われております。決してこれは無駄になっておりません。それらを全部生かしているつもりですので、ご理解をお願いいたします。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 今後の計画でございますが、今のたしか47ヘクタールでしたっけ、補正予算を組んだのは6.7ヘクタールの基本設計だと理解していたものですから、もっと幅広いものがあったのかなと、その辺はちょっとあれしますが、

今後の計画でございますが、今、そうしますと、三川西部地区が土地改良事業が進まなければ、進まないということになってしまうのかなと思いますけれども、その辺については、市長、どうでしょう。市長はいつも、早急に海上地区の排水は解決しなきゃならないと言っておりますけれども、その辺、やはり市長からやりなさいということが出れば、もう、当然、執行担当ではやらなければならないと思いますけれども、どうでしょう、その辺。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） これはもう先ほどから申し上げておりますとおり、排水で困っていることは目に見えているわけですから、ぜひやりたい。ただ、ぜひやるにしても、できるだけ無理の無い資金繰りの中でそのものをやりたいと考えておりますものですから、そんな意味では、この飯岡西部の皆さん方のほ場整備と手を組ませてもらうのが一番有利だろう、そのように考えておりますから、その辺、しっかり話し合いながら進めていきたい、そう思っています。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） ぜひそういう形でお願いしたいと思います。

最後になろうかと思いますが、やるということで理解をしております。その際、当然、市長が言われたように、予算等が影響してくるかと思いますが、市が単独でやらなければならない部分はどのくらいの金額が予想されるのかなと思いますが、その辺、報告いただけるなら、今後の計画をぜひ進めるよう要望をしておきたいと思います。その辺、計画、市が単独でやる部分がどのくらい必要になるのかなと、できればお願いしたいと思いますが、

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） これはあまり詳しく申しますとひとり歩きしちゃいますので、大事なのは土地改良事業であります。それに付随した排水路整備事業でありますので、この場では、本当に申し訳ございません、細かくは申し上げないほうがいいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

（「はい、了解しました」の声あり）

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

○議長（明智忠直） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は、25日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時58分

平成20年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 (第5号)

平成20年6月25日(水曜日) 午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長請願報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長陳情報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 議員派遣の件
- 第 8 事務報告
- 第 9 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長陳情報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 発議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 質疑、討論、採決
- 追加日程第 4 議案上程
- 追加日程第 5 提案理由の説明
- 追加日程第 6 議案の補足説明
- 追加日程第 7 質疑、討論、採決
- 追加日程 旭市農業委員会委員の推薦

日程第 7 議員派遣の件

日程第 8 事務報告

日程第 9 閉 会

出席議員（24名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩
15 番	林 俊 介	16 番	明 智 忠 直
17 番	林 一 雄	18 番	高 木 武 雄
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	向 後 和 夫
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎
24 番	神 子 功	26 番	林 一 哉

欠席議員（1名）

25 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 忠 良	副 市 長	鈴 木 正 美
教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博

社会福祉課長	在 田 豊	高齢者福祉課長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農水産課長	堀 江 隆 夫
建設課長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下水道課長	中 野 博 之	会計管理者	渡 辺 輝 明
消防長	菅 谷 衛 一	水道課長	堀 川 茂 博
庶務課長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	及 川 博
生涯学習課長	花 香 寛 源	国体推進室長	高 野 晃 雄
監査委員 局長 国民宿舎 配 整備室 院長	林 久 男	農業委員会 事務局 局長	小 田 雄 治
	野 口 國 男	病院經理課長	鈴 木 清 武
	鏑 木 友 孝		

事務局職員出席者

事務局 長	宮 本 英 一	事務局 次長	石 毛 健 一
-------	---------	--------	---------

開議 午前10時00分

○議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（明智忠直） 議案第1号、議案第2号及び議案第6号から議案第10号までの7議案と請願第1号から請願第3号までの請願3件並びに陳情第2号から陳情第4号までの陳情3件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 日下昭治 登壇）

○公営企業常任委員長（日下昭治） おはようございます。

公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月12日の本会議において、当委員会に付託されました議案第10号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月18日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催しました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

今回の診療報酬や薬価改正でどういった影響が想定されるのか。また、薬価は営業収益の何%なのかとの質疑では、今回の改正は診療報酬がプラスの0.38%、薬価がマイナスの1.2%で、全体ではマイナスの0.82%の改正となっており、全国的に見た場合には、全体としてマイナス改正であるので患者の負担も下がることとなるが、当院においては診療報酬だけの影響で見ると、本年の3月と4月の対比では入院、外来ともに単価がアップしており、一概にアップするというわけではないが、病院全科から見ると若干上回る試算となっている。また、薬価の割合については、平成19年度の実績で医業収益約271億円のうち33%くらいが薬剤と材料費になっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第10号は全員異議なく承認することと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年6月25日、公営企業常任委員会委員長、日下昭治。

○議長（明智忠直） 公営企業常任委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

○建設経済常任委員長（嶋田哲純） おはようございます。

それでは、建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第2号、工事委託契約の締結についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月19日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

委託先である日本下水道事業団は、地方公共団体の中でどのくらいのシェアを占めているのか。また、資材高騰の中、スライド条項を契約に付けているのかとの質疑では、日本下水道事業団が携わった処理場数が平成19年度末で1,260か所であり、全国の約6割が委託しており、千葉県下においても、処理場を有している22団体のうち約8割の17団体が委託をしている状況である。また、スライド条項については協定の中では付けていないが、今後、資材価格の上昇によっては協定変更等により対処したいと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くして、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第2号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年6月25日、建設経済常任委員会委員長、嶋田哲純。

○議長（明智忠直） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

○文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月20日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について申し上げますが、特に質疑等はなく、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第9号は全員異議なく承認することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年6月25日、文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也。

○議長（明智忠直） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 佐久間茂樹 登壇）

○総務常任委員長（佐久間茂樹） おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、旭市名誉市民条例の制定について、議案第6号、旭市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、議案第7号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、議案第8号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月23日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため、執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、名誉市民の基準というのは、どうなっているのか。また、選考委員会みたいなものはあるのかとの質疑では、条例上は市の振興発展に寄与し、その功績が卓抜であり、市民のひとしく敬愛する方ということで具体的な基準はないが、決定に当たっては、市の最高意思決定機関である議会の判断をお願いすることになる。また、選考委員会については、置かない条例になっているとの答弁がありました。

次に、2点目として、旧旭市と旧飯岡町にこの条例が制定されていたが、旧団体に推挙された方々はどうなるのかとの質疑では、新しい名誉市民の方と全く同じに扱うことは難しいだろうと考えているが、その成された実績というものは変わることはないので、礼を失することのないように考えていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第6号の主な質疑について申し上げます。

個人住民税の寄附金、通称ふるさと納税について、何件くらいあったのか。また、市としてどういった方策を考えているのかとの質疑では、寄附金の申し込みについては、現在のところないが、市としてはホームページに寄附税制の内容を分かるようにしたり、問い合わせ等に対応できるような形をつくりたいと思っているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、4議案とも全員異議なく原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年6月25日、総務常任委員会委員長、佐久間茂樹。

○議長（明智忠直） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各常任委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（明智忠直） 日程第2、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 討論なしと認めます。

これより議案第1号、議案第2号及び議案第6号から議案第10号までの7議案について採決いたします。

議案第1号、旭市名誉市民条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、工事委託契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第6号は承認することに決しました。

議案第7号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第7号は承認することに決しました。

議案第8号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第8号は承認することに決しました。

議案第9号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第9号は承認することに決しました。

議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第10号は承認することに決しました。

◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長(明智忠直) 日程第3、常任委員長請願報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、常任委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇)

○文教福祉常任委員長(柴田徹也) 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る6月12日の本会議において、本委員会に付託されました請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願、請願第2号、「国における平成21(2009)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号、「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願の、請願3件についての審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、6月20日、付託議案の審査終了後、紹介議員並びに教育長ほか、担当課より、本請願の内容について、詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、請願第2号の請願事項に、子どもたちの教育環境の整備や教職員の配慮などがあるが、少子高齢化の中で果たして38人学級が成立するのか、教職員が余るような形にはならないのか。

また、請願第3号においても、物価や生計費等の地域格差は、今の時代あまりないのではないか。

人材確保においては、教員になりたい方が非常に多く、どこでもよいから採用してもらいたいというような話も聞いており、もう少し検討する必要があるのではないかの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、請願第1号については全員異議なく採択とし、請願第2号及び請願第3号については、賛成多数で閉会中の継続審査と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年6月25日、文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也。

○議長（明智忠直） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する常任委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（明智忠直） 日程第4、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの常任委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 討論なしと認めます。

これより請願第1号から請願第3号までの請願3件について採決をいたします。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

請願第2号、「国における平成21(2009)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり閉会中の継続審査と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 賛成多数。

よって、請願第2号は閉会中の継続審査と決しました。

請願第3号、「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり閉会中の継続審査と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 賛成多数。

よって、請願第3号は閉会中の継続審査と決しました。

◎日程第5 常任委員長陳情報告

○議長(明智忠直) 日程第5、常任委員長陳情報告。

これより各常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇)

○建設経済常任委員長(嶋田哲純) 建設経済常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る6月12日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第2号、最低賃金の大幅引き上げを求める陳情の1件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、6月19日、付託議案の審査終了後、担当課長より、本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、昨年10月に千葉県は最低賃金を20円上げて、47都道府県の中で5番目に高い706円で、全国平均の687円よりは高い賃金となっており、生活保護との関係もあるが、支払う側にとっては物価が高騰している中で、急激に上げることは雇用の力が無くなってしまうのではないかとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年6月25日、建設経済常任委員会委員長、嶋田哲純。

○議長（明智忠直） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

○文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る6月12日の本会議において、本委員会に付託されました、陳情第4号、いいおかけんこうセンター、海上健康増進センターの利用料などに関する陳情の1件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、6月20日、付託請願の審査終了後、担当課より、本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、サービスは高く、負担は低く合わせるという部分が尊重されないために、このようなことになったのではないかと意見が出されましたが、この手数料及び使用料が本年の3月定例会で決まり、時期的に日がたっていない状況の中で、陳情の趣旨を含め、総合的に考えると、即、判断することはできないとの意見が多く出され、結果、別紙報告書のとおり、賛成多数で閉会中の継続審査と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年6月25日、文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也。

○議長（明智忠直） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 佐久間茂樹 登壇）

○総務常任委員長（佐久間茂樹） 総務常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る6月12日の本会議において、本委員会に付託されました、陳情第3号、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情の1件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、6月23日、付託議案の審査終了後、担当課より、本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、陳情事項に公務員の削減を進めないことや地方財源を拡充・安定させることなどがあるが、当市は、行政改革で職員定員適正化計画を定め、それに基づいて削減をしてお

り、また、地方交付税については、全国市議会議長会などの地方6団体から政府に対し、安定的地方財源の確保などの要望をしているところで、それらの状況を踏まえながら判断したほうがよいのではないかとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で閉会中の継続審査と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年6月25日、総務常任委員会委員長、佐久間茂樹。

○議長（明智忠直） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託陳情に対する各常任委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（明智忠直） 日程第6、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 討論なしと認めます。

これより陳情第2号から陳情第4号までの陳情3件について採決いたします。

陳情第2号、最低賃金の大幅引き上げを求める陳情について、建設経済常任委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

陳情第3号、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情について、総務常任委員長の報告のとおり閉会中の継続審査と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 賛成多数。

よって、陳情第3号は閉会中の継続審査と決しました。

陳情第4号、いいおかけんこうセンター、海上健康増進センターの利用料などに関する陳情について、文教福祉常任委員長の報告のとおり閉会中の継続審査と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 賛成多数。

よって、陳情第4号は閉会中の継続審査と決しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時55分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出についての1発議案であります。

また、本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第12号、旭市名誉市民の決定につき同意を求めることについての1議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

ただいま発議案並びに追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果につきまして向後委員長よりご報告をお願いしたいと思います。
向後委員長、ご登壇願います。

（議会運営委員長 向後和夫 登壇）

○議会運営委員長（向後和夫） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案及び追加議案の提出に伴う日程の追加について協議をいたしましたので、その内容について私のほうより

ご報告申し上げます。

本日提出されました発議案及び追加議案については、文教福祉常任委員会より発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出についてと、市長より提案のありました議案第12号、旭市名誉市民の決定につき同意を求めることについてであります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成20年旭市議会第2回定例会議事日程（その3）の2枚目にありますが、本日の6月25日水曜日のとおり、この後、追加日程第1、発議第1号を上程。追加日程第2、提案理由の説明。提案理由の説明については、文教福祉常任委員長の柴田徹也議員がいたします。追加日程第3、質疑、討論、採決。追加日程第4、議案第12号を上程。追加日程第5、提案理由の説明。追加日程第6の議案の補足説明については、総務課長を予定しております。また、議案の審査については、人事案件でありますので、委員会付託を省略して直接審議をお願いをしたいと思います。追加日程第7、質疑、討論、採決。

以上でございます。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 向後委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号の1発議案及び議案第12号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案及び議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（明智忠直） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号の1発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（明智忠直） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

○文教福祉常任委員長（柴田徹也） それでは、発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

国においては、教育の質的論議をぬきに、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から次々と対象項目をはずし、一般財源化してきた。さらに、「三位一体」改革の論議の中で、2005年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われた。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については、2分の1から3分の1に縮減するというものであった。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりではなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上でございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（明智忠直） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（明智忠直） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 議案上程

○議長（明智忠直） 追加日程第4、議案上程。

議案第12号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第5 提案理由の説明

○議長（明智忠直） 追加日程第5、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議いただくことといたしました。

議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第12号は、旭市名誉市民の決定につき同意を求めることについてでありまして、私は、飯島重雄氏を旭市名誉市民に決定いたしたく、提案するものであります。

氏は、昭和46年4月、千葉県議会議員選挙旭市選挙区から立候補して初当選を果たし、以来、連続9期36年の長きにわたり県政の進展に尽力され、昭和58年5月から昭和59年7月までは県議会議長を務め、強い信念と指導力をもってその重責を果たされております。

そのほか、商業、医療、教育など幅広い分野で活躍され、なかでも成田空港問題では国、空港公団、千葉県、地元市町村、地元住民の間で調整に奔走されるなど、県政に大きな足跡を残されております。

ここで、東総地域における活躍の一端を申し上げます。

県議会議員に初当選された昭和46年当時、それまで米作りを中心とした湿田地帯であった本地域においては、米の生産過剰による減反政策が農家に深刻な影響を与えておりました。

氏はこの問題に真摯に取り組まれ、地元農家に転作によるハウス栽培を積極的に奨励され、その結果、昭和47年6月には谷町場施設園芸モデル団地が完成し、コンピュータによる温度、施肥、給水などを自動制御集中管理する画期的な施設は、旭市のみならず周辺地域にも大きな刺激を与えたところであります。

その後も、ハウス栽培の団地化は、豊畑地区や小川地区へと広がりを見せ、現在の千葉県第1位の農業産出額を誇る本市の基盤づくりに大きく貢献されております。

また、東総地域の文化振興にも尽くされ、氏の強い働きかけにより、平成3年6月に、県立の地域文化ホールとして初の千葉県東総文化会館が開館し、さらに平成10年11月には、千葉県立東部図書館が開館したところであります。

市では、東総文化会館のオープンを契機に、文化振興基金を設置するなど、東総文化会館を核とした文化、芸術活動を支援し、その成果は、あさひ少年少女合唱団の活動や、市民ミュージカルなど市民参加型の事業が数多く実施されるレベルにまで達したことに表れております。

そして、氏は、長年の地方自治における功績で、平成4年春に藍綬褒章を受章され、また、平成19年秋には、旭日中綬章受章という輝かしい栄に浴されたところでございます。

旭市民として、市や東総地域への多大な貢献にとどまらず、千葉県の発展にも寄与された氏の功績は、旭市名誉市民の称号を贈るに相応しいと確信するものであります。

なにとぞ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（明智忠直） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第6 議案の補足説明

○議長（明智忠直） 追加日程第6、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

○総務課長（高埜英俊） 議案第12号について補足説明をいたします。

議案第12号は、旭市名誉市民の決定につき同意を求めることについてでありまして、旭市名誉市民条例第2条の規定により議会の同意をいただくものでございます。

今回、旭市名誉市民に決定したい方は、旭市ハの15番地にお住まいの飯島重雄氏で、昭和6年12月28日生まれの方でございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 総務課長の補足説明は終わりました。

◎追加日程第7 質疑、討論、採決

○議長（明智忠直） 追加日程第7、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

議案第12号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第12号は、人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第12号、旭市名誉市民の決定につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第12号は同意することに決しました。

◎追加日程 旭市農業委員会委員の推薦

○議長(明智忠直) ここで、おはかりいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、旭市議会の推薦に基づいて選任されていた旭市農業委員会委員の任期が本年7月19日に満了いたしますので、これに伴うべき委員の推薦を行いたいと思います。

旭市農業委員会委員の推薦を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(明智忠直) ご異議なしと認めます。

よって、旭市農業委員会委員の推薦を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

おはかりいたします。議会推薦の旭市農業委員会委員は4名とし、議長において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(明智忠直) ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の旭市農業委員会委員は4名とし、議長において指名することに決しました。

指名いたします。

議会推薦の旭市農業委員会委員は、旭市新町1414番地、吉田馨氏。旭市後草1443番地、平野省一氏。旭市上永井953番地、向後與惣兵衛氏。旭市清和乙673番地、越川壽一氏。以上の4名を指名いたします。

おはかりいたします。議会推薦の旭市農業委員会委員は、ただいま指名いたしました吉田馨氏、平野省一氏、向後與惣兵衛氏、越川壽一氏の４名の方を推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の旭市農業委員会委員は、ただいま指名いたしました吉田馨氏、平野省一氏、向後與惣兵衛氏、越川壽一氏の４名の方を推薦することに決しました。

これより、議会推薦の旭市農業委員会委員について採決いたします。

旭市新町1414番地、吉田馨氏を推薦することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、吉田馨氏を推薦することに決しました。

続いて、旭市後草1443番地、平野省一氏を推薦することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、平野省一氏を推薦することに決しました。

続いて、旭市上永井953番地、向後與惣兵衛氏を推薦することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、向後與惣兵衛氏を推薦することに決しました。

続いて、旭市清和乙673番地、越川壽一氏を推薦することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、越川壽一氏を推薦することに決しました。

◎日程第７ 議員派遣の件

○議長（明智忠直） 日程第７、議員派遣の件。

議員派遣の件を議題といたします。

地方公共団体の事務に関する調査等のため、地方自治法第100条第12項及び旭市議会会議規則第159条の規定により、お手元に配布されております件名表のとおり、平成20年7月14日に、姉妹都市であります長野県茅野市の中心市街地活性事業及び観光振興施策などの行政視察のため、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、件名表のとおり議員を派遣することに決しました。

◎日程第8 事務報告

○議長（明智忠直） 日程第8、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

○総務課長（高埜英俊） 篤志寄附を受納しましたので、ご報告いたします。

1つ、優勝旗3旗を、飯岡ライオンズクラブ様から3月6日受納いたしました。

1つ、プラフォーミングを、豊友会様から4月11日受納いたしました。

1つ、金10万円を、株式会社エステート・プロデュース様から6月19日受納いたしました。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 事務報告は終わりました。

◎日程第9 閉 会

○議長（明智忠直） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成20年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 明智 忠直

議員 林 一哉

議員 伊藤 保